

# 南薩地域森林計画書

(南薩森林計画区)

計画期間

令和 6年4月 1日

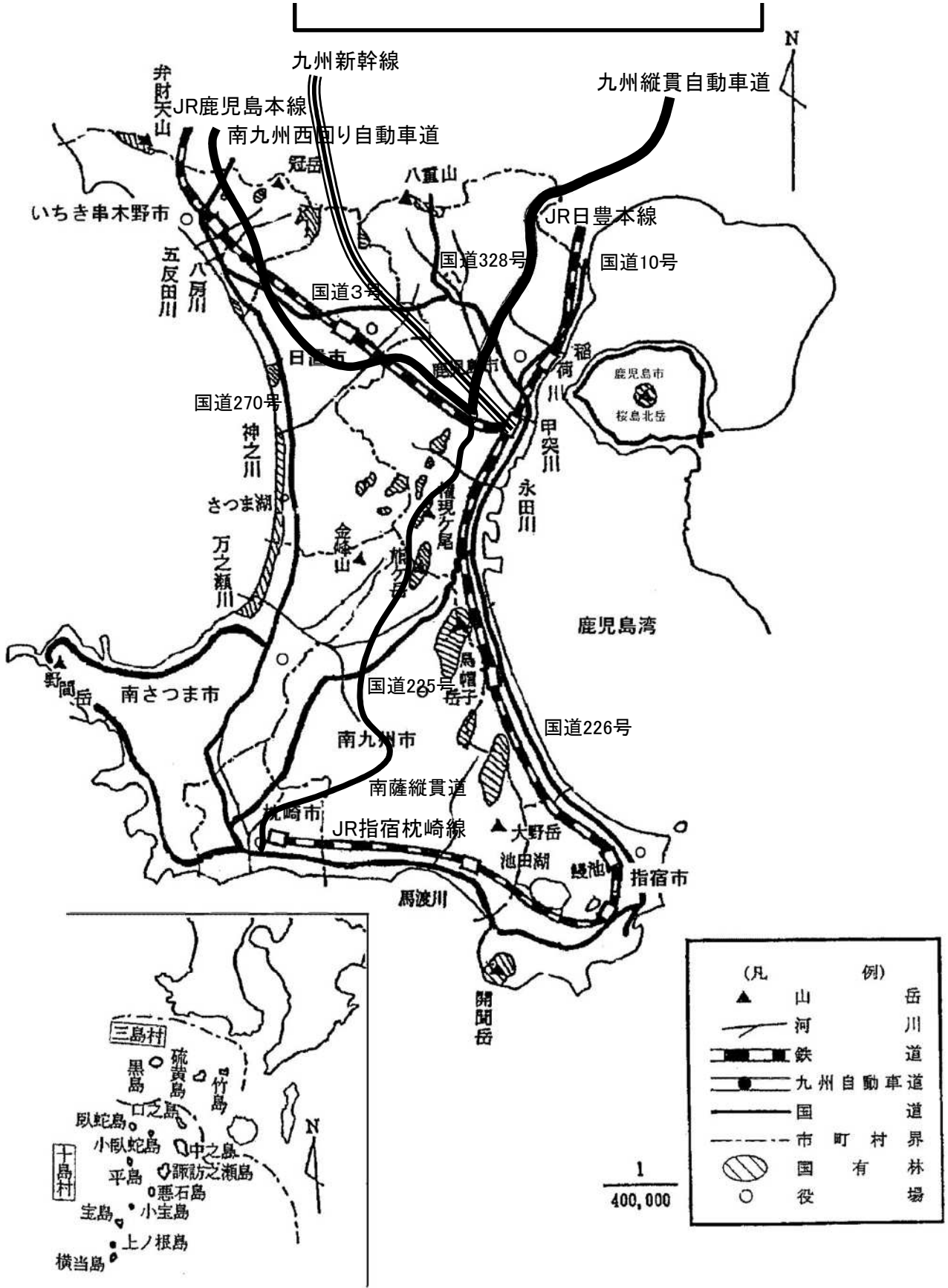
令和16年3月31日



鹿 児 島 県



# 南薩森林計画区位置図



# 目 次

## I 計画の大綱

### 1 森林計画区の概況

(1) 計画の位置付け	1
(2) 自然的背景	2
(3) 社会的・経済的背景	2
(4) 民有林の概況	3
(5) 木材加工・流通施設の状況及び林産物の生産動向	7

2 前計画の実行結果の概要及びその評価	9
---------------------	---

### 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 森林・林業・木材産業の特徴	11
(2) 計画樹立の基本的な考え方	12

## II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	15
------------------	----

### 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針	16
(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	18

2 その他必要な事項	18
------------	----

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	19
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	20
(3) その他必要な事項	20

#### 2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針	21
(2) 天然更新に関する指針	22
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	23
(4) その他必要な事項	23

#### 3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	24
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	24
(3) その他必要な事項	25

#### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	26
--	----

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	29
(3) その他必要な事項	29

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道及び林業専用道の整備に関する基本的な考え方	30
(2) 森林作業道の整備に関する基本的な考え方	31
(3) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	31
(4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	32
(5) 路網の規格・構造について	32
(6) 林産物の搬出方法等	32
(7) その他必要な事項	32

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施，森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	33
(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針	33
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	34
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	34
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	35
(6) その他必要な事項	35

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	36
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	38
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	38
(4) その他必要な事項	38

### 2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針	38
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	38
(3) 治山事業の実施に関する方針	38
(4) 特定保安林の整備に関する事項	39
(5) その他必要な事項	39

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	39
(2) その他必要な事項	39

<b>4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項</b>	
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	39
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	39
(3) 林野火災の予防の方針	39
(4) その他必要な事項	40
<b>第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項</b>	
(1) 保健機能森林の区域の基準	41
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	41
<b>第6 計画量等</b>	
<b>1 間伐立木材積その他の伐採立木材積</b>	42
<b>2 間伐面積（参考）</b>	42
<b>3 人工造林及び天然更新別の造林面積</b>	42
<b>4 林道の開設及び拡張に関する計画</b>	42
<b>5 保安林の整備及び治山事業に関する計画</b>	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	49
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	49
(3) 実施すべき治山事業の数量	53
<b>6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき         森林施業の方法及び時期</b>	54
<b>第7 その他必要な事項</b>	
<b>1 保安林その他制限林の施業方法</b>	55
<b>2 その他必要な事項</b>	65

注 本計画書の表において、「0は四捨五入により1に満たない数値」,  
「-は数の0（値なし）」の場合に用いている。

## (附) 参考資料

### 1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積	68
(2) 地況	68
(3) 土地利用の現況	71
(4) 産業別生産額	72
(5) 産業別就業者数	72

### 2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表	73
(2) 制限林、普通林別森林資源表	77
(3) 市町村別森林資源表	79
(4) 所有形態別森林資源表	81
(5) 制限林の種類別面積	83
(6) 樹種別材積表	85
(7) 特定保安林の指定状況	85
(8) 荒廃地等の面積	86
(9) 森林の被害	87
(10) 防火線等の整備状況	87

### 3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数	88
(2) 森林経営計画の認定状況	88
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	89
(4) 森林組合及び生産森林組合の現況	90
(5) 林業事業体等の現況	92
(6) 林業労働力の概況	93
(7) 林業機械化の概況	95
(8) 作業路網等の整備の概況	96

### 4 林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動	97
(2) 森林以外より森林への異動	97

### 5 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等	98
(2) 分期別期首資源表	99

### 6 その他

(1) 持続的伐採可能量	103
(2) 用語の解説	103

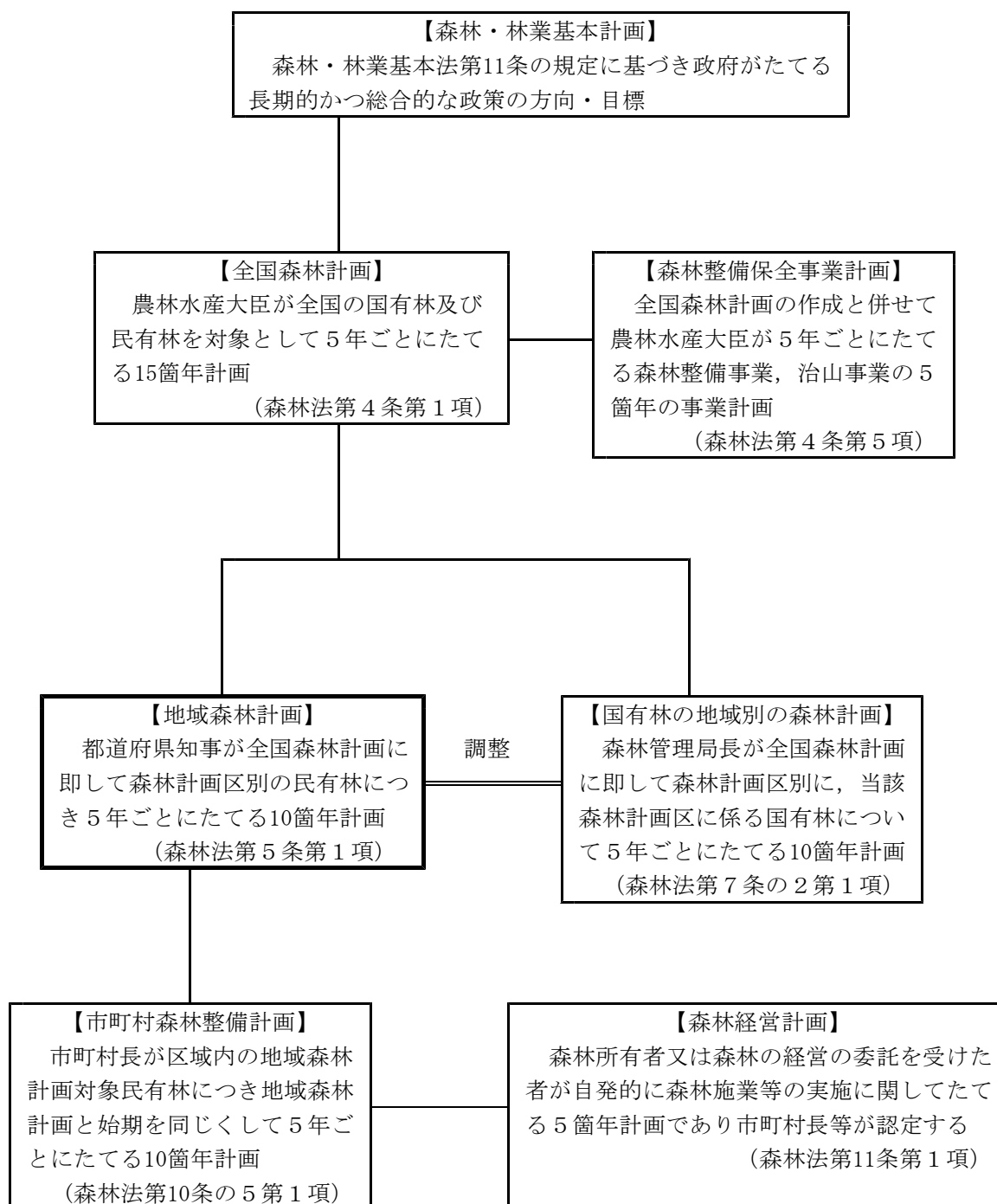
# I 計画の大綱

## 1 森林計画区の概況

### (1) 計画の位置付け

本計画は、森林法第5条の規定に基づき、知事が、全国森林計画に即し5年ごとにたてる10年間の計画で、南薩森林計画区の民有林について定めるものであり、計画期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間である。

### 森林計画制度の体系





## (2) 自然的背景

### ア 位置及び面積

本計画区は、県西南部に位置する薩摩半島、大隅諸島の一部、吐噶喇列島<sup>とから</sup>からなり、鹿児島・指宿・川辺・日置地区の7市2村で構成されている。

区域面積は、191,054haで、鹿児島県総面積918,632haの21%となっている。

### イ 地勢

本計画区の北部には、八重山(677m)を主峰に冠岳(516m)、弁財天山(519m)等大小の山岳が東西に走り、中央部に金峰山(636m)、中央部から鹿児島湾寄りには、権現ヶ尾<sup>ごんげんがお</sup>(485m)、熊ヶ岳<sup>えぼし</sup>(590m)、烏帽子岳(522m)、大野岳(466m)等が南北に走り、西部に野間岳(591m)、南部に開聞岳(924m)がある。また、東部の鹿児島湾に面して北岳(1,117m)、中岳(1,060m)、南岳(1,040m)を擁する桜島があり、活発な火山活動を続けている。

大隅諸島の一部と吐噶喇列島<sup>とから</sup>における主な山岳は、黒島の花立山(500m)、硫黄島の硫黄岳(704m)、口之島の前岳(628m)、中之島の御岳(979m)等が散在している。

河川は、これらの山岳を源として五反田川<sup>やふさ</sup>、八房川、神之川<sup>まのせ</sup>、万之瀬川、馬渡川等が東シナ海に、甲突川、稻荷川、永田川が鹿児島湾にそそぎ、これらの流域には肥沃な平野が広がっている。

主な湖沼としては、周囲15kmに及ぶ池田湖、さつま湖、鰻池がある。

### ウ 地質及び土壌

地質は、主に新生代の新第3紀及び第4紀からなり、北部山岳地帯は、おおむね輝石安山岩及びシラスが、中部地区は四万十層群(中生代)が見られる。また、南部地区は溶結凝灰岩及びシラスで構成されている。

土壌は、山岳地帯においては褐色森林土で覆われているが、丘陵平野はほとんどが黒ボク土壌で占められている。

### エ 気候

本計画区は、南北に長く南の吐噶喇列島<sup>とから</sup>と薩摩半島北部では気温の差が大きい。令和4年の年平均気温及び降水量は、日置市(旧東市来町)で18.1℃、2,177mm、鹿児島市19.3℃、2,416mm、指宿市18.6℃、2,590mmとなっている。

## (3) 社会的・経済的背景

### ア 土地利用

総面積は、191,054haであり、そのうち森林面積は、107,964haで森林率は57%である。このうち、民有林(森林法第2条で規定する民有林)は、98,055haで森林面積の91%であり、国有林は9,909haで9%となっている。

農地面積は14,857haで総面積の8%となっている。

## イ 人口

人口は、令和2年の国勢調査によると793,927人で、県の総人口1,588,256人の50%を占めている。

また、人口密度は、416人/㎢となっている。(県全体173人/㎢)

## ウ 交通

本計画区は、JR鹿児島本線、JR日豊本線、JR指宿・枕崎線のほか、九州縦貫道、南九州西回り自動車道、南薩縦貫道、国道3号(鹿児島市～いちき串木野市)、225号(鹿児島市～南九州市～枕崎市)、226号(鹿児島市～指宿市～枕崎市)、270号(いちき串木野市～南さつま市～枕崎市)を幹線として、これに縦横に連絡した県道、市道が陸上交通網を形成している。

また、海上交通拠点として、県内の離島航路の要である鹿児島港や、漁業基地としての山川港、枕崎港、串木野港がある。

## エ 産業

令和2年度の総生産は2兆6,861億円で、県全体の総生産5兆5,732億円の48%である。

総生産の産業別構成比は、第3次産業82%、第2次産業16%及び第1次産業2%である。

林業の総生産は13.3億円で、第1次産業純生産の2%であり、県全体の林業総生産90.1億円の15%である。

### (4) 民有林の概況

#### ア 民有林の現況

本計画区の地域森林計画対象森林面積は、県全体440,040haの22%に当たる98,049haである。

林種は、人工林44,831ha(46%)、天然林43,768ha(45%)、竹林6,002ha(6%)及びその他3,448ha(4%)となっており、人工林率は県平均の43%と同程度となっている。

蓄積は、27,195千 $m^3$ で、県全体120,389千 $m^3$ の23%である。また、ha当たりの蓄積は、人工林483 $m^3$ 、天然林126 $m^3$ で、県平均の人工林472 $m^3$ 、天然林144 $m^3$ と比較すると、人工林は高く、天然林は低くなっている。

樹種別の面積構成比は、人工林ではスギが64%を占め、次いでヒノキ31%、マツ3%及びクヌギ2%等となっている。

また、天然林ではその他広葉樹95%、マツ5%等となっている。

所有形態別の面積構成比は、公有林14%、私有林86%で、公有林の内訳は、県有林3%、市村有林97%である。また、私有林の内訳は、個人有林70%、共有林14%、会社有林6%、集落有林5%及びその他5%となっている。

森林の種類別の構成比は、普通林が73%、制限林が27%となっている。

## イ 森林資源の推移

森林資源を前計画と比較すると、面積で150ha、蓄積で1,455千m<sup>3</sup>それぞれ増加している。

単位 面積：ha 蓄積：千m<sup>3</sup> 束数：千束

区 分	令和元年		令和6年		前期との対比	
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
総 数	97,899	25,740	98,049	27,195	150	1,455
針 葉 樹	46,728	20,412	46,141	21,770	△587	1,358
広 葉 樹	42,299	5,328	42,458	5,425	159	97
竹 林	5,968	(1,138)	6,002	(1,145)	34	( 7)
未立木地等	1,838	-	2,296	-	459	-
更新困難地	1,066	-	1,152	-	86	-

(注) 1 竹林の蓄積は( )書き束数で示し、総数には含まない。

2 四捨五入の関係で総数と内訳は一致しない場合がある。

3 未立木地等には、伐採跡地を含む。

## ウ 森林の有する諸機能の状況

森林の有する機能別の森林面積についてみると、水源涵養機能の高度発揮が要請される森林は62,507haで、甲突川をはじめとする各河川の流域に存在している。

山地災害防止機能の高度発揮が要請される森林は56,861haで、市街地、集落周辺に存在している。

生活環境保全機能の高度発揮が要請される森林は7,728haで、海岸地、市街地、集落周辺等にあり、防風、防潮、大気浄化等の機能を発揮している。

保健文化機能の高度発揮が要請される森林は23,598haで、霧島錦江湾国立公園及び吹上浜金峰山、坊野間県立自然公園等並びに市民の森等を中心に分布している。

木材等生産機能の発揮が要請される森林は70,827haで、金峰山系を中心に全域に広がっている。

単位：ha

区 分	面 積
水 源 涵 養 機 能	62,507
山 地 災 害 防 止 機 能	56,861
生 活 環 境 保 全 機 能	7,728
保 健 文 化 機 能	23,598
木 材 等 生 産 機 能	70,827

(注) 機能別の森林面積は重複している。

## エ 保安林の現況

保安林の面積は、本計画区対象森林の10%に当たる9,371haで、種類別にみると水源かん養保安林62%、土砂流出防備保安林21%、土砂崩壊防備保安林7%及びその他11%である。

単位 面積：ha 比率：%

区分	水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	飛砂防備	防風	潮害防備	干害防備	落石防止	魚つき	保健	風致	計
面積	5,772	(1) 1,972	(9) 613	106	(0) 55	(2) 241	(23) 335	9	(4) 149	(369) 55	(0) 62	(408) 9,371
比率	59.0	20.2	6.4	1.1	0.6	2.5	3.7	0.1	1.6	4.3	0.6	100.0

(注) 1 上段の( )書きは、記入欄の左側の制限林と重複する面積で、外数である。

2 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。

3 比率については、重複指定保安林を含む面積割合である。

## オ 伐採、造林の推移

### (ア) 伐採の推移

過去5箇年の民有林の伐採材積は、針葉樹662千 $m^3$ 、広葉樹120千 $m^3$ 、計782千 $m^3$ となっており、年平均は156千 $m^3$ で、県全体の伐採量の11%である。

また、主伐面積は、針葉樹680ha、広葉樹819ha、計1,499haで、年平均は300haであり、県全体の12%である。

単位 面積：ha 材積：千 $m^3$  比率：%

区分	針葉樹				広葉樹		計	
	主伐面積	材積			主伐面積	材積	主伐面積	材積
		計	主伐	間伐				
平成30年度	184	158	100	58	155	23	339	181
令和元年度	162	154	88	66	158	23	320	177
令和2年度	86	110	49	61	169	25	255	135
令和3年度	98	112	56	56	146	21	244	134
令和4年度	150	128	86	42	191	28	341	156
計	680	662	378	284	819	120	1,499	782
年平均(A)	136	132	76	57	164	24	300	156
県平均(B)	1,826	1,314	1,018	295	729	109	2,555	1,423
比率(A/B)	7	10	7	19	22	22	12	11

(注) 1 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。

2 主伐面積については、伐採材積及び伐採照査の結果により推計したものである。

資料：森林経営課，かごしま材振興課

## (イ) 造林の推移

過去5箇年の造林面積は、再造林435ha、拡大造林9ha、計444haとなっており、増加傾向にある。

単位 面積：ha 比率：%

区 分	造 林 面 積			樹 種 別 面 積			
	総 数	再造林	拡大造林	総 数	スギ	ヒノキ	その他
平成30年度	88	87	1	88	69	-	19
令和元年度	65	62	3	65	54	0	11
令和2年度	72	71	1	72	63	0	9
令和3年度	87	85	2	87	80	0	7
令和4年度	132	131	1	132	106	1	25
計	444	435	9	444	372	1	71
年平均(A)	89	87	2	89	74	0	14
県平均(B)	775	739	35	775	711	6	57
比率(A/B)	11	12	5	11	10	3	25

(注) 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。

資料：森林経営課

## カ 林道の整備状況

過去5箇年の林道開設延長は、2,735mで、年平均547m開設されており、令和4年度末の総延長は、552,402mとなっている。

また、林道密度は県平均6.7m/haに対し5.8m/haである。

単位 延長：m 密度：m/ha

区 分	林 道 開 設 延 長	林 道 密 度
平成30年度	410	5.7
令和元年度	150	5.7
令和2年度	760	5.8
令和3年度	822	5.8
令和4年度	593	5.8
計	2,735	—
年平均	547	—
現在までの総延長	552,402	—
県全体	2,926,712	6.7

(注) 林道密度の算出に用いた森林面積は、平成28年度の民有林林道等整備計画策定時の面積(95,734ha)である。

資料：かごしま材振興課

## (5) 木材加工・流通施設の状況及び林産物の生産動向

### ア 木材加工・流通施設の状況

木材流通施設は、令和4年度末で素材市場が1市場、製品市場が2市場である。令和4年度の素材取扱量は6千 $\text{m}^3$ で県全体の1%、製品取扱量は6千 $\text{m}^3$ となっている。また、木材加工施設については、製材工場等が令和4年度末で32工場となっている。なお、木材高次加工施設については、プレカット工場が4工場となっている。

単位 事業所，構成比・比率：%

区 分	製 材 工 場				チップ工場	
	総 数	75kw未満 (小規模工場)	75～300kw (中規模工場)	300kw以上 (大規模工場)	専 業	兼 業
南薩計画区	28	17	8	3	4	(1)
(A) 構成比	100	61	29	11	-	-
県 全 体	108	67	29	12	20	(14)
(B) 構成比	100	62	27	11	-	-
比率 (A/B)	26	25	28	25	20	7

(注) チップ工場の( )書きは製材工場の内数である。

資料：県森林・林業統計（令和4年11月），かごしま材振興課

### イ 林産物の生産動向

#### (ア) 素材

過去5箇年の素材生産量は、針葉樹526千 $\text{m}^3$ ，広葉樹113千 $\text{m}^3$ ，計639千 $\text{m}^3$ で、年平均128千 $\text{m}^3$ であり、県全体の生産量の10%である。

単位 千 $\text{m}^3$ ，比率：%

区 分	民 有 林			国 有 林			合 計		
	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計
平成30年度	119	16	135	4	-	4	123	16	139
令和元年度	114	23	137	8	-	8	122	23	145
令和2年度	79	25	103	0	-	0	79	25	104
令和3年度	86	21	107	7	-	7	93	21	114
令和4年度	104	28	132	5	-	5	109	28	137
計	501	113	614	25	-	25	526	113	639
年平均 (A)	100	23	123	5	-	5	105	23	128
県平均 (B)	999	98	1,097	171	-	171	1,170	98	1,268
比率 (A/B)	10	23	11	3	-	3	9	23	10

(注) 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。

資料：県森林・林業統計(令和4年11月)，かごしま材振興課

### (イ) 特用林産物

主要な特用林産物は、たけのこ、まき、菌床生しいたけ等のきのこ類、シキミであり、過去5箇年の生産量及び生産額は、たけのこが5,123トンで14億4千7百万円、まきが39千RMで4億5千1百万円、菌床生しいたけが431トンで2億9千万円、ぶなしめじが705トンで3億6千8百万円、シキミが1,139トンで5億7千9百万円となっている。

なお、総生産額は、年平均7億6千6百万円で県全体の生産額の19%である。

単位 比率：%

区 分 単 位	た け の こ		ま き		菌床生しいたけ	
	生 産 量 t	生 産 額 百万円	生 産 量 千RM	生 産 額 百万円	生 産 量 t	生 産 額 百万円
平成30年	1,183	312	12	182	96	50
令和 元年	913	305	7	107	95	49
令和 2年	1,285	280	7	53	92	88
令和 3年	729	227	7	48	95	53
令和 4年	1,013	323	6	60	54	50
計	5,123	1,447	39	451	431	290
年平均 (A)	1,025	289	8	90	86	58
県平均 (B)	5,351	1,503	10	111	201	137
比率 (A/B)	19.1	19.3	81.8	81.0	43.0	42.3

区 分 単 位	ぶなしめじ		シキミ		その他	合計
	生 産 量 t	生 産 額 百万円	生 産 量 t	生 産 額 百万円	生 産 額 百万円	生 産 額 百万円
平成30年	132	66	195	105	144	858
令和 元年	131	65	156	80	151	758
令和 2年	143	72	252	122	124	738
令和 3年	145	73	252	125	136	662
令和 4年	154	93	283	148	138	813
計	705	368	1,139	579	693	3,828
年平均 (A)	141	74	228	116	139	766
県平均 (B)	142	74	527	268	1,951	4,045
比率 (A/B)	99.2	99.3	43.3	43.3	7.1	18.9

- (注) 1 その他は、その他きのこ類、山菜類、竹材、木・竹炭等である。  
 2 まきの単位RMは、ラウムメーターで層積立方メートルである。  
 3 集計は暦年である。  
 4 四捨五入の関係で合計と内訳の計は一致しない。

資料：森林経営課

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画（令和元～10年度）における前半5箇年分（令和元～5年度）の計画量と実行結果（平成30～令和4年度），概要等については次のとおり。

### （1）伐採立木材積

主伐については，森林資源の充実や木材需要の高まりなどにより増加しているものの，計画量を下回った。

間伐については，木材生産の形態が主伐へ移行したことなどにより，計画量を下回った。

単位：千m<sup>3</sup>

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	831	512	1,343	498	284	782	60%	55%	58%
針葉樹	701	512	1,213	378	284	662	54%	55%	55%
広葉樹	130	-	130	120	-	120	92%	-	92%

### （2）間伐面積（参考）

木材生産の形態が主伐へ移行したことなどにより，計画量を下回った。

単位：ha

間 伐 面 積		
計 画	実 行	実行歩合
4,930	2,468	50%

### （3）人工造林・天然更新別面積

計画量を下回った。

単位：ha

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
2,020	822	41%	566	444	78%	1,454	378	26%

### （4）林道開設又は拡張の数量

県内の計画路線の中で地域の要望等を踏まえながら必要性や緊急性等を総合的に判断し，優先度の高い路線から開設，拡張を行った結果，計画を下回った。

単位：m

区 分	開 設 延 長		
	計 画	実 行	実行歩合
開 設	71,530	2,735	4%
拡 張	65,429	2,975	5%



**(5) 保安施設の数量**

**ア 保安林の指定又は解除の実績**

水源の涵養<sup>かん</sup>や山地災害の防備を目的に保安林の指定を推進したものの計画を下回った。

単位：ha

区 分	指 定			解 除			備 考
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	
水源涵養 のための 保安林	222	164	74%	—	1	—	
災害防備 のための 保安林	353	126	36%	—	4	—	
保健，風致 保全のため の保安林	79	0	0%	—	4	—	
計	654	290	44%	—	9	—	

**イ 保安施設地区の指定**

計画及び実績なし

**ウ 治山事業**

計画どおり達成した。

単位：地区

種 類	計 画	実 行	実行歩合
治山事業施行地区数	56	62	111%

**(6) 要整備森林の施業の区分別面積**

計画及び実績なし

### 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

#### (1) 森林・林業・木材産業の特徴

南薩地域においては、充実した森林資源を背景に、串木野新港などからの木材輸出、新たに稼働した木質バイオマス発電施設2箇所への原材料供給のほか、全国1位の生産量を誇る鯉節の加工用となるまき等の生産に、森林組合や林業事業者が積極的に取り組んでいる。

再造林については、森林組合に加え、民間事業者の参画により再造林に必要な労働力の確保が図られつつあり、令和4年度の再造林面積は131haで県全体の約13%を占め、年々増加傾向で推移している。

#### ア 森林の特徴

- (ア) 本計画区民有林は、総土地面積の51%であり、そのうち鹿児島地域振興局管内に56%、南薩地域振興局管内に44%の森林が分布している。
- (イ) 金峰山系を中心にスギ・ヒノキを主体とした人工林化が進められ、人工林率は県平均と同程度の46%となっている。これらの豊富な森林資源を背景にまとまりのある森林・林業地帯が形成されている。
- (ウ) 鹿児島市をはじめ住宅地周辺の森林が多く、水源涵養機能及び山地災害防止機能の高度発揮が求められている。
- (エ) 霧島錦江湾国立公園、吹上浜金峰山、坊野間及びトカラ列島県立自然公園等に加え、優れた自然景観を活かした生活環境保全林や市民の森等が各地に整備され、自然散策やレクリエーション等自然とのふれあいの場として利用されている。

#### イ 林業の特徴

- (ア) 素材生産量は、年平均128千 $\text{m}^3$ で県全体の10%を占め、うち民有林の針葉樹の生産量は100千 $\text{m}^3$ で県全体の10%となっており、資源の充実とともに近年増加傾向にある。また、広葉樹は23千 $\text{m}^3$ で県全体の23%を占め、鯉節加工用まきとしての需要が多い。
- 素材生産業者は45業者で、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムを導入するなど、素材生産の低コスト化に向けた取組が行なわれつつあるが、年間取扱量が500 $\text{m}^3$ 未満の小規模な事業者が38%(17業者)となっている。
- (イ) スギ・ヒノキ人工林が本格的な利用期を迎え、木材生産の形態は主伐が6割を占めており、年平均伐採量は156千 $\text{m}^3$ で県全体の11%となっている。なお、主伐後の年平均造林面積は89haで県全体の11%となっており、近年増加傾向で推移している。
- (ウ) 林道を中心に林業生産基盤の整備が図られており、林道延長は552千 $\text{km}$ で整備率は60%となっている。
- (エ) 特用林産物の年平均生産量は、たけのこが1,025 $\text{t}$ で県内の19%、菌床しいたけ等のきのこ類が251 $\text{t}$ で県内の10%、鯉節加工用のまきが8千 $\text{RM}$ で県内の82%、シキミが228 $\text{t}$ で県内の43%となっている。
- また、三島村や十島村では、リュウキュウチクなどの生産が行われている。

#### ウ 木材産業の特徴

- (ア) 木材流通については、鹿児島市の木材団地内に素材市場が1市場、製品市場が2

市場あり，重要な流通拠点を形成している。また，串木野新港などから東アジア等への木材輸出が行われているほか，新たに稼働した2箇所の木質バイオマス発電施設への原材料供給が行われている。

(イ) 木材加工については，製材工場等が令和4年度末で32工場，プレカット工場が4工場となっている。

## **(2) 計画樹立の基本的な考え方**

南薩地域森林計画の樹立に当たっては，本県の森林・林業・木材産業に関する目指すべき姿とその実現に向けた推進方針等を示した「鹿児島県森林・林業振興基本計画（鹿児島県，平成31年3月改定）」との整合性を図るものとし，地域の特徴等を踏まえ，次の基本的な考え方に基づき各計画事項を定める。

### **ア 計画の対象とする森林の区域**

森林法第2条に規定する民有林のうち，自然的・社会的・経済的条件及びその周辺の地域における土地利用の動向からみて，森林として利用することが相当でないと認められる森林を除く森林を対象とする。

### **イ 森林の整備及び保全に関する基本的な事項**

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため，生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ，「持続可能な森林経営」を達成し得るよう，森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標と基本方針を定める。

また，森林の有する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行うため，「災害に強い森林づくり指導要綱（林務水産部 平成8年8月）」に基づいた適切な施業を実施する。

### **ウ 森林の立木竹の伐採に関する事項**

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため，伐採，特に主伐に関する標準的な方法や，主伐時期に関する指標として樹種別の標準伐期齢の指針等を定める。

### **エ 造林に関する事項**

伐採跡地については，裸地状態を早期に解消して公益的機能の回復・維持を図るとともに，適確な更新を確保するため，人工造林及び天然更新の標準的な方法や伐採跡地の更新すべき期間に関する指針等を定める。

### **オ 間伐及び保育に関する事項**

人工林の一部では森林資源が成熟しつつあるものの，伐期が延長傾向にあることを踏まえ，森林の質的向上と健全性の維持が図られるよう森林の状況に応じて適時に施業を行うことが必要である。そのため，間伐及び保育の標準的な方法に関する指針等を定める。

#### **カ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項**

森林の有する公益的機能の高度発揮が求められる森林の区域については、「公益的機能別施業森林」として、複層林施業や長伐期施業等の多様な森林整備を促進する必要がある。また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、「木材生産機能維持増進森林」として路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することが必要である。このため、公益的機能別施業森林等の区域の基準や森林施業の方法に関する指針等を定める。

#### **キ 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項**

林道等の路網については、傾斜等の自然条件、伐採や造林等の事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要となる森林施業を効果的かつ効率的に実施するための整備に関する基本的な考え方を示す。

また、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及・定着を図る。

#### **ク 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項**

森林経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進、森林施業の共同化の促進、林業就業者対策、機械化、加工・流通施設の近代化等の条件整備についての方針を定める。

#### **ケ 森林の土地の保全に関する事項**

樹根及び表土の保全その他林地の保全に留意すべき森林として、水源かん養、土砂流出防備等の保安林を指定するとともに、土地の形質の変更に当たって留意すべき事項を定める。

#### **コ 保安施設に関する事項**

保安林については、森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標と基本方針に即し、森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、保安林の配備の方針を定める。

治山事業については、森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項に即し、災害に強い地域づくり、水源地域の機能強化、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の森林整備や溪間工、山腹工等の治山施設の整備の方針を定める。

#### **サ 鳥獣害の防止に関する事項**

鳥獣別に鳥獣害防止区域の基準及び当該区域内における当該区域の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）被害の防止方法に係る方針を定める。

#### **シ 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項**

松くい虫などの病虫害や対象鳥獣以外の鳥獣害等の被害対策の方針、森林火災の予防方針について定める。

**ス 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項**

森林の保健機能を高度に発揮する必要がある森林について、森林施業の標準的な方法、施設整備の指針等を定める。

**セ 計画量等**

全国森林計画に即し、イに定める「森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標」を実現するため、森林資源の構成状況、地域の特性等を考慮しながら、鹿児島県森林・林業振興基本計画を踏まえて各計画量を定める。

**ソ その他必要な事項**

法令により伐採などの施業について制限を受けている森林（以下「制限林」という。）の所在及び施業方法について示す。

## Ⅱ 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

表Ⅱ－1 市町村別の地域森林計画対象森林面積

単位：ha

市 町 名		面 積	備 考	
総 数		98,049		
鹿 児 島 地 域 振 興 局	鹿 児 島 市	27,237		
	旧鹿児島市	12,285		
	旧吉田町	3,499		
	旧桜島町	1,787		
	旧喜入町	2,960		
	旧松元町	3,163		
	旧郡山町	3,543		
	三 島 村	2,517		
	十 島 村	6,811		
	日 置 市	13,039		
	旧東市来町	3,608		
	旧伊集院町	2,693		
	旧日吉町	1,320		
	旧吹上町	5,418		
	いちき串木野市	5,631		
	旧串木野市	4,125		
	旧市来町	1,506		
	小 計	55,235		
	南 薩 地 域 振 興 局	枕 崎 市	3,352	
		南さつま市	17,478	
旧加世田市		5,546		
旧笠沙町		2,935		
旧大浦町		2,614		
旧坊津町		2,729		
旧金峰町		3,654		
南九州市		16,693		
旧穎娃町		3,620		
旧知覧町		5,413		
旧川辺町		7,660		
指 宿 市		5,291		
旧指宿市		3,092		
旧山川町		1,263		
旧開聞町	936			
小 計	42,815			

(注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。(森林法第5条で定義された森林)

2 本計画の対象とする森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可、同法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の対象となる。

ただし、上記開発行為の許可については、保安林及び保安施設地区の区域内並びに海岸保全区域内の森林、伐採及び伐採後の造林の届出については、保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。

3 四捨五入の関係で総数と内訳は一致しない場合がある。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施及び森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進する。

そのため、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、水源<sup>かん</sup>の涵養、山地災害の防止・土壌の保全、快適環境の形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全並びに木材等生産の各機能が十分に発揮されるよう、適切な森林施業の実施や林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害被害・野生鳥獣被害の防止対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

これらの森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針を表Ⅱ－２のとおりとする。

表Ⅱ－２ 森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標 (望ましい姿)	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林	<p>○洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件及び社会的条件、県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>○ダム等の利水施設上流部において、水源<sup>かん</sup>涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
土山保災全害機防能止機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	<p>○災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。</p> <p>○集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止及び山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止工・土留工等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>

機快 能適 環 境 形 成	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	○地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備及び大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業並びに適切な保育・間伐等を推進することとする。 ○快適な環境の保全のための保安林の指定及びその適切な管理、防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
保 シ健 ヨ・ ンレ 機ク 能リ エ	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林	○県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件及び県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進することとする。 ○保健のための保安林の指定及びその適切な管理を推進することとする。
文 化 機 能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林	○美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 ○風致の保存のための保安林の指定及びその適切な管理を推進することとする。
保生 全物 機多 能様 性	原生的な森林生態系、希少な生物種が生育・生息している森林、または、陸域・水域にまたがり特有の生物種が生育・生息している溪畔林	○属地的に生物多様性の機能の発揮が求められる森林については、既存の森林構成を維持することを基本とした保全を図ることとする。 ○野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
機木 能材 等 生 産	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	○木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化及び機械化を通じた効率的な森林の整備を推進することを基本とする。

(注) 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

また、これら機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性の無い機能であることに留意する必要がある。



## (2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等は、表Ⅱ－3のとおり定める。

表Ⅱ－3 単位 面積：ha，森林蓄積：m<sup>3</sup>/ha

区 分		現 況 (令和6年4月1日現在)	計 画 期 末 (令和16年3月31日)
面	育成単層林	44,769	44,533
	育成複層林	305	1,707
積	天然生林	52,975	51,809
	森 林 蓄 積	277	284

(注) 1 四捨五入の関係で面積の計と地域森林計画対象森林面積は一致しない場合がある。

### 2 育成単層林・育成複層林・天然生林の区分

期待する機能の発揮に向けた森林への誘導については、育成のための人為<sup>注1</sup>の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、以下の育成単層林・育成複層林・天然生林ごとに示すこととする。

#### (1) 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

#### (2) 育成複層林

森林を構成する林木を帯状もしくは群状または単木で伐採し、複数の樹冠層<sup>注2</sup>を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

#### (3) 天然生林

主として自然に散布された種子などにより成立し、維持される森林<sup>注3</sup>。例えば、天然更新によるシイ・カシ等からなる森林。

注1：「人為」とは、目的に応じ、植栽，更新補助(天然下種更新のための地表のかき起こし・刈払い等)，芽かき，下刈，除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

注2：「複数の樹冠層」とは、一定の範囲または同一空間において、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

注3：「天然生林」には、未立木地，竹林等を含む。

## 2 その他必要な事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林情報を的確に把握することが必要であることから、航空レーザ測量等による高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備に努めるとともに、森林GISの効果的な活用を図る。

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

伐採の方法は、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要の動向、森林の構成等を勘案して定める。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採に制限がある森林においては、その森林ごとに制限に沿った施業を行うものとする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努めることとする。特に、生物多様性保全上重要な役割を担う霧島錦江湾国立公園並びに吹上浜金峰山、坊野間及びトカラ列島県立自然公園等のほか、希少野生動植物の生息地等周辺での施業について配慮することとする。

さらに、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等に努める。

適正な森林の更新や林地の荒廃を防止するため、伐採時における路網計画・作業システム・作業跡地の処理・森林土壌の保全について留意し、実施に当たっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き（環境林務部 平成24年2月）」を参考にすることとする。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的事項等を踏まえ、次の事項を指針として伐採に関する事項を定めるものとする。

##### （1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の指針として定めるものとする。

ア 立木竹の伐採のうち主伐は、更新を伴う伐採であり、その方法は、皆伐又は択伐によることとする。

イ 森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採箇所間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度（20m）の幅を確保するものとする。また、伐採対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

ウ 伐採に当たっては、伐採後の確実な更新を図るため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して行うこととする。特に、自然条件が劣悪なため、皆伐による方法では更新を確保できない森林については、択伐によるなど適確な更新が図られるよう配慮する。なお、伐採後の更新を天然更新による場合には、気候、地形、土壌等の自然条件、周辺の伐採地の更新状況を勘案して更新が可能と見込まれる林分を対象とし、天然稚樹の生育状況、母樹の保存及び種子の結実等に配慮することとする。

エ 林地の保全、台風害等の防止、落石等の各種被害の防止、霧島錦江湾国立公園等の風致景観の維持並びに溪流周辺及び希少野生動植物の生息地等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

オ 育成複層林に誘導するための主伐に当たっては、「鹿児島県の長伐期施業の手引き（林務水産部 平成16年10月）」を参考に、複層状態の森林に確実に誘導する観

点から、自然条件を踏まえ、構成樹種及び林分構造等を勘案して行うこととする。  
 カ 森林の生物多様性の保全、伐採跡地の連続性の回避、伐採後の的確な更新の確保、保護樹帯の設置等について、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法とすること。

(ア) 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。

気候、地形、土壌等の自然条件及び下流域の人家等への影響など公益的機能の確保の必要性も考慮して伐採面積を設定するものとし、伐採に制限がない森林であっても、1箇所当たりの伐採面積は20ha以下とすることが望ましい。併せて、伐採箇所の分散に配慮するとともに、伐採跡地の適確な更新を図るものとする。また、表土の流出を防止するため必要に応じて柵工を設けることとする。

(イ) 択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・群状・帯状として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

その割合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう残された森林について一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

**(2) 立木の標準伐期齢に関する指針**

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、地域の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して表Ⅱ-4を参考に市町村森林整備計画に定めるものとする。

また、特定苗木などが調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努める。

なお、標準伐期齢は、当該林齢に達した時点での立木の伐採を義務づけるためのものではない。

表Ⅱ-4 主要樹種ごとの標準伐期齢

地 区	樹 種 (年)					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
南薩森林計画区一円	35	40	30	40	10	20

**(3) その他必要な事項**

特になし

**2 造林に関する事項**

造林については、裸地状態を早期に解消して、公益的機能の回復・維持を図るため、更新すべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請を考慮し、人工造林又は天然更新による

こととする。

なお、人工造林においては、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽等に努める。

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的事項等を踏まえ、次の事項を指針として造林に関する事項を定めるものとする。

### （１）人工造林に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽等を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種を選択の指針として定めるものとする。

造林すべき樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、造林種苗の需給動向、木材の利用状況並びに既往の造林実績等を勘案して選定する。また、多様な森林を造成する観点から、広葉樹や郷土樹種を含め様々な樹種を検討するものとする。

なお、成長に優れたエリートツリー等の苗木や花粉の少ない苗木の確保を図るため、その増加に努めることとする。

表Ⅱ－５－１ 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、その他有用樹種
-----------	-----------------------

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の指針として定めるものとする。

##### （ア）人工造林の植栽本数に関する指針

植栽本数は、既往の植栽本数及び施業の省力化の観点から、表Ⅱ－５－２を目安として市町村森林整備計画に定めるものとする。

表Ⅱ－５－２ 主要樹種ごとの植栽本数 単位：本／ha

樹種	植栽本数
スギ・ヒノキ	1,500～3,000
クヌギ	2,000～4,000

（注）低密度（1,500本／ha）植栽の実施に当たっては、林冠の閉鎖が遅れ梢殺（ウラゴケ）の増加が懸念されることなどから、「鹿児島県育林技術指針（林務水産部 令和5年7月一部改正）」の留意事項を参照するものとする。

##### （イ）人工造林の標準的な方法の指針

###### a 地ごしらえの方法

地ごしらえは、雑草木の地被物を全面的に刈り払い、植え付け場所の両側に筋状に整理する。筋の方向は、緩傾斜の場合は等高線状に、急傾斜の場合は傾斜の方向に整理する。

また、伐採・搬出時に用いる林業機械を地ごしらえに活用し、伐採跡地において植生が繁茂しないうちに植栽を終わらせる一貫作業システムの導入により、作業工程の効率化や再造林の低コスト化に努めるものとする。

b 植え付けの方法

植え付けは、植え穴をおおむね30～40cm四方、深さ30cm程度とし、苗木の根をよくほぐして丁寧に植える。

また、伐採と造林の一貫作業システムの導入等による施業の効率化や、植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用にも努めるものとする。

c 植え付けの時期

普通苗は2月上旬から3月中旬までの春植えを標準としているが、コンテナ苗は幅広い時期に植え付けが可能である。

植え付けの時期については、地域の実情や自然条件等に応じて適切に選定することとする。

**ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針**

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の指針として定めるものとする。

森林の有する公益的機能の早期回復及び維持並びに森林資源の造成を図るため、皆伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間に植栽するものとする。

**エ その他**

複層林化を図る場合の樹下植栽については、「複層林施業の要点（林務水産部平成4年3月）」を参考にすることとする。

**(2) 天然更新に関する指針**

前生樹の生育状況、母樹の存在等の森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件も踏まえ、天然力を活用することにより、適確な更新が図られる森林において行うこととする。

**ア 天然更新の対象樹種に関する指針**

天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の指針として定めるものとする。

対象とする樹種は、地域における既往の有用広葉樹を主体に将来高木と成りうる樹種（以下「更新対象樹種」という。）とする。

表Ⅱ－6－1 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	アカメガシワ、タブノキ、カシ類、シイ類等の更新対象樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	タブノキ、クスノキ、カシ類、シイ類等

**イ 天然更新の標準的な方法に関する指針**

天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の指針として定めるものとする。

天然更新補助作業は、下層植生、自然条件、前生樹等を勘案し、天然下種更新の場合、稚樹の発生・生育が不十分な箇所において、必要に応じて、刈り出し、地表

かき起し、植込み等を行う。ぼう芽更新の場合、更新対象樹種のぼう芽枝の発生状況を確認し、必要に応じて芽かきや植込み等を行うこととする。

また、期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数は、表Ⅱ－6－2のとおりとする。

表Ⅱ－6－2

単位：本／h a

樹種	期待成立本数（注1）	天然更新すべき立木の本数（注2）
上記更新対象樹種	6, 0 0 0 ※	2, 0 0 0

（注） 1 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地において、天然更新すべき本数の基準となるもので、更新対象樹種の5年生時点での期待される成立本数

2 天然更新をすべき期間内に更新対象樹種が立木度3以上となる本数

※出典：林業技術ハンドブック（社団法人全国林業改良普及協会 平成10年7月）  
第10章 広葉樹人工造林の実行

#### ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の指針として定めるものとする。

森林の有する公益的機能の早期回復及び維持を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に天然更新を図るものとし、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図るものとする。

#### エ 天然更新の完了基準

天然更新の完了確認は「鹿児島県天然更新完了基準（林務水産部 平成19年8月）」に基づき更新調査を行い、更新対象樹種の稚樹、幼樹、ぼう芽枝等のうち、樹高が0.5m以上、ha当たりの密度が2,000本以上確認された場合に更新完了とする。

#### （3）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害などの発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等の観点から、天然更新が期待できない森林について適確な更新を確保すること。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定めるものとする。

#### （4）その他必要な事項

特になし

### 3 間伐及び保育に関する事項

森林の立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して定める。

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、森林の整備及び保全の目標その他森林の整備に関する基本的事項等を踏まえ、次の事項を指針として間伐に関する事項を定めるものとする。

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の指針として定められるものとする。

間伐は、植栽木の生育が進み、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた林分において、主に目的樹種の一部を伐採する方法であって、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針（林務水産部 令和5年7月一部改正）」に基づき、森林の現況、経営手法並びに生産目標に応じて開始時期、間伐方法及び間伐率等を定め行うものとする。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入の検討に努めるものとする。

なお、「スギ・ヒノキ人工林育林管理システム（林務水産部 平成18年11月）」より一定の条件で算出したものを目安として表Ⅱ-7に示す。

表Ⅱ-7 間伐シミュレーション

樹種	区分	間伐時期				間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	見込林齢(年)	18	25	36	53	初回：曲がり木、被圧木、被害木等を伐採する。 2回目以降：残存木の均質化、配置に重点を置く。
	樹高(m)	10.4	12.8	16.1	20.1	
	本数間伐率(%)	27	26	26	27	
	残存本数(本)	1,971	1,459	1,080	789	
ヒノキ	見込林齢(年)	22	34	48		
	樹高(m)	9.5	12.6	15.7		
	本数間伐率(%)	27	28	26		
	残存本数(本)	1,971	1,420	1,051		

(注) シミュレーションは、次の条件で実施した。①地位は中、②長伐期施業、③収量比数0.8程度の林分を0.7程度まで落とす、④間伐率は25～30%、⑤植栽本数は3,000本、⑥初回間伐前の本数は2,700本、⑦木取り方法を勘案し間伐時期を補正。

#### (2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の指針として定めるものとする。

実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針」を目安とするが、画一的に行うこと

なく、局地的気象条件、植生の繁茂状況等及び林木の競合状態に応じて実施時期及び方法を定め行うものとする。

〔下刈り〕

下刈りは、植栽木の速やかで健全な成長を確保するために、周囲の雑草木類を刈り払うものであり、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法を選定して行う。また、一般的には造林木の高さが雑草木類の最多葉層高の1.5倍以上になるまで実施する。通常年1回、原則として5～9月に実施するが、雑草木類の繁茂が著しく造林木の成長に悪影響を及ぼすような場合（特に2年目、3年目）には、2回刈りを行う。

〔つる切り〕

つる切りは、植栽木へのつる類の巻きつきや覆いかぶさりによる幹折れや幹曲がりを防ぐことを目的として行うものである。つる類の繁茂状況に応じて実施するが、下刈りが終わってから除伐までの間に2回程度実施するのが一般的で、実施は、根茎の貯蔵養分が少なくなる6～7月頃が適期である。また、つる切りの方法としては、切り離し、掘り取り、薬剤処理などがある。

〔除伐〕

除伐は、下刈り終了後の林冠がうっ閉する前の森林において、植栽木と競合する他の樹木を除去し、植栽木の健全で速やかな成長を促す作業である。なお、目的外樹種であっても、その成育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用な樹木は保存し育成しても差し支えない。

除伐は、10～15年生くらいの際に1回ないし2回実施する。

1回目…林冠がうっ閉し始めた頃、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種を除去

2回目…1回目から3～5年経過後、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種のほか、収穫予定木以外の主林木の一部を除去

〔枝打ち〕

枝打ちは、無節性の高い優良材の生産を目的として、植栽木の生育過程において下方の不要な枝を切り落とす作業である。また、幹形を修正して完満な材の育成、複層林等における林内光環境の改善、病虫害の予防・被害軽減の二次的な効果もある。

実施に当たっては、材としての生産目的を考慮し、製品表面に節が出ないよう適期に繰り返し行うことが肝要で、生育期は樹皮が剥げやすく材に変色が発生するため4～10月は避け、11月～3月の生育休止期に行う。

なお、詳細については、「枝打ち技術指針（林務部 昭和56年3月）」を参照することとする。

なお、複層林における下刈り、つる切り、除伐についても上記に準じて行い、ぼう芽更新を行った林分については、ぼう芽状況等を考慮し、必要に応じて芽かきを行う。

### （3）その他必要な事項

特になし



#### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の整備及び保全に関する基本的な事項で示す「森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針」のうち、特に公益的機能の高度発揮が求められ、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の実情からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を「公益的機能別施業森林」とする。

林木の生育が良好で、木材として利用する上で良好な樹木により構成されている森林であって、林道等の基盤整備が適切に行われている森林の区域については、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」とする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、重複も可とし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めるものとする。

市町村森林整備計画においては、森林整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項を踏まえ、施業の方法に関する指針を基本として、公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を定めるものとする。

また、保安林及び保安施設地区並びに自然公園など法令により立木の伐採に制限がある森林については、その森林ごとに制限に沿った施業を行うものとする。

##### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林においては、県土の保全や自然環境の保全・形成等の公益的機能の維持増進を図るため、区域の基準及び森林施業の指針を次のとおりとする。

区域の基準については、全ての区域に共通して、各公益的機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、森林の分布状況、自然条件、地域の要請等から見た一体的な森林整備の観点<sup>かん</sup>を踏まえて定めるものとする。また、水源涵養機能維持増進森林においては、森林の分布状況を踏まえ林班単位等で面的に、その他の森林においては、原則、属地的な区域で設定するものとする。

なお、この場合において、各公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域が重複するときは、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めること。

また、森林施業の方法については、市町村長が地形・地質を勘察して皆伐の上限面積を設定するなど独自に施業方針を定めても差し支えない。

##### ア 区域の設定の基準

(ア) 水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

- a ダム集水域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林
- b 水源かん養保安林など法令により水源涵養機能<sup>かん</sup>の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林
- c 森林の自然条件、森林資源の内容及び地域の要請等から見て、水源涵養機能<sup>かん</sup>の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林）

- a 山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など，土砂の流出，土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林
- b 土砂流出防備保安林など法令等により，山地災害防止・土壌保全機能の高度発揮を目的として施業等に制限が設けられている森林
- c 森林の自然条件，森林資源の内容及び地域の要請等から見て，山地災害防止・土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

(ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

- a 県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって，騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置，気象条件等からみて風害，潮害等の気象災害を防止する効果が高い森林
- b 飛砂防備保安林，潮害防備保安林など，法令により快適環境形成機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林
- c 森林の自然条件，森林資源の内容及び地域の要請等から見て，快適環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

(エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林（生物多様性保全機能を含む））

- a 観光的に魅力ある高原，渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林，キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など，県民の保健・教育的利用等に適した森林
- b 史跡，名勝等の所在する森林や，これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林，潤いある自然景観や歴史的風致を構成する森林
- c 保健保安林，風致保安林，自然公園など法令等により保健機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林
- d 市町の森などレクリエーションの森として指定されている森林
- e 森林の自然条件，森林資源の内容及び地域の要請等から見て，保健機能等の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林
- f 原生的な森林生態系や希少な生物種が生息・生育する森林など，地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林

ただし，生物多様性保全機能については，伐採や自然攪乱等により時間軸を通して常に変化しながらも，一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であることから，原生的な森林生態系など属地的に発揮されるものを除き，区域設定は行わないこととする。

## イ 施業の方法に関する指針

### (ア) 水源涵養機能維持増進森林

伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、1箇所当たりの皆伐面積の縮小化・分散化、伐期の延長を基本とする森林施業を推進するとともに、下層植生や樹根の発達、林木の旺盛な成長を確保するための適切な保育・間伐等を推進する。

特に、標高が高い地域、傾斜が急峻な地域、降水量の多い地域、短時間に強い雨の降る頻度が高い地域や大面積の伐採が行われがちな地域等においては、気象条件等の自然条件を考慮し、伐採面積の規模の縮小を図るものとする。

### (イ) 山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林（生物多様性保全機能を含む）

上記で示した山地災害防止・土壌保全機能、快適環境形成機能、保健文化機能の各機能の維持増進を図るべき森林において、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業を行うことを基本とする。

それ以外の森林については、地形・地質等も考慮した上で、複層林施業、もしくは、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても各公益的機能の確保が図られる場合は、小面積かつ分散による長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を推進し、裸地の縮小・分散を図るものとする。

加えて、各機能の維持増進を図るべき森林における施業については、下記の点に留意することとする。

- a 山地災害防止・土壌保全機能の維持増進を図るべき森林においては、下層植生や樹根の発達、林木の旺盛な成長を確保するための適切な保育・間伐等を推進する。
- b 快適環境形成機能の維持増進を図るべき森林においては、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等を配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、間伐等を推進する。
- c 保健文化機能の維持増進を図るべき森林においては、森林の現状や自然条件、地域の要請等も考慮した上で、地域住民と都市住民との連携による里山林等の整備、企業やNPO、緑の少年団等の参画による森林の整備を推進する。

また、地域独自の景観等が求められる森林において、風致景観の優れた森林の維持又は造成を図るために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、それぞれの風致景観の維持・向上を目的とした施業を推進する。

原生的な森林生態系、希少な生物種が生息・生育している森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、既存の森林構成の維持を基本とし、必要に応じて天然力を活用するとともに、野生生物の生息・生育状況なども考慮し、天然生林や針広混交の育成複層林の維持・誘導、植生の復元等を図る。

なお、複層林施業、長伐期施業の具体的な施業方法については、「鹿児島県の長伐期施業の手引き」を参考にすることとする。

## **(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針**

### **ア 区域の設定の基準**

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で、地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域を「木材等生産機能維持増進森林」として設定するものとする。

また、この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定できるものとし、その基準を以下に示す。ただし、地域の実情に応じて加除することができる。

- (ア) 人工林を中心とした森林
- (イ) 災害が発生する恐れのない森林
- (ウ) 林地生産力が高い森林
- (エ) 傾斜が比較的緩やかな森林
- (オ) 林道等や集落からの距離が近い森林

さらに、設定する区域が公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの森林の公益的機能の発揮に支障がないよう留意することとする。

### **イ 施業の方法に関する指針**

森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進し、加えて生産目標に応じた伐採方法や伐期を選定し、植栽による確実な更新を図ることで、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する。

特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うものとする。

## **(3) その他必要な事項**

特になし

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道等の路網については、傾斜等の自然条件、伐採や造林等の事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要となる森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」に区分し、それぞれの役割を適切に組み合わせた整備を行う。また、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで高効率な作業システムに対応した整備を行うこととする。

### (1) 林道及び林業専用道の整備に関する基本的な考え方

林道及び林業専用道は、森林の適正な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設であり、山村の生活環境の整備等にも資することから、計画的な整備を促進する。

整備に当たっては、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進し、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、コスト削減を図りつつ、野生生物の生息・生育状況等も考慮し、周辺環境との調和を図ることとする。

また、林道、林業専用道の整備に関する基本的な考え方については、次のとおりとする。

#### ア 林道

森林の適切な整備や保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するための幹線であり、また、地域林業の振興等に重要な役割を果たす恒久的な公共施設である。

整備に当たっては、開設コストの削減及び開設期間の短期化による開設効果の早期発現に努めるほか、不特定多数の者の利用が見込まれることから、交通安全施設等の設置など往来車両等の安全確保を図る。

#### イ 林業専用道

主として特定の者が森林施業のために利用する恒久的な公共施設であり、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業の用に供する道である。規格・構造は普通自動車（10トン積程度のトラック）や大型ホイールタイプフォワード等林業用車両の輸送能力に応じた必要最小限のものとする。

整備に当たっては、地形・地質の面から十分な検討を行い、規格・構造の簡素化を旨として、おおむね30度以下の斜面に開設することを基本に、できるだけ地形に沿うものとし、詳細は「鹿児島県林業専用道作設指針（環境林務部 平成23年4月）」によることとする。

表Ⅱ－8 林道・林業専用道の現状

単位 延長：km

区分	路線数	延長
林道	224	541
うち林業専用道	2	3

(令和4年度末現在)

## (2) 森林作業道の整備に関する基本的な考え方

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のため林業機械の走行を想定した道であり、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とする。

整備に当たっては、計画段階において市町村森林整備計画等各種計画と調整を図ることとし、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組み合わせを考慮し、森林内での作業の効率性が最大となるよう配置する。

なお、地形・地質、気象条件はもとより、水系や地盤の深さなどの地下構造等を資料等により確認すると共に、道路、水路などの公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息・生育の状況なども考慮する。

また、森林作業道作設オペレーター研修修了者等による低コストで耐久性のある路網の整備を進めるものとし、詳細については、「鹿児島県森林作業道作設指針（環境林務部 平成23年3月）」によることとする。

## (3) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進していく上で重要な要素となっている林業生産性や労働生産性の向上を図るため、施業の集約化を推進するとともに、高性能林業機械等も用いた低コストで効率的な作業システムによる施業の普及・定着を図る。

その際、地形・地質、森林の状態などの自然条件や、森林の所有形態、事業体の経営方針、経営規模、木材加工業の状況等を勘案しつつ、表Ⅱ-9-1を参考に、路網と高性能林業機械等を組み合わせた最適な作業システムを導入することとする。

なお、導入に当たっては、林地の保全や労働安全の確保に十分留意することとする。

また、地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安については、表Ⅱ-9-2のとおりとする。

表Ⅱ-9-1 高性能林業機械を主体とした作業システムの例

区分	作業システム	最大到達距離 (m)		作業システムの例			
		林道・林業専用道から	森林作業道から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	150～ 200	30～75	ハーベスタ チェーンソー	グラップル	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15～30°)	車両系	200～ 300	40～ 100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100～ 300	チェーンソー	スイングヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 (30～35°)	車両系	300～ 500	50～ 125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150～ 500	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 (35°～)	架線系	500～ 1500	500～ 1500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

(注1) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。

(注2) 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。

表Ⅱ－９－２ 地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			林道・林業専用道
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	110～250	30～40
中傾斜地 (15～30°)	車両系	85～200	23～34
	架線系	25～75	
急傾斜地 (30～35°)	車両系	60<50>～150	16～26
	架線系	20<15>～50	
急峻地 (35°～)	架線系	5～15	5～15

(注1) 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

#### (4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、林道等の既設路線や計画路線の配置状況、施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進森林の配置状況等を勘案して、効率的な森林施業を推進する箇所を「路網整備等推進区域」として設定するものとする。

#### (5) 路網の規格・構造について

路網の規格・構造については、国が定める林道規程、県が定める林業専用道作設指針及び森林作業道作設指針に基づき、開設することとする。

#### (6) 林産物の搬出方法等

##### ア 林産物の搬出方法

立木の伐採・搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）に基づき、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮する。

##### イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし

#### (7) その他必要な事項

特になし

## **6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施，森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項**

県，市村，森林組合等林業事業体が連携し，森林・林業・木材産業関係者の合意形成を図りつつ，森林経営の委託への転換，森林施業の共同化，林業に従事する者の育成・確保，林業機械の導入，林産物の利用促進のための施設の整備を以下のとおり計画的かつ総合的に推進する。

### **(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針**

#### **ア 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進等**

持続可能な森林経営を推進するために，小規模森林所有者や不在村森林所有者等に対し，森林の施業や経営の委託に関する情報の提供や普及啓発活動などを積極的に行い，意欲のある林業経営体等への施業等の長期委託を進め，森林経営の委託への転換を図ることとする。その際，長期の施業等の委託が円滑に進むよう，森林の土地の所有者届出制度の運用等を通じて，得られた情報を林地台帳に反映するなどして，森林所有者情報の精度向上を図る。

さらに，森林経営の受委託等が円滑に進むよう，森林組合などの林業事業体等による施業内容やコストを明示した提案型集約化施業の普及・定着を促進する。

併せて，航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の活用を促進し，面的な集約化を進める。

#### **イ 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等**

森林整備推進会議等を活用し，森林の適正管理，森林資源の高度利用等について地域の合意形成を図ることとする。

また，森林施業の共同実施，作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定や森林経営計画制度の活用等により森林施業の確実な実施を促進することとする。

#### **ウ 森林施業共同化の指導體制の強化**

森林施業の共同化を促進するために，林業普及指導員や森林組合などの林業事業体，市村等が緊密に連携しながら，地域林業のまとめ役となる指導林家，指導林業士，青年林業士，林業研究グループのリーダー等と一体となった指導體制の整備を図ることとする。

### **(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針**

森林の経営管理を森林所有者自ら実行できない場合には，市村が経営管理の委託を受け，林業経営に適した森林については，意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに，再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については，市村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の取組を促進することとする。



### **(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針**

#### **ア 林家等林業経営体の育成**

経営方針の明確化，経営管理・施業の合理化及び林業経営基盤の強化等により，地域林業の担い手となり得る意欲ある林業経営体の育成に努めることとする。

また，林業普及指導員による林家等に対する経営支援・技術向上のための活動支援に積極的に取り組むものとする。

#### **イ 林業事業体の体質強化**

当森林計画区では，これまで（公財）鹿児島県林業担い手育成基金（鹿児島県林業労働力確保支援センター）及び南薩流域森林・林業活性化センター等を中心に，関係機関等が一体となって，事業体の経営の合理化，体質の強化に向けた取組が進められてきている。今後ともICTを活用した生産管理手法の導入や施業の集約化による事業量の安定的確保，高性能林業機械等の導入による生産性の向上等諸施策を推進し，経営基盤や経営力の強化を図ることとする。

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく認定林業事業体は15事業体（令和4年度末現在）あり，（公財）鹿児島県林業担い手育成基金（鹿児島県林業労働力確保支援センター）との連携による林業事業体の事業の合理化や雇用の改善等に必要な支援を行うこととする。

森林組合については，かごしま森林組合の地区となっており，今後も森林経営計画の作成及び着実な実行により経営基盤の安定を図り，施業の集約化等に携わる職員の資質向上を促進することとする。

#### **ウ 林業就業者の育成・確保**

林業に従事する者の育成及び確保については，「鹿児島きこり塾」の開催や就業相談窓口の設置等による新規就業の促進を図るとともに，就業者の習熟度に応じた技術習得や経営・現場管理等に係る研修等を段階的かつ体系的に実施し，就業者のキャリア支援と技能の客観的評価等を進めることにより，就業者の定着促進に取り組む。

また，公益財団法人鹿児島県林業担い手育成基金の助成事業等を通じて労働条件の改善に係る支援を行うとともに，鹿児島県林業労働力確保支援センターにおいては，通年雇用化や社会保険の加入促進等雇用管理の改善・事業の合理化に関する相談・指導等を行うほか，職業安定法に基づく無料の職業紹介事業を実施するなど，就業の円滑化及び雇用の安定を推進することとする。

### **(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針**

素材生産における生産性の向上と労働強度の軽減を図るため，地形・地質や森林現況などの自然条件や路網の整備状況，年間の事業量や目標とする労働生産性，作業システム等に応じた高性能林業機械の導入を促進することとする。

その際，環境負荷の低減に配慮するとともに，機械が効率的に稼働できるよう，施業の集約化や森林作業道等の路網整備の促進を図ることとする。

## **(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針**

### **ア 生産流通対策の推進**

木材の生産現場から製材工場等への安定供給の取組など、流域森林・林業活性化センター等を通じて関係者の合意形成を図りながら、川上から川下まで一体となった木材流通の合理化・低コスト化を進めるとともに、製材工場の規模拡大や地域の中核工場と中小工場の連携強化、県産JAS製材品の生産体制の整備による木材の高付加価値化などにより、需要者ニーズに対応した品質・性能の確かなかごしま材を安定的に供給できる体制づくりを促進することとする。

また、市場等で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を進める。

### **イ かごしま材等の利用促進**

かごしま材の需要拡大を図るため、公共施設等の木造化・木質化を促進するとともに、「かごしま木の家」づくりの取組を推進することとする。

また、CLTや2×4工法部材等の普及及び付加価値の高い製材品等の輸出など、新たな木材需要の創出や販路拡大を図ることとする。

さらに、製材工場残材や建築材として利用されない低質材等については、製紙用チップや木質バイオマスエネルギーの原材料として有効活用を促進する。

### **ウ 特用林産物の産地づくり**

「鹿児島県特用林産振興基本方針（平成30年3月）」に基づいて、地域特性を生かした生産性や付加価値の高い特用林産物の産地づくりを進める。

早掘りたけのこや南方系たけのこ、しいたけの生産体制の整備を進めるほか、竹材・竹炭等の利用拡大を図ることで、竹林資源の有効活用を推進する。

また、シキミ等の花木類、鰹節加工用のまき、リュウキュウチクや椿の実等、地域の特色ある特用林産物の生産体制の整備を支援し、産地づくりを促進する。

## **(6) その他必要な事項**

「鹿児島地域森林整備推進協定（平成31年3月）」、「南薩地域森林整備推進協定（平成31年3月）」、「日置市森林づくり推進協定（平成27年2月）」等を活用し、国有林と連携した森林整備や効率的な木材の生産・販売を推進する。

#### 第4 森林の保全に関する事項

##### 1 森林の土地の保全に関する事項

###### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

保安林及び山地災害防止機能を高度に発揮させる必要のある森林で、森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、森林の適切な管理及び施業を実施する区域を定めるものとし、その所在、面積及び留意すべき事項は、表Ⅱ-10のとおりとする。

表Ⅱ-10

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考
市 町 村	区 域			
総 数		8,973		
鹿 児 島 地 域 振 興 局	鹿児島市	2,002	森林の有する公益的機能の維持向上を図るため、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項に配慮し、森林の適切な管理及び施業の実施に努める。 また、土地の形質変更にあたっては、その区域面積を最小限にとどめ、森林の土地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分に配慮する。	水 源 かん 養 土 砂 流出 備 土 砂 崩 壊 備 飛 砂 防 備 干 害 防 備 落 石 防 止 魚 つ き
	旧鹿児島市	299		
	旧吉田町	216		
	旧桜島町	390		
	旧喜入町	166		
	旧松元町	437		
	旧郡山町	496		
	三島村	172		
	十島村	355		
	日置市	909		
	旧東市来町	74		
	旧伊集院町	208		
	旧日吉町	97		
旧吹上町	531			

表Ⅱ-10

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留 意 す べ き 事 項	備 考
市 町 村	区 域			
	いちき串木野市	267		
	旧串木野市	1, 6, 11, 13~15, 17~19, 21, 30~41, 43~46, 48~53, 55~60, 62	172	
	旧市来町	1, 2, 4~8, 10, 11, 13~16	95	
	小 計	3,707		
南 薩 地 域 振 興 局	枕崎市	3, 6, 9~11, 13~23, 26~28, 33, 34, 36, 38, 46~48, 50, 52~54, 57	410	
	南さつま市		1,929	
	旧加世田市	1, 2, 4~6, 10, 11, 15~18, 21~24, 26, 28, 33, 35~38, 40~49, 53~57, 60~65	375	
	旧笠沙町	3, 5~10, 12, 13, 15, 17, 18, 20, 26~31	146	
	旧大浦町	1~30	850	
	旧坊津町	2, 3, 5, 6, 8~15, 18, 20, 21, 23~25, 27, 30, 33, 35, 39, 41	175	
	旧金峰町	1, 3~6, 8, 10~13, 15, 16, 18, 21~23, 25, 29, 30, 32, 34~38, 40, 41, 43~45, 47, 48, 50~55	383	
	南九州市		2,817	
	旧穎娃町	19, 21, 32~40, 46, 51~53, 60~ 63, 65~69	358	
	旧知覧町	1, 5~9, 11~23, 27~30, 34~ 42, 44~46, 49~51, 53, 54, 75, 84~86, 89, 92, 93	974	
	旧川辺町	1~3, 5~8, 10~15, 17~31, 33~42, 44~64, 67~71, 76~ 86, 88, 89, 91, 93~95, 97~ 103, 105, 107, 108, 111	1,484	
	指宿市		110	
	旧指宿市	1, 3, 4, 6, 13, 16, 17, 19, 20, 22, 28, 29, 34, 35	31	
	旧山川町	1, 5, 7~10, 15, 17, 18, 21, 23, 24	57	
旧開聞町	1, 2, 4, 11~15	23		
小 計	5,266			

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳は一致しない場合がある。

**(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及び  
その搬出方法**

該当なし

**(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項**

土石等の採掘等，その他の土地の形質の変更を行う場合は，地形・地質等の自然条件，地域の土地利用，森林の現況及び土地の形質変更の目的・内容を総合的に勘案して，実施箇所の選定を行うものとする。

さらに，土砂の流出または崩壊，水害の発生のおそれがないよう安定した法勾配を確保し，必要に応じて法面緑化工・土留工等の施設を設置するとともに，水の適切な処理を行うための調整池，排水施設等の設置及び森林の適正な配置等の適切な措置を講ずる。

また，太陽光発電設備を設置する場合は，小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと，景観や雨水の浸透能に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ，林地開発許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置，森林の適正な配置など改正された開発行為に係る許可基準の適正な運用を行うとともに，地域住民の理解を得る取組に配慮する。風力発電設備を設置する場合も許可基準の適正な運用を行うこととする。

加えて，盛土等に伴う災害を防止するため，「宅地造成及び特定盛土等規制法」（昭和36年法律第191号）に基づき，知事等が指定する規制区域の森林の土地においては，谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに，盛土等の工事を行う際は技術的基準の適正な運用を行うこととする。

**(4) その他必要な事項**

特になし

**2 保安施設に関する事項**

**(1) 保安林の整備に関する方針**

流域における森林に関する自然条件や社会的要請，保安林の配備状況等を踏まえ，公有林等の大面積森林や山地災害危険地区内にある森林，里山林などで身近で良好な環境を構成している森林について，水源かん養保安林，土砂流出・土砂崩壊防備保安林，保健保安林等の指定に重点を置いて，保安林の配備を計画的に推進することとする。

また，保安林における多様かつ効率的な森林施業が実施されるよう，必要に応じて指定施業要件を見直すものとする。

**(2) 保安施設地区の指定に関する方針**

地形，土壌等の自然的条件及び受益の対象等を踏まえ，水源の涵養又は災害の防備の目的を達成するため，保安施設事業を行う必要がある森林等について，保安施設地区として指定をすることができるが，今期計画期間内での指定計画はない。

**(3) 治山事業の実施に関する方針**

流域における森林に関する自然条件，社会的要請，保安林の配備状況，災害の発生形態の変化などを勘案し，事前防災・減災の観点から，山地災害の危険性の高い地区等において，重点的・効率的に治山施設の整備，荒廃森林の復旧，海岸防災林の造成など，災害に強い県土づくりや水源涵養機能等の強化を図る。

また、流域治水の取組と連携し、浸透・保水機能の維持・向上に努めるとともに、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置を計画的に推進する。

#### **(4) 特定保安林の整備に関する事項**

適切な施業が実施されず機能が低下した保安林を特定保安林として指定し、森林施業を推進することで、保安林機能の回復・増進を図るものとする。

#### **(5) その他必要な事項**

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、市村等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳等の調製等及び標識の設置等を適正に行うものとする。

### **3 鳥獣害の防止に関する事項**

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、次の方針を鳥獣害の防止に関する事項として定めるものとする。

#### **(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針**

##### **ア 区域設定の基準**

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等を活用し、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定する。

##### **イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針**

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣による被害状況を把握し、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等による鳥獣害防止対策を推進する。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図ることとする。

#### **(2) その他必要な事項**

捕獲や侵入防止柵の設置等の対策が対象鳥獣の被害防止に有効な形で適切に実施されているかどうかを確認するため、必要に応じ現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者からの情報収集等を行う。

### **4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項**

病虫害、鳥獣害、気象害並びに山火事等の森林被害については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林の育成等に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととする。

#### **(1) 森林病虫害等の被害対策の方針**

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に、吹上浜や開聞岳周辺地域等における松くい虫による被害については、被害抑制のための防除対策を推進するとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への転換を図る。

#### **(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）**

野生鳥獣による森林被害を受けた場合には、鳥獣保護管理施策や農業被害防止施策等との連携を図りつつ、被害状況を把握し、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等により、その被害防止または軽減に努める。

併せて、有害鳥獣捕獲従事者の確保・育成に努める。

#### **(3) 林野火災の予防の方針**

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林野火災防止の普及啓発及び森林の巡

視を行うとともに、保護標識、防火線及び防火樹林帯等の整備を促進する。

市町村森林整備計画においては、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項を定めるものとする。

#### **(4) その他必要な事項**

台風災害等を考慮した災害に強い森林づくりに努める。特に、地形的に風害を受けやすい箇所においては、林縁部に防風樹帯を設置するとともに、林内に部分的な疎密を生じさせないように、適切な森林施業に努める。

## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項の規定により定められた基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとして、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林である。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案し、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合に、次の事項を指針として保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

### （1）保健機能森林の区域の基準

湖沼・渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林保健施設の整備が行われる見込みのある区域について設定することとする。

### （2）その他保健機能森林の整備に関する事項

#### ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する諸機能の低下を補うため、複層林施業及び非皆伐施業等を基本とし多様な施業を積極的に実施することとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、枝打ち等の保育を積極的に行うこととする。

#### イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び美的景観等に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて行い、特に、建築物の配置に当たっては下水施設等の衛生施設及び配水施設等の保全施設の整備に留意することとする。

また、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達しているときはその樹高））を定め、必要に応じ、期待平均樹高を踏まえた施設整備を行うこととする。

#### ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火施設の整備並びに利用者等の安全の確保に留意することとする。



## 第6 計画量等

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

伐採立木材積については、再造林の実施状況等を踏まえ、森林資源の保続を図ることを前提として、森林の有する木材生産機能と公益的機能との調和を図りながら、森林資源の構成状況、伐採の動向、地域の特性等を勘案し、次のとおり計画する。

表Ⅱ-11

単位：千m<sup>3</sup>

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	3,944	3,387	557	3,382	2,825	557	562	562	-
前 期	1,876	1,621	255	1,547	1,292	255	329	329	-

### 2 間伐面積（参考）

間伐面積については、参考事項として、間伐の伐採材積を基に次のとおりとする。

表Ⅱ-12

単位：ha

区 分	間伐面積
総 数	4,912
前 期	2,876

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

造林の方法については、再造林の実施状況等を踏まえ、森林資源の保続を図ることを前提として、多面的機能の回復・維持を図るため地域の自然的条件に適応した人工造林又は天然更新を行うこととし、造林面積を次のとおり計画する。

表Ⅱ-13

単位：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	2,538	3,937
前 期	1,204	1,746

### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

林道の開設等については、傾斜等自然条件、伐採や造林等の事業量を踏まえ、地域の特性に応じて、環境への負荷の低減に配慮しつつ、森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、次のとおり計画する。

表Ⅱ-14

単位：m

区 分	開 設	拡 張	
		改 良	舗 装
総 数	15,350	28,784	46,333
前 期	12,300	2,000	7,000

なお、具体的な計画内容については、表Ⅱ-15に示す。

表Ⅱ-15 林道の開設・拡張計画

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	事務所	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域 面積	前期5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考		
						延長	箇所数						
開設	自動車道	鹿児島地域振興局	鹿児島市	3			2,800	—					
			旧鹿児島市	—	—	—	—	—	—				
			細計	—		—	—	—	—				
			旧吉田町	牧之谷				200	—	186	○	301901	
			細計	1		200	—	—	—	—			
			旧喜入町	—	—	—	—	—	—	—			
			細計	—		—	—	—	—	—			
			旧松元町	横見谷	指定林道	400	—	287	○	364701			
			〃	横見谷2号支	林業専用道	2,200	—	50	○	364702			
			細計	2		2,600	—	—	—	—			
			旧郡山町	—	—	—	—	—	—	—			
			細計	—		—	—	—	—	—			
			三島村	—	—	—	—	—	—	—			
			小計	—		—	—	—	—	—			
			十島村	—	—	—	—	—	—	—			
			小計	—		—	—	—	—	—			
			日置市	1		2,300	—	—	—	—			
			旧東市来町	—	—	—	—	—	—	—			
			細計	—		—	—	—	—	—			
			旧伊集院町	—	—	—	—	—	—	—			
			細計	—		—	—	—	—	—			
			旧日吉町	矢筈		2,300	—	54	○	366301			
			細計	1		2,300	—	—	—	—			
			旧吹上町	—	—	—	—	—	—	—			
			細計	—		—	—	—	—	—			
			いちき串木野市	6		2,000	—	—	—	—			
			旧串木野市	冠岳	林業専用道	300	—	20	○	205501			
			〃	旭	林業専用道	500	—	25	○	205502			
			〃	芹ヶ野	林業専用道	200	—	15	○	205503			
			〃	薩摩山	林業専用道	200	—	10	○	205504			
			〃	浅山	林業専用道	500	—	35	○	205505			
			〃	平江	林業専用道	300	—	35	○	205506			
			細計	6		2,000	—	—	—	—			
旧市来町	—	—	—	—	—	—	—						
細計	—		—	—	—	—	—						
計	10		7,100	—	—	—	—						

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	事務所	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域 面積	前期5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考		
						延長	箇所数						
開設	自動車道	南薩地域振興局	枕崎市	大谷山内ヶ谷	指定林道	1,600	—	76	○	204701			
			小計	1		1,600	—						
			南さつま市	—		—	—						
			旧加世田市	—	—	—	—						
			細計	—		—	—						
			旧笠沙町	—	—	—	—						
			細計	—		—	—						
			旧大浦町	—	—	—	—						
			細計	—		—	—						
			旧坊津町	—	—	—	—						
			細計	—		—	—						
			旧金峰町	—	—	—	—						
			細計	—		—	—						
			南九州市	3		6,650	—						
			旧穎娃町	—	—	—	—						
			細計	—		—	—						
			旧知覧町	辨才天	林業専用道	700	—	99	○	344201			
			〃	八反畑桑代	林業専用道	1,500	—	26	○	344202			
			細計	2		2,200	—						
			旧川辺町	大谷山内ヶ谷	指定林道	4,450	—	93	○	345101			
			細計	1		4,450	—						
			指宿市	—		—	—						
			旧指宿市	—	—	—	—						
			細計	—		—	—						
			旧山川町	—	—	—	—						
			細計	—		—	—						
			計	4		8,250	—						
合	計		14		15,350	—							

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	事務所	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域 面積	前期5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考			
						延長	箇所数							
拡張	自動車道 (改良)	鹿児島地域振興局	鹿児島市	1			300	1						
			旧鹿児島市	—	—	—	—	—	—					
			細計	—		—	—	—	—					
			旧吉田町	—	—	—	—	—	—	—				
			細計	—		—	—	—	—	—				
			旧喜入町	—	—	—	—	—	—	—				
			細計	—		—	—	—	—	—				
			旧松元町	滝ノ音					300	1	34	○		
			細計	1					300	1				
			旧郡山町	—	—	—	—	—	—	—	—			
			細計	—		—	—	—	—	—	—			
			三島村	—	—	—	—	—	—	—	—			
			小計	—		—	—	—	—	—	—			
			十島村	中之島					1,500	1	1,519			
			〃	口之島					400	2	884	○		
			〃	前岳					800	1	34	○		
			小計	3					2,700	4				
			日置市	1					500	2				
			旧東市来町	—	—	—	—	—	—	—	—			
			細計	—		—	—	—	—	—	—			
			旧伊集院町	—	—	—	—	—	—	—	—			
			細計	—		—	—	—	—	—	—			
			旧日吉町	見笠					500	2	50			
			細計	1					500	—				
			旧吹上町	—	—	—	—	—	—	—	—			
			細計	—		—	—	—	—	—	—			
			いちき串木野市	3					1,600	4				
			旧串木野市	草良アマリ					1,000	1	(132) 374			
			細計	1					1,000	1				
			旧市来町	中ノ平					500	2	20	○		
			〃	永牧・広野					100	1	(87) 224			
			細計	2					600	4				
			計	8					5,100	11				

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	事務所	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域 面積	前期5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考	
						延長	箇所数					
拡張	自動車道 (改良)	南薩 地域振興局	枕崎市	野平国見		4,021	1	155				
			小計	1		4,021	1					
			南さつま市	2		49	2					
			旧加世田市	—	—	—	—	—				
			細計	—		—	—					
			旧笠沙町	—	—	—	—	—				
			細計	—		—	—					
			旧大浦町	—	—	—	—	—				
			細計	—		—	—					
			旧坊津町	—	—	—	—	—				
			細計	—		—	—					
			旧金峰町	金峰山		42	1	273				
			〃	牧内		7	1	63				
			細計	2		49	2					
			南九州市	10		19,614	10					
			旧知覧町	木床		1,875	1	(66) 131				
			〃	柚木		1,080	1	19				
			〃	南駒瀬		1,214	1	34				
			〃	長尾		3,945	1	82				
			細計	4		8,114	4					
			旧川辺町	今田八瀬尾		3,000	1	941				
			〃	大谷		1,500	1	51				
			〃	宮上別府		2,800	1	69				
			〃	深野木		600	1	34				
			〃	峯尾		1,960	1	110				
			〃	志奈志		1,640	1	111				
			細計	6		11,500	6					
			指宿市	—		—	—					
			旧指宿市	—	—	—	—	—				
			細計	—		—	—					
			旧山川町	—	—	—	—	—				
			細計	—		—	—					
			旧開聞町	—	—	—	—	—				
細計	—		—	—								
計	13		23,684	13								
合計	21		28,784	24								

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	事務所	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域 面積	前期5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考		
						延長	箇所数						
拡張	自動車道 (舗装)	鹿児島地域振興局	鹿児島市	6			3,800	—					
			旧鹿児島市	—	—	—	—	—	—				
			細計	—		—	—						
			旧吉田町	—	—	—	—	—	—	—			
			細計	—		—	—						
			旧喜入町	帖地支		300		11	○				
			〃	松ノ尾		400		8	○				
			〃	第2帖地		500		18	○				
			旧喜入町	久根廣木		800		42	○				
			〃	小比良		800		87	○				
			細計	5		2,800	—						
			旧松元町	八之久保		1,000		188	○				
			細計	1		1,000	—						
			旧郡山町	—	—	—	—	—					
			細計	—		—	—						
			三島村	黒島中央		3,200		406	○				
			小計	1		3,200	—						
			十島村	—	—	—	—	—					
			小計	—		—	—						
			日置市	1		500	—						
			旧東市来町	—	—	—	—	—					
			細計	—		—	—						
			旧伊集院町	—	—	—	—	—					
			細計	—		—	—						
			旧日吉町	—	—	—	—	—					
			細計	—		—	—						
			旧吹上町	池田		500		93					
			細計	1		500	—						
			いちき串木野市	2		2,400	—						
			旧串木野市	荒川山下迫		1,400		146					
			細計	1		1,400	—						
			旧市来町	通山		1,000		71					
細計	1		1,000	—									
計	10		9,900	—									

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	事務所	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域 面積	前期5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
						延長	箇所数				
拡張	自動車道 (舗装)	南薩 地域振興局	枕崎市	野平国見		4,021	—	155			
			〃	金山悪谷		5,225	—	136			
			小計	2		9,246	—				
			南さつま市	—		—	—				
			旧加世田市	—	—	—	—				
			細計	—		—	—				
			旧笠沙町	—	—	—	—				
			細計	—		—	—				
			旧大浦町	—	—	—	—				
			細計	—		—	—				
			旧坊津町	—	—	—	—				
			細計	—		—	—				
			旧金峰町	—	—	—	—				
			細計	—		—	—				
			南九州市	14		27,187	—				
			旧穎娃町	山口		666	—	48			
			〃	寺仲須		1,600	—	50			
			細計	2		2,266	—				
			旧知覧町	赤木		1,692	—	42			
			〃	横枕		4,726	—	95			
			〃	扇山		2,005	—	115			
			〃	荒岳		1,050	—	(75) 85			
			〃	牧添加治佐		1,450	—	68			
			〃	宮谷		1,534	—	46			
			〃	長谷		809	—	54			
			〃	大隣		1,142	—	29			
			〃	長尾		3,945	—	82			
			細計	9		18,353	—				
			旧川辺町	鏡石		980	—	16			
			〃	八尻		2,655	—	119			
			〃	太田尾		2,933	—	89			
			細計	3		6,568	—				
			指宿市	—		—	—				
			旧指宿市	—	—	—	—				
			細計	—		—	—				
			旧山川町	—	—	—	—				
			細計	—		—	—				
			旧開聞町	—	—	—	—				
			細計	—		—	—				
			計	16		36,433	—				
			合	計	26	46,333	—				

## 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林の指定については、保安林の配備状況を踏まえつつ、地域の実情を勘案し、水源涵養、災害防備、保健・風致の保存等森林の有する公益的機能の確保が必要な森林について、計画期末の保安林の面積及び指定等の計画面積を次のとおりとする。

#### ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

表Ⅱ-16

単位：ha

保安林の種類	計画期末面積		備考
		前期末面積	
総数（実面積）	10,594	9,883	
水源涵養のための保安林	6,497	6,208	
災害防備のための保安林	3,795	3,404	
保健・風致の保存等のための保安林	1,066	1,035	

(注) 1 「水源涵養のための保安林」とは、森林法第25条第1項第1号の目的、「災害防備のための保安林」とは、第2号から第7号までの目的、「保健・風致の保存等のための保安林」とは、第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林。

2 総数は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計に合致しない。

#### ② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等 表Ⅱ-17のとおり

#### ③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

表Ⅱ-18

単位：ha

保安林の種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽方法の 変更面積
水源涵養のための 保安林	—	74	74	74	74
災害防備のための 保安林	—	—	41	43	41
保健・風致の保存等 のための保安林	—	—	—	—	—

### (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし



表Ⅱ-17 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位：ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域（林班）		前期		
指定	水源かん養	鹿児島市		136	52	水源の涵養	
		旧鹿児島市	1～17, 19～63, 65, 66, 68, 71, 72, 74, 76～83, 85～102, 104～180, 182～187, 189～211, 213, 216, 218～234, 236～251	61	24		
		旧吉田町	1～4, 8～10, 12～33, 35～38, 40～47, 49～61, 63, 67～69	17	6		
		旧桜島町	1～20, 22	9	4		
		旧喜入町	1～52	15	5		
		旧松元町	1～58	16	6		
		旧郡山町	1～6, 10～16, 18～21, 23～50	18	7		
		三島村	5, 14, 18～21	12	5		
		十島村	1～12, 14, 15, 17, 21, 22	35	14		
		日置市		65	26		
		旧東市来町	1～56	18	7		
		旧伊集院町	1～68	14	6		
		旧日吉町	1～24	7	3		
		旧吹上町	3, 4, 6, 8, 9, 11～17, 21, 22, 24～26, 30～32, 37～46, 53, 55, 56, 58～66	26	10		
		いちき串木野市		29	12		
		旧串木野市	4, 6～7, 10, 13～15, 17, 19～21, 23, 25～27, 30～35, 37～62	22	9		
		旧市来町	1～19	7	3		
		小計		277	109		
		枕崎市	1～57	17	7		
		南さつま市		80	32		
		旧加世田市	1～44, 46～56, 60～65	25	10		
		旧笠沙町	1～6, 8～11, 13～29, 31	12	5		
		旧大浦町	2～28, 30, 31	13	5		
		旧坊津町	2～7, 12～16, 18, 19, 22, 24～29, 39～41	12	5		
		旧金峰町	3～16, 18～25, 29～55	18	7		
		南九州市		81	32		
		旧穎娃町	1～70	17	6		
		旧知覧町	1～23, 27～30, 32～56, 71, 76, 78, 79, 81～93	27	11		
		旧川辺町	1～12, 14, 16, 17, 19, 20, 22～80, 82～111	37	15		

単位：ha

指定／ 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積		指定又は 解除を必要 とする理由	備考
		市町村	区 域 （ 林 班 ）		前期		
指定	水 源 かん養	指 宿 市		24	10	水 源 の 涵 養	
		旧 指 宿 市	1～35	14	5		
		旧 山 川 町	1～19, 21～24	6	3		
		旧 開 闢 町	1～15	4	2		
		小 計		202	81		
		計		479	190		
災害 防備	鹿 児 島 市	鹿 児 島 市		196	84	土 砂 の 流 出 ・ 崩 壊 の 防 備 等	
		旧 鹿 児 島 市	1～6, 8～21, 25, 27～43, 45～48, 50～53, 55～57, 61, 62, 71～78, 80, 82～85, 91～98, 100～102, 104～132, 134～180, 182～187, 189～206, 208, 209, 211～218, 220, 224, 228, 230, 234, 236, 238, 242～ 244, 248, 250, 251	87	38		
		旧 吉 田 町	1～13, 15～19, 23, 25～66	25	11		
		旧 桜 島 町	1, 2, 4～16, 18～22	13	5		
		旧 喜 入 町	1～17, 22～49, 51, 52	22	9		
		旧 松 元 町	5～7, 12～14, 16～33, 35, 36, 38～48, 50～58	23	10		
		旧 郡 山 町	1～11, 13～50	26	11		
		三 島 村	2～7, 9, 14, 15, 17～21	17	8		
		十 島 村	1～3, 5～7, 9～15, 17～19, 21, 22	51	23		
		日 置 市		94	41		
		旧 東 市 来 町	1～3, 5, 7～26, 28～39, 42～45, 47, 49, 50, 52～56	26	11		
		旧 伊 集 院 町	1～14, 17～34, 36, 38～68	20	9		
		旧 日 吉 町	1～19, 21～24	10	4		
		旧 吹 上 町	2, 3, 7, 8, 10～14, 18, 23～25, 27, 28, 36, 37, 45～48, 51～56, 59, 60, 62～66	38	17		
		い ち き 串 木 野 市		42	19		
		旧 串 木 野 市	1, 2, 4～8, 10, 12～27, 29～37, 39～62	31	14		
		旧 市 来 町	1～12, 15, 18, 19	11	5		
		小 計		400	175		
		枕 崎 市	2, 3, 5, 6, 8～11, 13～28, 32～34, 36～39, 41, 45～49, 51～54, 57	25	11		
		南 さ つ ま 市		116	51		
		旧 加 世 田 市	1～30, 33, 35～50, 52～57, 60, 62～64	38	17		
		旧 笠 沙 町	1, 3, 5～32	17	8		
		旧 大 浦 町	1～20, 22～26, 28～31	18	8		
旧 坊 津 町	2～5, 7, 9, 12～33, 35, 36, 39, 41	17	7				

単位：ha

指定／ 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積		指定又は 解除を必要 とする理由	備考				
		市町村	区 域 （ 林 班 ）		前期						
指定	災害 防備	旧 金 峰 町	1, 3～13, 16, 17, 19, 20, 22, 23, 25, 28, 30, 32～34, 36～55	26	11	土 砂 の 流 出 ・ 崩 壊 の 防 備 等					
		南 九 州 市		119	51						
		旧 穎 娃 町	3, 7, 13, 19～21, 25, 32～36, 39, 40, 45～47, 49, 51～55, 58, 60～69	25	11						
		旧 知 覧 町	1～3, 5～15, 18, 19, 21～36, 39～42, 44～46, 49～54, 71, 73, 75, 79, 82～ 87, 89, 90, 92, 93	39	17						
		旧 川 辺 町	1～3, 5～8, 10～22, 26～47, 49～64, 66～90, 94, 96～108, 111	55	23						
		指 宿 市		35	16						
		旧 指 宿 市	1, 3, 4, 6, 8, 10, 13～17, 19～24, 26～ 35	20	9						
		旧 山 川 町	1～19, 21～24	9	4						
		旧 開 聞 町	1～7, 11～15	6	3						
		小 計		295	129						
		計		695	304						
		保健, 風致の 保存等	鹿 児 島 市	鹿 児 島 市				3	2	公 衆 の 保 健 等	
				旧 鹿 児 島 市	13, 16, 17, 80, 92, 95, 115, 143, 144, 179, 183, 184, 186, 187, 191, 192, 205, 209, 211, 212, 214～251			3	2		
				日 置 市				2	1		
旧 吹 上 町	1, 2, 8, 30, 49～51			2	1						
いちき串木野市				2	1						
旧 串 木 野 市	5, 11, 14, 26, 27, 56, 58, 60～62			2	1						
小 計				7	4						
南 さ つ ま 市				44	22						
旧 笠 沙 町	3, 4, 6, 7, 10～12, 14, 15, 20, 23～31			18	9						
旧 坊 津 町	1～12, 19～23, 30, 32～39, 41			26	13						
南 九 州 市				7	2						
旧 穎 娃 町	3, 5, 10, 11, 15, 16, 19, 27, 28, 34, 44, 47, 48, 55, 60～62, 68, 69			5	1						
旧 川 辺 町	49, 50			2	1						
小 計				51	24						
計				58	28						
合 計			1, 232	522							

### (3) 実施すべき治山事業の数量

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、災害の防止、水源涵養<sup>かん</sup>など森林の公益的機能の高度発揮を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象に次のとおり計画する。

表Ⅱ－19

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行地区数		主な 工種	備 考
市 町 村	区 域 ( 大 字 )		前期		
鹿児島市		35	17	溪 間 工 ・ 山 腹 工 ・ 本 数 調 整 伐 等	
旧鹿児島市	伊敷町, 犬迫町, 岡之原町, 魚見町, 上福元町, 小山田町, 五ヶ別府町, 城山町, 中山町, 皆与志町, 山田町, 吉野町	12	6		
旧吉田町	西佐多町, 東佐多町, 本城町, 本名町	4	2		
旧桜島町	桜島西道町, 桜島白浜町, 桜島武町, 桜島藤野町, 桜島二俣町, 桜島松浦町, 桜島横山町	7	3		
旧喜入町	喜入町, 喜入中名町, 喜入前之浜町	3	2		
旧松元町	上谷口町, 直木町, 春山町, 福山町	4	2		
旧郡山町	郡山岳町, 郡山町, 花尾町, 東俣町, 油須木町	5	2		
三島村	硫黄島, 黒島	2	1		
十島村	口之島, 諏訪之瀬島, 中之島	3	2		
日置市		18	8		
旧東市来町	東市来町伊作田, 東市来町寺脇, 東市来町長里, 東市来町湯田, 東市来町養母	5	2		
旧伊集院町	伊集院町上神殿, 伊集院町古城, 伊集院町下神殿, 伊集院町寺脇, 伊集院町徳重	5	2		
旧日吉町	日吉町日置, 日吉町吉利	2	1		
旧吹上町	吹上町入来, 吹上町永吉, 吹上町湯之浦, 吹上町与倉, 吹上町和田, 吹上町田尻	6	3		
いちき串木野市		7	4		
旧串木野市	荒川, 上名, 金山下, 羽島, 薩摩山	5	3		
旧市来町	大里, 川上	2	1		
小計		65	32		
枕崎市	別府, 田布川町, 桜山西町, 桜山本町	4	3		
南さつま市		16	8		
旧加世田市	加世田内山田, 加世田小湊, 加世田武田, 加世田津貫	4	2		
旧笠沙町	笠沙町赤生木, 笠沙町片浦	2	1		
旧大浦町	大浦町	1	1		
旧坊津町	坊津町秋目, 坊津町久志, 坊津町坊	3	1		
旧金峰町	金峰町浦之名, 金峰町尾下, 金峰町白川, 金峰町大坂, 金峰町中津野, 金峰町花瀬	6	3		

森 林 の 所 在		治山事業施行地区数		主な 工種	備考
市 町 村	区 域 ( 大 字 )		前期		
南九州市		15	7	溪 間 工 ・ 山 腹 工 ・ 本 数 調 整 伐 等	
旧穎娃町	穎娃町郡，穎娃町御領，穎娃町別府， 穎娃町牧之内	4	2		
旧知覧町	知覧町厚地，知覧町郡，知覧町東別府， 知覧町瀬世	4	2		
旧川辺町	川辺町今田，川辺町上山田，川辺町古殿， 川辺町清水，川辺町高田，川辺町田部田， 川辺町野間	7	3		
指宿市		10	5		
旧指宿市	池田，岩本，小牧，西方	4	2		
旧山川町	山川福元，山川岡児ヶ水，山川成川， 山川浜児ヶ水	4	2		
旧開聞町	開聞上野，開聞十町	2	1		
小計		45	23		
計		110	55		

(注) 治山事業施行地区数とは、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（大字）を単位として計上したものである。

**6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期**  
該当なし

第7 その他必要な事項  
1 保安林その他制限林の施業方法  
表II-21

単位 面積：h a

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考			
	市町村	区域 (林班)		伐採方法					
				方法	その他				
水源かん養保安林	計		5,778.07	1 主伐に係る伐採種は定めない。	1 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、左記の種類のために指定された保安林又は、当該保安林が2以上あるときは、その集団についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が2以上あるときは、それらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。	1 伐採跡地には適地適木を旨としてスギ・ヒノキ・クスギ又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の樹種を植栽する。 この場合、満1年以上の苗木をおおむね1ヘクタール当たり3,000本以上の割合（平成14年4月1日以降指定分及び指定施業要件の変更分については、1ヘクタール当たり樹種ごとに定める植栽本数以上の割合を適用）で均等に分布するよう植栽するものとする。	ただし、伐採方法は各保安林台帳による。		
	鹿児島市		1,069.14	2 主伐として伐採をすることができる立木は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢以上のものとする。	2 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、10ヘクタールとする。	2 植栽は伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。ただし、森林法第34条第2項の許可がなされた場合においては、当該許可がなされていた区域内において当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り植栽することを要しないものとする。			
	鹿児島市	71, 78, 81, 86, 185, 196	97.45	3 間伐に係る伐採をすることができる箇所は前記に掲げる森林のうち樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。	※3 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じた材積とする。 ただし、植栽を定める森林において択伐による伐採を行う場合は、10分の4を乗じた材積とする。			3 広葉樹林の伐採跡地は原則として天然更新による。	
	吉田町	18, 47, 51~55, 64, 67, 69	132.31		※ 平成14年4月1日以降の指定分及び指定施業要件の変更分について適用（各保安林台帳による）				
	喜入町	7, 18~22, 24, 26	128.15						
	松元町	2, 6, 8~11, 14~21, 24, 34~37	392.14						
	郡山町	1~6, 40, 41, 46	319.09						
	日置市		706.60						
	東市来町	39, 41, 43	19.22						
	伊集院町	64, 66, 68	144.12						
	日吉町	13, 15, 19, 22	64.45						
	吹上町	3, 4, 6, 8, 9, 11~17, 21, 22, 24~26, 30, 31, 37~43, 45, 46, 53, 55~57, 59~66	478.81						
	いちき串木野市		148.35						
	串木野市	14, 48, 50~53, 55	68.84						
	市来町	13~16	79.51						
	小計		1,924.09						
	枕崎市	9, 11, 13, 15~20, 26~28, 50, 53, 57	378.99						
	南さつま市		1,285.22						
	加世田市	11, 15, 17, 18, 21, 22, 37, 38, 43, 46~49, 61~65	341.24						
	笠沙町	9, 18, 28	43.48						
	大浦町	2, 4, 6~16, 18~28	614.84						
	坊津町	5, 27	21.34						
	金峰町	3, 4, 6, 8, 10~12, 15, 16, 18, 21~23, 29, 30, 35, 40, 41, 55	264.32						
	南九州市		2,189.77						
	顕娃町	32~40	310.00						
	知覧町	6~9, 12~15, 18, 19, 21~23, 27~29, 34~42	907.97						
	川辺町	2, 3, 20, 22~26, 28, 29, 33~38, 44~52, 56, 58, 63, 64, 88, 91, 93~95, 97, 99~102	971.80						
	小計		3,853.98						

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域 (林班)		伐採方法		
				方法	その他	
土砂流出防備保安林	計		1,986.33	1 主伐は、択伐による。	1 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率を乗じた材積とする。 なお、択伐率は以下のとおりとする。	ただし、伐採方法は各保安林台帳による。
	鹿兒島市		584.25	2 主伐として伐採をすることができる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	※ 択伐率 ① 平成14年3月31日以前指定分	
	鹿兒島市	1, 2, 38, 42, 48, 51, 92, 93, 102, 106, 107, 113, 129~131, 134, 138, 140, 141, 145~148, 154, 157, 159, 170, 171, 177, 185, 192, 196, 198, 200, 201, 203, 211, 214, 215	94.93	3 間伐に係る伐採をすることができる箇所は前記に掲げる森林のうち樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。	当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日の属する伐採年度から伐採しようとする伐採年度の前伐採年度までの年度数を乗じて得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは10分の3とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては10分の3を乗じた材積とする。	
	吉田町	1, 2, 8, 10, 16, 26, 27, 32~35, 40~44, 46, 52, 55, 57	43.29		② 平成14年4月1日以降指定分及び指定施業要件の変更分	
	桜島町	1, 6~9, 11, 12, 14~16, 18~20, 22	388.91		当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分3を超えるときは10分の3とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、10分の3を乗じた材積とする。	
	喜入町	3, 4, 14, 28, 29, 33~36, 40, 43~45, 48, 49	12.79			
	松元町	12, 13, 23~26, 28~32, 38, 40~42, 44~46, 51, 53, 56, 58	31.08			
	郡山町	4, 8, 10, 22, 27~29, 32, 36, 37, 39, 40, 43~45	13.25			
	三島村	2, 4, 7, 14, 15, 18	172.13			
	十島村	1, 2, 11, 12, 14, 18	230.37			
	日置市		70.71			
	東市来町	5, 7, 9, 11~15, 17, 21, 23, 24, 26, 32, 35, 54	17.79			
	伊集院町	2, 3, 7, 8, 10, 11, 13, 17, 23, 24, 27~33, 36, 38, 43, 48, 52~56, 59, 66	30.75			
	日吉町	1, 3~5, 7, 12, 13, 18, 22, 23	11.32			
	吹上町	3, 7, 8, 10~12, 14, 18, 46, 47, 51, 52, 63, 64, 66	10.85			
	いちき串木野市		30.58			
	串木野市	6, 14, 17~19, 21, 30, 34, 36, 37, 40, 41, 44, 46, 48~52, 57, 58, 60, 62	27.91			
	市来町	2, 6~8	2.67			
	小計		1,088.04			
	枕崎市	10, 11, 13, 14, 17, 20~23, 26, 33, 34, 38, 46~48, 52, 54	17.93			
	南さつま市		313.27			
	加世田市	1, 4~6, 10, 15, 16, 38, 40, 41, 53, 55, 56	10.09			
	笠沙町	3, 5, 7, 10, 15, 17, 18, 20, 27~30	56.98			
	大浦町	1~6, 8~11, 16, 17, 19~24, 26, 28, 29	193.81			
	坊津町	2, 3, 5, 13~15, 18, 23~25, 33, 35	29.55			
	金峰町	8, 34, 37, 38, 41, 43~45, 50, 51, 53, 54	22.84			
	南九州市		501.23			
	顛娃町	33, 46, 51~53, 62, 65~69	22.15			
	知覧町	14, 29, 36, 39, 41, 50, 51, 53, 54, 84, 85, 89, 93	17.66			
	川辺町	2, 5, 6, 8, 10~15, 17~22, 27~31, 34~37, 39, 40, 42, 44, 45, 49~52, 54~62, 64, 67, 70, 71, 76, 78~83, 85, 88, 94, 99, 101, 103, 105, 107, 108	461.42			
	指宿市		65.86			
	指宿市	1, 3, 4, 6, 13, 16, 17, 19, 20, 22, 28, 29, 34, 35	18.00			
	山川町	5, 7, 8, 10, 15, 17, 18, 21, 23	31.22			
開聞町	1, 2, 4, 12~15	16.64				
小計		898.29				

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考
	市 町 村	区 域 ( 林 班 )		伐 採 方 法		
				方 法	限 度	
土砂崩壊防備保安林	計		621.27	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。
	鹿児島市		225.00			
	鹿児島市	3, 4, 8, 13, 29, 32, 36, 74, 92, 93, 102, 109, 113, 115, 120, 123, 125, 127~130, 138, 140~144, 146, 149, 151~160, 163, 164, 166, 170, 177, 179, 180, 182~187, 189, 191, 195~199, 201, 203, 205, 211, 218	102.56			
	吉田町	1~10, 12, 13, 16, 23, 25~27, 34~36, 38, 41~44, 46, 47, 52, 56, 57	38.55			
	桜島町	20, 22	0.85			
	喜入町	3, 4, 7, 10, 14, 29, 35, 40, 45, 48, 49	24.78			
	松元町	12, 14, 25, 29~31, 44, 46~48, 51, 53, 56	13.79			
	郡山町	2, 4, 8~11, 14~25, 27, 29, 31~38, 40~42, 44, 47, 48	44.47			
	十島村	3, 6, 8, 9, 11, 15, 17	45.67			
	日置市		114.03			
	東市来町	9~12, 14~26, 28, 30, 34, 37, 38, 53~56	36.67			
	伊集院町	1, 3, 8, 9, 11, 13, 17, 21, 23, 24, 27, 29, 31, 34, 36, 39, 40, 42, 44, 45, 47, 52~56, 58~61, 64, 66, 67	32.86			
	日吉町	1, 4, 7, 9, 10, 12, 13, 18, 19, 21~24	14.31			
	吹上町	2, 3, 7, 8, 10, 12, 13, 18, 23~25, 27, 28, 36, 37, 45~48, 51~56, 59, 60, 62~66	30.19			
	いちき串木野市		43.11			
	串木野市	1, 13, 15, 17, 31, 33, 35, 37, 39, 40, 43, 45, 48~50, 53, 56~60	30.17			
	市来町	1, 2, 4~8, 10, 11, 15	12.94			
	小計		427.81			
	枕崎市	3, 6, 11, 14, 15, 21~23, 36, 46, 52, 57	9.85			
	南さつま市		88.59			
	加世田市	1, 2, 4~6, 10, 15~17, 23, 24, 26, 28, 33, 35, 36, 41, 42, 44, 45, 53~55, 60	21.87			
	笠沙町	6~8, 10, 12, 13, 15, 18, 20, 26, 28, 29	13.97			
	大浦町	1, 3, 6, 9, 10, 16, 17, 26, 30	5.01			
	坊津町	2, 3, 5, 12, 14, 15, 35	15.13			
	金峰町	1, 4, 5, 13, 25, 32, 36~38, 43~45, 47, 48, 50~54	32.61			
	南九州市		65.04			
	穎娃町	19, 21, 61~63	1.57			
	知覧町	1, 5, 6, 11, 28, 30, 40, 44~46, 49~51, 53, 75, 85, 86, 89, 92, 93	16.64			
	川辺町	1, 3, 6~8, 17, 34, 36, 40~42, 45, 53, 55~57, 59~63, 68, 69, 71, 76, 77, 80~82, 84~86, 88, 89, 94, 98, 99, 103, 105, 107, 108, 111	46.83			



種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考
	市 町 村	区 域 ( 林 班 )		伐 採 方 法		
				方 法	限 度	
土砂崩壊防備保安林	指宿市		29.98	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。
	指宿市	1, 3, 4, 13, 16, 17, 19, 20, 22, 28, 34, 35	12.60			
	山川町	1, 5, 9, 10, 15, 18, 21, 24	13.08			
	開聞町	1, 2, 4, 13, 15	4.30			
	小 計		193.46			
飛砂防備保安林	計		106.39	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。
	十島村	20	23.08			
	日置市		15.78			
	日吉町	12, 24	7.97			
	吹上町	8, 50	7.81			
	小計		38.86			
	南さつま市		67.53			
	加世田市	57	1.51			
	金峰町	37	66.02			
	小計		67.53			
防風保安林	計		55.28	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。
	鹿児島市		46.01			
	鹿児島市	113, 211, 212, 214, 215, 224, 225	46.01			
	十島村	20	1.80			
	小計		47.81			
	枕崎市	1	0.75			
	南さつま市		0.83			
	加世田市	54	0.10			
	坊津町	30	0.73			
	南九州市		1.06			
	穎娃町	27, 28	1.06			
	指宿市		4.83			
	山川町	1~3, 5	1.73			
	開聞町	5	3.10			
	小 計		7.47			
	潮害防備保安林	計				
十島村		3	2.45			
いちき串木野市			24.31			
串木野市		26, 60, 61	22.24			
市来町		1	2.07			
小計			26.76			
枕崎市		1	17.73			
南さつま市			27.52			
笠沙町		6	1.42			
大浦町		1	1.31			
坊津町		7, 11, 12, 21~23, 30, 32~36, 39, 41	24.79			
南九州市			86.89			
穎娃町		3, 15, 16, 19, 47, 48, 68, 69	75.87			
知覧町		64~68	11.02			
指宿市			85.97			
指宿市		34, 35	12.56			
山川町		1~6, 17~19	59.23			
開聞町	13, 14	14.18				
小 計		218.11				

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考
	市 町 村	区 域 ( 林 班 )		伐 採 方 法		
				方 法	限 度	
干 害 防 備 保 安 林	計		364.20	水源かん養保安林に同じ。 ただし、伐採年度ごとに皆伐による伐採を することができる1箇所当たりの面積の限度 は、5ヘクタールとする。		左に同じ。
	鹿児島市		122.71			
	鹿児島市	5	0.91			
	吉田町	37	2.62			
	郡山町	19~21, 31, 32, 34, 36, 37, 40, 41, 43, 44, 49, 50	119.18			
	三島村	5	0.23			
	十島村	12, 21	56.10			
	日置市		2.96			
	吹上町	8, 44, 58, 63	2.96			
	いちき串木野市		28.09			
	串木野市	32, 37, 38	28.07			
	市来町	8	0.02			
	小計		210.09			
	枕崎市	53	3.51			
	南さつま市		55.29			
	大浦町	3, 6, 30	36.57			
	坊津町	25, 41	18.06			
	金峰町	6	0.66			
	南九州市		95.31			
	顛娃町	60, 62	23.15			
	知覧町	16, 17, 20, 29	32.05			
	川辺町	77, 94, 95	40.11			
	小計		154.11			
落 石 防 止 保 安 林	計		16.20	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。
	鹿児島市		3.85			
	鹿児島市	62	3.85			
	小計		3.85			
	南九州市		8.34			
	顛娃町	68	8.34			
	指宿市		4.01			
	山川町	1	4.01			
	小計		12.35			
魚 つ き 保 安 林	計		153.43	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。
	いちき串木野市		16.98			
	串木野市	11	16.98			
	小計		16.98			
	南さつま市		122.37			
	笠沙町	7, 31	31.23			
	坊津町	2, 3, 6, 8~12, 20, 21, 30, 39, 41	91.14			
	指宿市		14.08			
	山川町	1, 5	12.25			
	開聞町	11	1.83			
小計		136.45				
保 健 保 安 林	計		426.12	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。
	鹿児島市		52.21			
	鹿児島市	183, 184, 186, 187, 191	36.43			
	喜入町	26	15.78			
	日置市		7.07			
吹上町	8	7.07				

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考
	市 町 村	区 域 ( 林 班 )		伐 採 方 法		
				方 法	限 度	
保健保安林	いちき串木野市		53.72	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。
	串木野市	11, 26, 60, 61	39.22			
	市来町	1, 7	14.50			
	小計		113.00			
	枕崎市	1	4.04			
	南さつま市		129.31			
	加世田市	65	2.32			
	笠沙町	28	2.89			
	大浦町	8	9.94			
	坊津町	30, 35, 41	26.95			
	金峰町	4, 18, 37, 55	87.21			
	南九州市		137.30			
	顛娃町	3, 15, 16, 19, 47, 48, 60, 62, 68, 69	94.33			
	川辺町	49	42.97			
	指宿市		42.47			
	山川町	1~6, 17	22.85			
	開開町	11, 13, 14	19.62			
	小計		313.12			
風致保安林	計		62.23	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。
	鹿児島市		62.23			
	鹿児島市	184, 191, 192, 211	62.23			
	小 計		62.23			
保安施設	計		32.76	保安林に準ずる。		
	鹿児島市		32.76			
	桜島町	4, 5, 7, 15, 16, 19	32.76			
	小 計		32.76			
砂防指定地	計		3,118.21	砂防法により知事の許可が必要である。		
	鹿児島市		833.17			
	鹿児島市	5, 16, 33~37, 98, 106, 108, 110, 113, 115~129, 132, 141, 143, 146, 154, 159, 161, 173, 174, 177, 185, 191~193, 197, 198, 200, 201, 203, 209, 211, 212, 214, 215, 220, 228	433.85			
	吉田町	3~11, 27, 28, 37, 38, 40~42, 56	61.29			
	桜島町	11, 13~16, 18, 21	16.02			
	喜入町	3, 4, 14, 15, 17, 26~29, 34, 35, 40	35.32			
	松元町	13, 23, 26~29, 31, 32, 40~46, 50~52, 56~58	85.72			
	郡山町	2~4, 19~21, 27, 28, 33~35, 37, 39, 40, 43, 46	200.97			
	三島村	3, 7, 9, 17, 18	91.00			
	十島村	14	6.90			
	日置市		336.39			
	東市来町	2, 5, 7, 20, 25, 30, 31, 33, 34, 37, 43, 44, 52, 53, 55	155.65			
	伊集院町	4, 5, 7, 8, 15~17, 22, 29~32, 35, 36, 53~57, 60~62, 65	89.60			
	日吉町	3~5, 7, 9, 13, 21, 24	68.78			
吹上町	3, 8, 13, 47, 66	22.36				

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 ( 林 班 )		伐 採 方 法			
				方 法	限 度		
砂防指定地	いちき串木野市		357.69	砂防法により知事の許可が必要である。			
	串木野市	1, 8, 10, 12~19, 29, 30, 32~34, 36, 39, 41, 46~49, 53, 54, 56, 59	340.79				
	市来町	10, 12	16.90				
	小計		1,625.15				
	枕崎市		3, 5, 6, 9, 57	77.73			
	南さつま市			810.08			
	加世田市	7, 10, 12, 13, 15, 17, 18, 36, 38, 39, 44, 45, 50, 53	124.13				
	笠沙町	13, 19, 21, 22, 24, 25, 27	18.27				
	大浦町	1~5, 7~13, 15, 16, 18~20, 24~26, 28, 31	218.91				
	坊津町	2, 3, 5, 7, 12~18, 22~25, 28, 29, 31	223.39				
	金峰町	4~12, 28, 30, 39, 40, 44, 45, 51, 52	225.38				
	南九州市			486.88			
	穎娃町	7, 36, 45, 51, 52, 61, 62, 65, 68, 69	20.31				
	知覧町	7~10, 26~28, 30~35, 41, 42, 49, 51, 73, 79, 89	224.06				
	川辺町	5, 6, 8, 11, 15~17, 34, 35, 42, 44, 45, 52~56, 61, 67, 68, 72~75, 77, 78, 80, 87~92, 94~103, 105~107, 111	242.51				
	指宿市			118.37			
	指宿市	1, 3, 4, 8, 13~17, 20~24, 26, 28~34	81.28				
	山川町	5~9, 15, 21, 24	34.42				
	開聞町	2, 4, 14	2.67				
	小計		1,493.06				
国立公園特別保護地区	計		969.08	自然公園法第21条第3項の行為は原則として禁止する。		ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの、又は測量のために行われるものである場合は、左記の伐採方法の限りでない。	
	鹿児島市		969.08				
	鹿児島市	236	432.63				
	桜島町	1~4	536.45				
	小計		969.08				
国立公園第1種特別地域	計		612.97	1 単木択伐法によるものであること。 2 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の10%以下であること。 3 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。 ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。			
	鹿児島市		578.33				
	鹿児島市	231, 236, 239, 248	271.09				
	桜島町	1, 3, 4, 7~9, 12, 19	307.24				
	小計		578.33				
	指宿市			34.64			
	山川町	2~4, 18	34.64				
小計		34.64					

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域 (林班)		伐採方法		
				方法	限度	
国立公園第2種特別地域	計		2,963.96	<p>1 択伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。</p> <p>(2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。</p> <p>(3) 公園事業に係る施設（令第1条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあつては、単木択伐法によるものであること。</p> <p>2 皆伐法によるものにあつては、1(2)の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 1 伐区的面積が2ha以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区的面積で除した値が10分の3を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。</p> <p>(3) 利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。</p>		ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの、又は測量のために行われるものである場合は、左記の伐採方法の限りでない。
	鹿児島市		1,418.98			
	鹿児島市	192, 211, 212, 214~217, 219, 220, 226, 228~231, 233~242	1,101.54			
	桜島町	3~9, 12~20, 22	317.44			
	小計		1,418.98			
	指宿市		1,544.98			
	指宿市	4, 11~19, 28, 29, 35	624.00			
	山川町	1~5, 8~10, 15~19, 21, 23, 24	549.33			
	開聞町	1, 2, 4, 6, 11~15	371.65			
	小計		1,544.98			
国立公園第3種特別地域	計		2,157.07	<p>全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。</p>		
	鹿児島市		1,839.17			
	鹿児島市	218, 220~234, 236, 242~247, 249~251	1,273.95			
	桜島町	1~4, 6, 8~11, 13~18, 20~22	565.22			
	小計		1,839.17			
	指宿市		317.90			
	開聞町	6~11	317.90			
	小計		317.90			
国立公園普通地域	計		211.39	<p>風景の保護ならびに公園の利用を考慮して施業を行うものとする。</p>		
	鹿児島市		154.99			
	鹿児島市	224~227, 233~235, 238, 241, 242	154.99			
	小計		154.99			
	指宿市		56.40			
	開聞町	6~8	56.40			
県立自然公園第1種特別地域	計		355.35	<p>国立公園第1種特別地域に準じる。</p>		
	三島村	1~3, 5, 7, 8, 21	355.35			
	小計		355.35			

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 ( 林 班 )		伐 採 方 法			
				方 法	限 度		
県立自然公園第2種特別地域	計		2,775.34	国立公園第2種特別地域に準じる。			
	三島村	1~15, 18~21	480.09				
	十島村	1, 2, 5, 10, 11, 13, 14, 16, 18~20, 22	1,786.34				
	日置市		27.49				
	吹上町	1, 8, 50	27.49				
	いちき串木野市		20.22				
	串木野市	26, 60, 61	18.15				
	市来町	1	2.07				
	小計		2,314.14				
	枕崎市	1	20.14				
	南さつま市		416.38				
	加世田市	60	0.73				
	笠沙町	7, 20, 27, 28	71.59				
	坊津町	6, 7, 20~23, 30, 32, 33, 35~38, 41	289.84				
	金峰町	3, 4, 18, 37, 55	54.22				
	南九州市		24.68				
	穎娃町	3, 69	22.44				
	知覧町	64~67	2.24				
	小計		461.20				
	県立自然公園第3種特別地域	計		1,894.42	国立公園第3種特別地域に準じる。		
		三島村	3~5, 14, 18~21	381.26			
		十島村	1, 2, 8, 10~12, 14, 17~19	1,422.46			
		小計		1,803.72			
南さつま市			64.67				
笠沙町		27	21.15				
大浦町		23, 27	43.52				
南九州市			26.03				
穎娃町		60, 62	26.03				
小計			90.70				
県立自然公園普通地域		計		3,737.08	国立公園普通地域に準じる。		
	三島村	1~9, 15~18, 20	931.90				
	十島村	11	94.97				
	日置市		204.07				
	東市来町	1, 2, 55, 56	8.59				
	日吉町	3, 4, 12, 23, 24	34.60				
	吹上町	1, 2, 8, 43, 44, 46, 49~51	160.88				
	いちき串木野市		65.09				
	串木野市	11, 26, 61, 62	65.09				
	小計		1,296.03				
	枕崎市	1, 45~47	88.79				
	南さつま市		2,154.62				
	笠沙町	3, 4, 7, 10~12, 14~17, 19~31	672.32				
	大浦町	23	2.35				
	坊津町	1~12, 20~22, 33~35, 37~41	892.15				
	金峰町	1~12, 14~18, 37	587.80				
	南九州市		197.64				
	穎娃町	15, 16, 19, 47, 48, 52, 57, 60~62, 68, 69	186.06				
	知覧町	64~66, 68	11.58				
	小計		2,441.05				

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考
	市 町 村	区 域 ( 林 班 )		伐 採 方 法		
				方 法	限 度	
鳥獣保護区による特別保護地区	計		3.28	原則として、択伐とする。		
	鹿児島市		3.28			
	桜島町	3	3.28			
	小 計		3.28			
都市計画法による風致地区	計		356.68	風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令第3条により、鹿児島市長（一定面積以上の区域は知事）の許可が必要である。		
	鹿児島市		356.35			
	鹿児島市	42, 43, 192, 193, 210~217	356.35			
	小計		356.35			
	枕崎市	1	0.33			
	小 計		0.33			
文化財保護法による史跡名勝天然記念物にかかる指定地等	計		4,999.34	文化財保護法第125条による。		文化財保護法第64条第1項及び同法第81条第1項の適用。
	鹿児島市		4,530.88			
	鹿児島市	183, 191, 218~251	2,828.31			
	桜島町	1~22	1,702.57			
	三島村	1, 2, 4~9	462.53			
	十島村	20	5.43			
	小計		4,998.84			
	南さつま市		0.50			
	坊津町	2, 3	0.50			
	小 計		0.50			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域 (林班)		伐採方法		
				方法	限度	
急傾斜地崩壊危険区域	計		530.26	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により知事の許可が必要である。		
	鹿児島市		348.18			
	鹿児島市	8, 17, 30, 32~36, 38, 48, 92, 94~98, 100~102, 105, 107, 110~117, 123~125, 142, 144, 152, 154, 155, 157, 158, 160, 162, 169, 170, 173, 175~180, 182~187, 189~192, 202, 205, 211, 212, 214, 215, 238, 242	291.28			
	吉田町	2, 3, 12, 16, 26, 34, 35, 42, 44, 56	16.75			
	桜島町	5	4.17			
	喜入町	3, 4, 14, 29, 35, 42, 43, 45	22.79			
	松元町	28, 45, 46, 48	2.57			
	郡山町	15, 17, 21, 24	10.62			
	日置市		23.16			
	東市来町	7, 23, 24, 30, 53, 56	7.67			
	伊集院町	1, 20, 24, 40, 46	4.60			
	吹上町	23, 47, 48, 66	10.89			
	いちき串木野市		16.45			
	串木野市	2, 14, 34, 35, 39, 41, 56, 60	12.40			
	市来町	5, 8, 15	4.05			
	小計		387.79			
	枕崎市	14, 21	2.57			
	南さつま市		81.39			
	加世田市	1, 4, 5, 10, 17, 24, 25, 41, 42, 50, 53	18.27			
	笠沙町	19~21, 23, 26, 30	27.97			
	大浦町	1, 6, 9, 10, 30	4.47			
	坊津町	3, 13, 18, 29, 32, 35, 36	23.97			
	金峰町	36, 37, 43, 44, 51, 52, 54	6.71			
	南九州市		49.18			
	顕娃町	20, 47, 61	1.19			
	知覧町	3, 5, 30, 51	8.82			
	川辺町	3, 5, 7, 8, 40, 45, 59, 60, 62, 76, 80, 81, 96, 98, 107	39.17			
	指宿市		9.33			
	指宿市	1, 3, 23	2.81			
	山川町	1, 10, 21, 24	5.16			
	開聞町	2, 3	1.36			
	小計		142.47			

(注) 1 面積は兼種保安林を含む面積である。  
2 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。

## 2 その他必要な事項

特になし



## (附) 参 考 资 料



# 1 森林計画区の概要

## (1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森 林 率 ②/①×100	
		②総 数	国 有 林	民 有 林		
総 数	191,054	107,964	9,909	98,055	57%	
鹿児島地域振興局	鹿児島市	54,761	30,425	3,185	27,240	56%
	三島村	3,139	2,517		2,517	80%
	十島村	10,114	6,811		6,811	67%
	日置市	25,301	14,995	1,955	13,040	59%
	いちき串木野市	11,230	6,891	1,260	5,631	61%
	小計	104,545	61,638	6,400	55,238	59%
南薩地域振興局	枕崎市	7,478	3,385	33	3,352	45%
	南さつま市	28,359	18,224	746	17,478	64%
	南九州市	35,791	18,738	2,042	16,696	52%
	指宿市	14,881	5,980	689	5,291	40%
	小計	86,509	46,326	3,509	42,817	54%

(注) 1 森林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積である。

2 四捨五入の関係で総数と内訳は一致しない場合がある。

資料：区域面積 令和3年鹿児島県統計年鑑(令和4年12月刊行)

民有林 森林経営課(令和5年度森林計画調査結果)

国有林 林野庁所管(官行造林含む)：九州森林管理局(令和5年度森林計画調査結果)

その他省庁所管：森林経営課調べ(令和5年3月31日現在)

## (2) 地況

### ア 気候

観測地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	主 風 の方向
	最 高	最 低	年平均		
東市来	35.3	-4.0	18.1	2,177.0	北北西
鹿児島	36.3	0.2	19.3	2,416.0	北東
加世田	35.6	-2.5	18.4	2,131.0	西
喜入	34.7	-1.9	17.7	2,542.0	北北東
枕崎	34.4	0.3	18.6	2,170.0	北北西
指宿	35.4	-0.9	18.6	2,590.0	北東

資料：気象庁 気象データ (令和4年)

### イ 地勢

#### I 計画の大綱

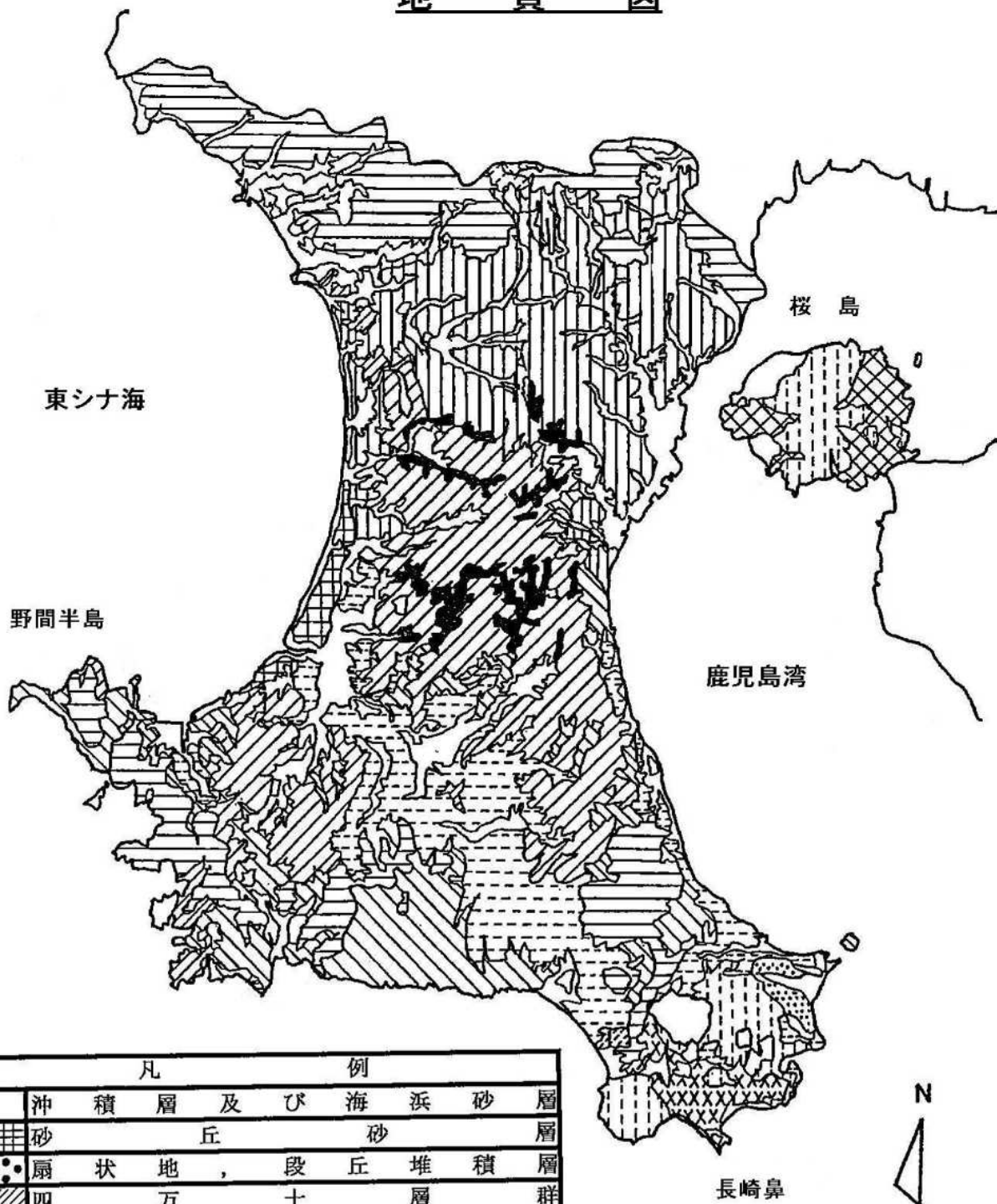
1 自然的, 社会的経済的背景の位置付け

(2) 自然的背景 イ 地勢 と同じ

### ウ 地質, 土壌等

次頁に掲載

# 地 質 図

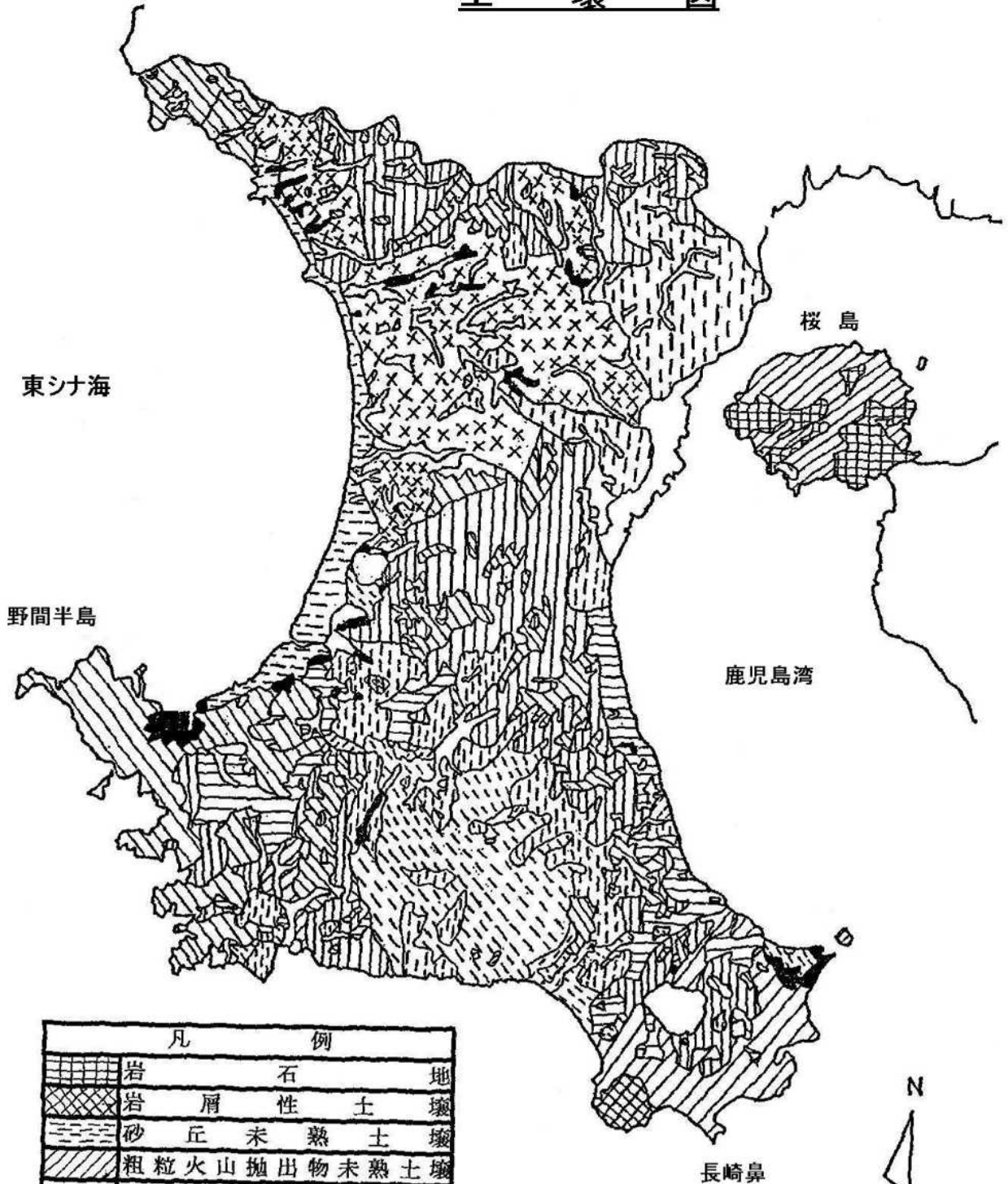


凡 例	
	沖 積 層 及 び 海 浜 砂 層
[Grid pattern]	砂 丘 砂 層
[Dotted pattern]	扇 状 地 , 段 丘 堆 積 層
[Diagonal lines]	四 万 十 層 群
[Cross-hatch pattern]	有 史 溶 岩
[X pattern]	開 闢 岳 火 山 放 出 物
[Vertical lines]	輝 石 安 山 岩 及 び 玄 武 岩 ( 第 四 紀 )
[Horizontal lines]	始 良 火 山 大 隅 軽 石 流 及 び 大 隅 降 下 軽 石 層 ( シ ラ ス )
[Vertical lines]	始 良 火 山 先 カ ル デ ラ 軽 石 流 ( シ ラ ス )
[Diagonal lines]	阿 多 火 山 阿 多 軽 石 流 及 び 阿 多 降 下 軽 石 層 ( シ ラ ス )
[Diagonal lines]	玄 武 岩 及 び 輝 石 安 山 岩 ( 新 第 三 紀 )
[Solid black]	熔 結 凝 灰 岩
[Diagonal lines]	角 閃 石 安 山 岩
[Horizontal lines]	輝 石 安 山 岩



1  
400,000

# 土 壤 図



凡 例		
	岩 石	地
	岩 屑 性 土	壤
	砂 丘 未 熟 土	壤
	粗 粒 火 山 抛 出 物 未 熟 土	壤
	粗 粒 風 化 火 山 抛 出 物 未 熟 土	壤
	厚 層 黒 ボ ク 土	壤
	黒 ボ ク 土	壤
	多 湿 黒 ボ ク 土	壤
	淡 色 黒 ボ ク 土	壤
	乾 性 褐 色 森 林 土	壤
	褐 色 森 林 土	壤
	粗 粒 灰 色 低 地 土	壤
	グ ラ イ 土	壤



## (3) 土地利用の現況

単位：ha

区 分	区域面積	森 林	農 地			そ の 他		
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地	
総 数	191,054	107,964	14,857	3,258	11,598	68,231	12,246	
鹿 児 島 地 域 振 興 局	鹿 児 島 市	54,761	30,425	949	334	615	23,387	6,517
	三 島 村	3,139	2,517	4	0	4	618	3
	十 島 村	10,114	6,811	18	1	16	3,285	12
	日 置 市	25,301	14,995	1,695	854	841	8,611	1,365
	いちき串木野市	11,230	6,891	362	225	137	3,977	563
	小 計	104,545	61,638	3,028	1,414	1,613	39,878	8,460
南 薩 地 域 振 興 局	枕 崎 市	7,478	3,385	1,288	21	1,267	2,805	476
	南さつま市	28,359	18,224	1,724	1,052	671	8,411	971
	南九州市	35,791	18,738	6,896	672	6,225	10,157	1,294
	指 宿 市	14,881	5,980	1,921	99	1,822	6,980	1,045
	小 計	86,509	46,326	11,829	1,844	9,985	28,353	3,786

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳は一致しない場合がある。

資料 森林：森林経営課

農地：2020年世界農林業センサス(令和3年12月)

区域面積・宅地：令和3年鹿児島県統計年鑑(令和4年12月刊行)

## (4) 産業別生産額

単位：百万円

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
		計	農業	林業	水産業			
総 数	2,686,129	60,948	49,590	1,328	10,029	429,742	2,195,439	
鹿 児 島 地 域 振 興 局	鹿 児 島 市	2,020,940	7,186	4,102	337	2,747	269,132	1,744,622
	三 島 村	1,328	69	50	16	3	323	936
	十 島 村	3,698	165	112	44	9	2,119	1,414
	日 置 市	135,840	2,589	2,324	140	125	37,772	95,479
	いちき串木野市	93,473	3,058	1,015	95	1,948	31,241	59,174
	小 計	2,255,279	13,067	7,603	632	4,832	340,587	1,901,625
南 薩 地 域 振 興 局	枕 崎 市	76,904	7,649	3,692	81	3,876	21,235	48,020
	南さつま市	99,810	4,907	4,349	219	338	21,150	73,753
	南九州市	128,450	20,009	19,657	306	46	26,963	81,478
	指 宿 市	125,686	15,316	14,288	89	939	19,807	90,563
	小 計	430,850	47,881	41,986	695	5,199	89,155	293,814

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳は一致しない場合がある。

資料：令和2年度市町村民所得推計報告書(令和5年5月)

## (5) 産業別就業者数

単位：人

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
		計	農業	林業	水産業			
総 数	391,932	17,110	15,560	459	1,091	62,540	312,282	
鹿 児 島 地 域 振 興 局	鹿 児 島 市	291,889	3,837	3,372	225	240	41,447	246,605
	三 島 村	226	39	30	0	9	23	164
	十 島 村	455	78	60	0	18	79	298
	日 置 市	23,416	1,452	1,310	49	93	5,654	16,310
	いちき串木野市	13,495	807	621	54	132	3,749	8,939
	小 計	329,481	6,213	5,393	328	492	50,952	272,316
南 薩 地 域 振 興 局	枕 崎 市	10,028	1,246	1,081	21	144	2,200	6,582
	南さつま市	15,247	1,601	1,352	39	210	3,157	10,489
	南九州市	17,279	3,941	3,834	48	59	3,592	9,746
	指 宿 市	19,897	4,109	3,900	23	186	2,639	13,149
	小 計	62,451	10,897	10,167	131	599	11,588	39,966

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳は一致しない場合がある。

資料：令和2年度市町村民所得推計報告書(令和5年5月)

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

区 分			総数			齢級1			齢級2			齢級3			齢級4						
			面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量				
人	成	単層林	針葉樹	すぎ	28,521.30	16,091,203	248,175	244.27			317.00		5,417	32.20	4,651	333	36.62	7,668	412		
				ひのき	13,977.41	5,165,014	84,599	3.17			24.92		1,091	7.76	663	50	9.17	1,135	61		
				まつ	1,373.03	283,906	556	1.93			1.88		5	0.22	16		2.64	288	15		
				その他針	14.49	2,793	42				0.28										
				針計	43,886.23	21,542,916	333,372	249.37			344.08		6,513	40.17	5,330	383	48.42	9,091	488		
		複層林	広葉樹	くす	9.21	1,170															
				くぬぎ	675.64	74,655	1,144	21.25			28	55.54	861	199	18.34	840	100	50.41	3,538	290	
				いじゆ	0.23	28												0.10	9		
				もくまお	21.19	2,023															
				その他広	170.21	20,253	147	1.73			3.40	48	7	1.12	45	4	4.73	399	20		
	広計	876.49	98,129	1,291	22.98			28	58.94	909	206	19.46	885	104	55.23	3,946	310				
	育成単層林計			44,762.72	21,641,045	334,663	272.34			28	403.02	909	6,719	59.64	6,215	487	103.65	13,037	798		
	成	単層林	針葉樹	すぎ	45.63	4,931	199					2.90		0.35	24	1	14.75	1,364	72		
				ひのき	41.67	14,048	209											0.05	11		
				まつ	4.89	191	6											0.11	7		
				その他針	26.43	5,726	101														
				針計	51.56	5,183	206				2.90				0.55	33	2	14.86	1,371	72	
		複層林	広葉樹	くす	68.10	19,774	310											0.05	11		
				くぬぎ	12.13	493	8											0.17	5		
				いじゆ																	
もくまお				4.76	213	4															
その他広				16.89	706	12											0.17	5			
広計	68.45	5,889	218				2.90				0.55	33	2	15.03	1,376	73					
育成複層林計			68.10	19,774	310							0.55	33	2	15.03	1,376	73				
人工林計			68.45	5,889.00	218.00				2.90			0.55	33.00	2.00	15.03	1,376.00	73.00				
人工林計			44,830.82	21,660,819.00	334,973.00	272.34			28.00	403.02	909.00	6,719.00	59.64	6,215.00	487.00	103.70	13,048.00	799.00			
天	成	単層林	針葉樹	まつ																	
				その他針																	
				針計																	
				複層林	広葉樹	くす															
						くぬぎ	6.32	657	22				0.18	3	1	1.47	76	10	1.18	84	9
		いじゆ																			
		もくまお																			
		その他広	0.25			9	2							0.25	9	2					
		広計	6.57	666	24				0.18	3	1	1.72	85	12	1.18	84	9				
		育成単層林計			6.57	666	24				0.18	3	1	1.72	85	12	1.18	84	9		
	成	複層林	針葉樹	まつ																	
				その他針																	
				針計																	
				広葉樹	くす																
					くぬぎ	0.27	9	150							0.64	27	4	0.27	9	10	
		いじゆ	236.76		32,928											1.33	93				
		もくまお	0.27		9											0.27	9				
		その他広	236.76		32,928	150							0.64	27	4	1.33	93	10			
		広計	0.27	9	150							0.64	27	4	0.27	9	10				
		育成複層林計			236.76	32,928	150						0.64	27	4	1.33	93	10			
成	単層林	針葉樹	まつ	2,169.18	204,575	9,539										1,480.96	117,721	6,410			
			その他針	17.44	2,797	9	0.14			0.13		2									
			針計	2,186.62	207,372	9,548	0.14			0.13		2						1,480.96	117,721	6,410	
			複層林	広葉樹	くす	3.50	472														
					くぬぎ	3.77	530	1											0.17	15	1
	いじゆ																				
	もくまお																				
	その他広	41,330.87			5,292,231	12,823	97.47			144	245.64	4,601	1,076	273.30	12,667	1,571	543.84	42,884	3,222		
	広計	41,338.13	5,293,233	12,824	97.47			144	245.64	4,601	1,076	273.30	12,667	1,571	544.01	42,899	3,223				
	天然生林計			43,524.75	5,500,605	22,372	97.61			144	245.77	4,601	1,078	273.30	12,667	1,571	2,024.97	160,620	9,633		
天然林計			43,768.08	5,534,199	22,546	98			144	246	4,604	1,079	276	12,779	1,587	2,027	160,797	9,652			
竹 林			6,002.07	1,144,543																	
未立木地等			2,296.34																		
更新困難地			1,152.02																		
合 計			68.72	5,898.00	218.00				2.90			0.55	33.00	2.00	15.30	1,385.00	73.00				
			98,049.33	27,195,018.00	357,519.00	369.96			172.00	648.99	5,513.00	7,798.00	335.30	18,994.00	2,074.00	2,131.18	173,845.00	10,451.00			
再掲特殊樹林	つばき		0.83	33																	
	しゃりんばい		36.73	3,852	4																
			0.16	15							0.02	1		0.12	11						

(注) 1 表中の上段は複層林の下層を示す。

2 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。

資料:森林経営課



單位:面積:ha,材積:m3,竹:束,生長量:m3

齡級5			齡級6			齡級7			齡級8			齡級9			齡級10		
面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量
187.42	49,239	2,065	487.81	153,786	5,374	651.78	239,620	6,966	1,374.66	581,141	14,477	2,420.85	1,144,502	24,140	5,160.27	2,708,245	49,809
15.45	2,434	112	118.84	23,549	819	206.17	47,742	1,483	372.43	99,887	2,472	924.94	276,787	6,015	2,841.58	957,207	16,962
1.98	268	11	2.35	362	12	19.83	3,257	79	13.47	2,436	48	34.05	6,919	100	62.22	13,575	55
0.75	100	3	4.55	700	20	1.97	307	7	1.38	282	3	1.41	313	3	1.84	454	5
205.60	52,041	2,191	613.55	178,397	6,225	879.75	290,926	8,535	1,761.93	683,746	17,000	3,381.24	1,428,521	30,258	8,065.92	3,679,481	66,831
						0.31	42								0.04	5	
48.03	5,067	194	110.23	13,559	181	116.98	15,258	83	120.18	16,444	48	76.94	10,731	15	33.40	4,840	6
			0.18	22								0.06	8				
6.69	627	24	34.08	3,966	67	10.12	1,266	8	16.16	2,151	12	13.60	1,664	2	5.62	809	
54.72	5,694	218	144.49	17,547	248	127.41	16,566	91	136.34	18,595	60	90.59	12,403	17	39.05	5,654	6
260.32	57,735	2,409	758.03	195,944	6,473	1,007.16	307,492	8,626	1,898.28	702,341	17,060	3,471.83	1,440,924	30,275	8,104.97	3,685,135	66,837
8.86	741	29	13.20	1,833	67	5.57	969	30									
0.07	14	1	0.98	220	7	1.09	250	9	4.26	1,184	33	3.20	1,043	21	5.66	1,863	34
0.12	6		4.32	156	5	0.14	13										
						0.09	12		4.68	807	22	1.33	224	5	1.93	381	7
			0.19	13		0.85	48	1									
8.98	747	29	17.71	2,002	72	6.56	1,030	31									
0.07	14	1	0.98	220	7	1.18	262	9	8.94	1,991	55	4.53	1,267	26	7.59	2,244	41
			3.73	148	4	8.23	340	3									
2.47	125	4	1.93	73		0.36	15										
2.47	125	4	5.66	221	4	8.59	355	3									
11.45	872	33	23.37	2,223	76	15.15	1,385	34									
0.07	14	1	0.98	220	7	1.18	262	9	8.94	1,991	55	4.53	1,267	26	7.59	2,244	41
11.45	872.00	33.00	23.37	2,223.00	76.00	15.15	1,385.00	34.00									
260.39	57,749.00	2,410.00	759.01	196,164.00	6,480.00	1,008.34	307,754.00	8,635.00	1,907.22	704,332.00	17,115.00	3,476.36	1,442,191.00	30,301.00	8,112.56	3,687,379.00	66,878.00
			0.07	9		1.43	198	2	0.25	35		1.46	211		0.10	14	
			0.07	9		1.43	198	2	0.25	35		1.46	211		0.10	14	
			0.07	9		1.43	198	2	0.25	35		1.46	211		0.10	14	
			14.63	1,916	45	6.88	941	7	12.25	1,705	5	3.08	407	2	9.00	1,252	5
			14.63	1,916	45	6.88	941	7	12.25	1,705	5	3.08	407	2	9.00	1,252	5
			14.63	1,916	45	6.88	941	7	12.25	1,705	5	3.08	407	2	9.00	1,252	5
528.73	58,572	2,879	42.04	6,433	196	0.75	97	3	4.34	588	9	1.96	434	7	9.49	2,371	22
															2.94	421	1
528.73	58,572	2,879	42.04	6,433	196	0.75	97	3	4.34	588	9	1.96	434	7	12.43	2,792	23
			0.10	13					0.05	7					0.05	7	
597.09	62,225	2,308	611.11	73,105	1,114	877.67	112,533	653	1,425.47	191,258	328	2,019.03	273,499	307	3,859.68	535,806	71
597.09	62,225	2,308	611.21	73,118	1,114	877.67	112,533	653	1,425.52	191,265	328	2,019.03	273,499	307	3,859.73	535,813	71
1,125.82	120,797	5,187	653.25	79,551	1,310	878.42	112,630	656	1,429.86	191,853	337	2,020.99	273,933	314	3,872.16	538,605	94
1,126	120,797	5,187	668	81,476	1,355	887	113,769	665	1,442	193,593	342	2,026	274,551	316	3,881	539,871	99
1,386.21	178,546.00	7,597.00	1,426.97	277,640.00	7,835.00	1,895.07	421,523.00	9,300.00	3,349.57	897,925.00	17,457.00	5,501.89	1,716,742.00	30,617.00	11,993.82	4,227,250.00	66,977.00
			0.47	18		0.36	15										
			0.63	76	1				2.52	306	2	1.74	220	1			

## 2 森林の現況

### (1) 齢級別森林資源表

区 分			齢級11			齢級12			齢級13			齢級14			齢級15			
			面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	
人	育 成 単 層 林	針 葉 樹	す ぎ	6,539.29	3,725,777	57,235	4,166.85	2,559,859	33,133	2,605.82	1,713,294	20,932	1,838.82	1,277,137	13,099	1,031.57	750,412	7,082
			ひ の き	4,420.24	1,618,450	26,946	2,773.20	1,103,707	16,320	1,260.11	539,677	7,238	523.63	240,376	2,860	183.10	88,308	947
			ま つ	64.22	13,902	48	221.89	49,092	97	456.69	80,724	75	183.17	39,931	11	130.20	31,596	
			そ の 他 針	0.85	225	1	0.30	83		0.09	24		0.10	29		0.05	12	
			針 計	11,024.59	5,358,354	84,230	7,162.24	3,712,741	49,550	4,322.70	2,333,719	28,245	2,545.73	1,557,473	15,970	1,344.92	870,328	8,029
		広 葉 樹	く す	1.03	131		1.39	174		0.06	9					0.95	123	
			く ぬ ぎ	16.84	2,446		3.57	510		1.05	151		1.58	217		1.32	193	
			い じ ゅ	0.13	19													
			も く ま お	10.55	1,002		9.81	933		0.59	58							
			そ の 他 広	10.41	1,519	2	9.04	1,331		6.90	993	1	6.00	881		7.26	962	
	広 計	38.96	5,117	2	23.80	2,948		8.60	1,211	1	7.58	1,098		9.53	1,278			
	育 成 単 層 林 計			11,063.55	5,363,471	84,232	7,186.04	3,715,689	49,550	4,331.30	2,334,930	28,246	2,553.31	1,558,571	15,970	1,354.45	871,606	8,029
	育 成 複 層 林	針 葉 樹	す ぎ	7.73	2,633	34	5.79	1,777	26	2.22	713	9	2.88	1,252	13	2.48	825	7
			ひ の き	8.72	1,750	31	6.77	1,805	30	0.16	41	1	0.87	205	2	0.63	172	
			ま つ															
			そ の 他 針															
			針 計	16.45	4,383	65	12.56	3,582	56	2.38	754	10	3.75	1,457	15	3.11	997	7
		広 葉 樹	く す															
			く ぬ ぎ															
			い じ ゅ															
も く ま お																		
そ の 他 広																		
広 計																		
育 成 複 層 林 計			16.45	4,383	65	12.56	3,582	56	2.38	754	10	3.75	1,457	15	3.11	997	7	
人 工 林 計			11,079.99	5,367,854.00	84,297.00	7,198.60	3,719,271.00	49,606.00	4,333.68	2,335,684.00	28,256.00	2,557.06	1,560,028.00	15,985.00	1,357.56	872,603.00	8,036.00	
天 然 林	育 成 単 層 林	針 葉 樹	ま つ															
			そ の 他 針															
			針 計															
		広 葉 樹	く す															
			く ぬ ぎ								0.18	27						
	い じ ゅ																	
	も く ま お																	
	そ の 他 広																	
	広 計								0.18	27								
	育 成 単 層 林 計									0.18	27							
育 成 複 層 林	針 葉 樹	ま つ																
		そ の 他 針																
		針 計																
	広 葉 樹	く す																
		く ぬ ぎ																
		い じ ゅ																
		も く ま お																
		そ の 他 広	29.04	3,728	8	59.71	8,810	11	81.35	11,514	53	10.55	1,422		2.13	284		
広 計	29.04	3,728	8	59.71	8,810	11	81.35	11,514	53	10.55	1,422		2.13	284				
育 成 複 層 林 計			29.04	3,728	8	59.71	8,810	11	81.35	11,514	53	10.55	1,422		2.13	284		
天 然 生 林	針 葉 樹	ま つ	3.20	795	2	19.30	3,428	1	31.00	5,822	10	14.76	2,796		8.51	1,734		
		そ の 他 針	0.15	55	1	13.31	1,800		0.39	255	2	0.38	266	3				
		針 計	3.35	850	3	32.61	5,228	1	31.39	6,077	12	15.14	3,062	3	8.51	1,734		
	広 葉 樹	く す											0.35	49				
		く ぬ ぎ	2.72	396						0.15	21		0.11	16				
		い じ ゅ																
		も く ま お																
		そ の 他 広	4,625.73	642,213	381	5,490.20	764,392	348	5,489.52	720,071	1,300	5,315.99	700,546		3,876.38	482,995		
	広 計	4,628.44	642,609	381	5,490.20	764,392	348	5,489.66	720,092	1,300	5,316.44	700,611		3,876.38	482,995			
	天 然 生 林 計			4,631.79	643,459	384	5,522.81	769,620	349	5,521.05	726,169	1,312	5,331.59	703,673	3	3,884.89	484,729	
天 然 林 計			4,661	647,187	392	5,583	778,430	360	5,603	737,710	1,365	5,342	705,095	3	3,887	485,013		
竹 林																		
未 立 木 地 等																		
更 新 困 難 地																		
合 計			15,740.95	6,015,041.00	84,689.00	12,781.12	4,497,701.00	49,966.00	9,936.26	3,073,394.00	29,621.00	7,899.19	2,265,123.00	15,988.00	5,244.58	1,357,616.00	8,036.00	
再 掲 特 殊 樹 林	つ ば き								0.36	34					1.63	157		
	し ゃ り ん ば い					0.02	3											

(注) 1 表中の上段は複層林の下層を示す。

2 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。

資料: 森林経営課

單位 面積:ha,材積:m3,竹:束,生長量:m3

齡級16			齡級17			齡級18			齡級19			齡級20			齡級21以上		
面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量
444.08	340,112	2,811	266.68	214,693	1,491	221.46	184,333	1,212	179.22	154,635	871	162.93	142,956	737	151.71	139,143	579
65.77	33,578	320	52.61	28,378	226	49.46	27,699	200	51.13	29,923	196	33.54	20,437	142	40.21	25,077	139
75.79	17,711		50.75	12,117		25.33	6,070		3.67	889		5.63	1,002		15.13	3,751	
0.36	98														0.57	166	
586.00	391,499	3,131	370.05	255,188	1,717	296.25	218,102	1,412	234.03	185,447	1,067	202.10	164,395	879	207.61	168,137	718
			0.38	53		2.41	254		0.04	6		0.29	43		2.33	330	
9.93	1,056		5.59	577		16.97	1,850		0.39	38					0.48	71	
9.93	1,056		5.97	630		19.38	2,104		0.43	44		0.29	43		2.81	401	
595.93	392,555	3,131	376.02	255,818	1,717	315.63	220,206	1,412	234.46	185,491	1,067	202.39	164,438	879	210.42	168,538	718
0.59	216	2	0.05	20					1.97	687	5	1.57	846	5	1.08	494	2
0.39	98	1	0.59	156	1	0.27	75	1									
0.98	314	3	0.64	176	1	0.27	75	1	1.97	687	5	1.57	846	5	1.08	494	2
0.98	314	3	0.64	176	1	0.27	75	1	1.97	687	5	1.57	846	5	1.08	494	2
596.91	392,869.00	3,134.00	376.66	255,994.00	1,718.00	315.90	220,281.00	1,413.00	236.43	186,178.00	1,072.00	203.96	165,284.00	884.00	211.50	169,032.00	720.00
2.56	338		3.61	491													
2.56	338		3.61	491													
2.56	338		3.61	491													
9.45	1,426		9.06	1,535		0.18	41		0.17	31		0.80	137		4.48	614	
9.45	1,426		9.06	1,535		0.18	41		0.17	31		0.80	137		4.48	614	
			0.09	13		0.20	29					0.10	15		2.77	366	
			0.43	55													
2,873.72	333,946		1,983.22	214,221		687.45	75,240		193.90	22,346		88.81	10,778		155.66	16,905	
2,873.72	333,946		1,983.74	214,289		687.65	75,269		193.90	22,346		88.91	10,793		158.42	17,271	
2,883.17	335,372		1,992.80	215,824		687.83	75,310		194.07	22,377		89.71	10,930		162.90	17,885	
2,886	335,710		1,996	216,315		688	75,310		194	22,377		90	10,930		163	17,885	
3,482.64	728,579.00	3,134.00	2,373.07	472,309.00	1,718.00	1,003.73	295,591.00	1,413.00	430.49	208,555.00	1,072.00	293.66	176,214.00	884.00	374.40	186,917.00	720.00
8.09	781		4.98	495		15.93	1,686		0.83	94					0.03	3	

(2) 制限林普通林別森林資源表

区 分		総 数	立 木 地											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育成単層林			育成複層林		
			総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広
総 数	面 積	98,049	88,599	46,141	42,458	44,831	43,954	876	44,763	43,886	876	68	68	0
	材 積	27,195	27,195	21,770	5,425	21,661	21,563	98	21,641	21,543	98	20	20	0
	成長量	358	358	343	14	335	334	1	335	333	1	0	0	0
普通林	面 積	71,549	65,821	36,591	29,230	37,050	36,514	537	37,001	36,464	537	49	49	-
	材 積	22,059	22,059	18,203	3,856	18,249	18,189	59	18,234	18,175	59	14	14	-
	成長量	291	291	281	10	282	281	1	281	280	1	0	0	-
制限林	面 積	26,500	22,778	9,550	13,228	7,781	7,441	340	7,762	7,422	340	19	19	-
	材 積	5,136	5,136	3,567	1,569	3,412	3,373	39	3,407	3,368	39	6	6	-
	成長量	66	66	62	4	53	53	0	53	53	0	0	0	-

(注) 1 四捨五入の関係で総数と内訳は一致しない場合がある。

2 「0」と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

資料: 森林経営課

単位 面積:ha 材積:千m3 竹:千束 成長量:千m3

立 木 地												竹 林	無立木地			更 新 困 難 地
天 然 林													総 数	伐採 跡地	未立 木地	
総 数			育成単層林			育成複層林			天然生林							
総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広					
43,768	2,187	41,581	7	0	7	237	0	237	43,525	2,187	41,338	6,002	2,296	505	1,792	1,152
5,534	207	5,327	1	0	1	33	0	33	5,501	207	5,293	1,145	-	-	-	-
23	10	13	0	0	0	0	0	0	22	10	13	-	-	-	-	-
28,771	77	28,693	6	-	6	139	-	139	28,625	77	28,548	4,063	1,615	450	1,165	50
3,810	14	3,796	1	-	1	20	-	20	3,790	14	3,776	1,022	-	-	-	-
10	0	10	0	-	0	0	-	0	10	0	10	-	-	-	-	-
14,997	2,109	12,888	1	-	1	97	-	97	14,899	2,109	12,790	1,939	681	55	626	1,102
1,724	193	1,531	0	-	0	13	-	13	1,711	193	1,517	122	-	-	-	-
13	9	3	0	-	0	0	-	0	13	9	3	-	-	-	-	-

(3) 市町村別森林資源表

区 分		総 数	立 木 地													
			総 数			人 工 林										
						総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林				
			総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広		
総 数		面積	98,049	88,599	46,141	42,458	44,831	43,954	876	44,763	43,886	876	68	68	-	
		材積	27,195	27,195	21,770	5,425	21,661	21,563	98	21,641	21,543	98	20	20	-	
鹿 児 島 地 域	鹿 児 島 市	面積	27,237	23,962	12,624	11,338	10,846	10,587	260	10,838	10,579	260	8	8	-	
		材積	6,820	6,820	5,375	1,445	5,223	5,192	30	5,220	5,190	30	3	3	-	
	旧 鹿 児 島 市	面積	12,285	10,461	4,662	5,798	3,643	3,526	117	3,643	3,526	117	0	-	-	
		材積	2,575	2,575	1,891	684	1,789	1,776	13	1,789	1,776	13	0	-	-	
	旧 吉 田 町	面積	3,499	3,287	1,967	1,320	2,001	1,967	33	1,998	1,965	33	2	2	-	
		材積	1,288	1,288	1,100	188	1,104	1,100	4	1,103	1,099	4	1	1	-	
	旧 桜 島 町	面積	1,787	1,470	944	526	59	57	2	59	57	2	0	-	-	
		材積	153	153	98	55	35	35	0	35	35	0	0	-	-	
	旧 喜 入 町	面積	2,960	2,790	1,781	1,008	1,816	1,767	49	1,814	1,765	49	2	2	-	
		材積	862	862	719	144	721	715	6	720	714	6	1	1	-	
	旧 松 元 町	面積	3,163	2,817	1,484	1,333	1,515	1,484	32	1,515	1,484	32	0	0	-	
		材積	889	889	706	183	709	706	4	709	706	4	0	0	-	
	旧 郡 山 町	面積	3,543	3,139	1,785	1,353	1,812	1,785	27	1,808	1,782	27	4	4	-	
		材積	1,053	1,053	861	191	865	861	3	863	860	3	1	1	-	
	三 島 村	面積	2,517	1,009	147	862	145	108	36	145	108	36	0	-	-	
		材積	110	110	22	87	20	17	4	20	17	4	0	-	-	
	十 島 村	面積	6,811	4,744	427	4,317	401	376	25	401	376	25	0	-	-	
		材積	512	512	89	422	85	83	2	85	83	2	0	-	-	
	振 興 局	日 置 市	面積	13,039	12,236	7,717	4,519	7,828	7,714	114	7,825	7,711	114	3	3	-
材積			4,544	4,544	3,905	639	3,917	3,904	13	3,916	3,902	13	1	1	-	
旧 東 市 来 町		面積	3,608	3,384	2,039	1,345	2,071	2,039	32	2,071	2,039	32	0	-	-	
		材積	1,236	1,236	1,048	187	1,051	1,048	3	1,051	1,048	3	0	-	-	
旧 伊 集 院 町		面積	2,693	2,398	1,304	1,094	1,338	1,304	34	1,338	1,304	34	0	0	-	
		材積	826	826	669	157	673	669	4	673	669	4	0	0	-	
旧 日 吉 町		面積	1,320	1,251	716	536	721	713	9	719	710	9	3	3	-	
		材積	461	461	387	74	387	386	1	386	385	1	1	1	-	
旧 吹 上 町		面積	5,418	5,204	3,659	1,545	3,698	3,658	39	3,698	3,658	39	0	0	-	
		材積	2,022	2,022	1,801	221	1,806	1,800	5	1,806	1,800	5	0	0	-	
い ち き 串 木 野 市		面積	5,631	5,299	2,242	3,058	2,337	2,241	95	2,336	2,240	95	1	1	-	
		材積	1,560	1,560	1,127	433	1,138	1,127	11	1,137	1,127	11	0	0	-	
		面積	4,125	3,853	1,556	2,297	1,608	1,556	52	1,608	1,556	52	0	-	-	
		材積	1,116	1,116	791	325	797	791	6	797	791	6	0	-	-	
旧 市 来 町		面積	1,506	1,446	686	761	729	686	43	728	685	43	1	1	-	
		材積	444	444	336	107	341	336	5	341	336	5	0	0	-	
南 薩 地 域		指 宿 市	面積	5,291	5,152	3,111	2,041	3,144	3,098	46	3,143	3,097	46	1	1	-
			材積	1,709	1,709	1,467	243	1,467	1,464	3	1,467	1,464	3	0	0	-
		旧 指 宿 市	面積	3,092	3,027	2,072	955	2,099	2,069	29	2,098	2,068	29	1	1	-
	材積		1,213	1,213	1,099	114	1,100	1,099	2	1,100	1,099	2	0	0	-	
	旧 山 川 町	面積	1,263	1,202	486	716	487	479	7	487	479	7	0	0	-	
		材積	278	278	193	85	192	191	1	192	191	1	0	0	-	
	旧 開 聞 町	面積	936	923	554	370	558	549	9	558	549	9	0	-	-	
		材積	218	218	175	44	174	173	1	174	173	1	0	-	-	
	枕 崎 市	面積	3,352	3,121	1,071	2,050	1,101	1,071	30	1,101	1,071	30	0	0	-	
		材積	788	788	504	284	508	504	4	508	504	4	0	0	-	
	南 さ つ ま 市	面積	17,478	17,059	7,124	9,935	7,172	7,081	91	7,145	7,055	91	27	27	-	
		材積	4,922	4,922	3,612	1,310	3,615	3,604	11	3,607	3,596	11	8	8	-	
	旧 加 世 田 市	面積	5,546	5,365	2,806	2,559	2,833	2,805	27	2,832	2,805	27	1	1	-	
		材積	1,771	1,771	1,415	356	1,418	1,415	3	1,418	1,414	3	0	0	-	
	旧 笠 沙 町	面積	2,935	2,890	680	2,211	698	680	19	688	669	19	11	11	-	
		材積	609	609	333	276	336	333	2	332	330	2	3	3	-	
	旧 大 浦 町	面積	2,614	2,574	1,054	1,519	1,065	1,054	11	1,065	1,054	11	0	-	-	
		材積	694	694	492	201	494	492	1	494	492	1	0	-	-	
	旧 坊 津 町	面積	2,729	2,701	228	2,472	234	227	7	234	227	7	0	0	-	
材積		440	440	130	310	131	130	1	131	130	1	0	0	-		
旧 金 峰 町	面積	3,654	3,529	2,355	1,174	2,342	2,315	27	2,327	2,300	27	15	15	-		
	材積	1,408	1,408	1,241	167	1,237	1,234	3	1,233	1,230	3	4	4	-		
南 九 州 市	面積	16,693	16,015	11,678	4,337	11,856	11,677	179	11,828	11,649	179	29	29	-		
	材積	6,231	6,231	5,669	562	5,688	5,668	20	5,681	5,661	20	8	8	-		
	面積	3,620	3,469	2,085	1,384	2,121	2,085	36	2,101	2,065	36	20	20	-		
	材積	1,049	1,049	895	154	898	895	2	893	891	2	5	5	-		
	面積	5,413	5,119	3,791	1,327	3,889	3,791	98	3,884	3,786	98	6	6	-		
	材積	1,936	1,936	1,755	180	1,768	1,755	13	1,766	1,754	13	2	2	-		
旧 川 辺 町	面積	7,660	7,428	5,801	1,626	5,846	5,801	45	5,843	5,798	45	3	3	-		
	材積	3,245	3,245	3,018	228	3,023	3,018	5	3,022	3,016	5	1	1	-		

(注) 1 総数と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

2 「0」と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

資料：森林経営課

単位 面積:ha 材積:千m3 竹:千束 成長量:千m3

立 木 地												竹 林	無立木地			更 新 困 難 地
天 然 林													総 数	伐採 跡地	未立 木地	
総 数			育成単層林			育成複層林			天然生林							
総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広					
43,768	2,187	41,581	7	-	7	237	-	237	43,525	2,187	41,338	6,002	2,296	505	1,792	1,152
5,534	207	5,327	1	-	1	33	-	33	5,501	207	5,293	1,145	-	-	-	-
13,116	2,037	11,079	3	-	3	1	-	1	13,113	2,037	11,075	1,616	914	61	853	745
1,598	183	1,415	0	-	0	0	-	0	1,597	183	1,414	667	-	-	-	-
6,818	1,136	5,682	2	-	2	0	-	-	6,816	1,136	5,680	741	609	8	601	474
786	115	671	0	-	0	0	-	-	786	115	671	302	-	-	-	-
1,286	0	1,286	0	-	-	0	-	-	1,286	0	1,286	150	62	15	47	-
185	0	184	0	-	-	0	-	-	185	0	184	68	-	-	-	-
1,411	887	524	0	-	-	0	-	-	1,411	887	524	2	47	-	47	268
118	64	54	0	-	-	0	-	-	118	64	54	1	-	-	-	-
973	14	959	0	-	0	1	-	1	972	14	958	116	53	10	43	2
141	4	137	0	-	0	0	-	0	141	4	137	29	-	-	-	-
1,301	0	1,301	0	-	0	0	-	-	1,301	0	1,301	278	69	4	64	-
179	0	179	0	-	0	0	-	-	179	-	179	113	-	-	-	-
1,326	0	1,326	0	-	0	0	-	-	1,326	0	1,326	330	74	23	50	1
188	0	188	0	-	0	0	-	-	188	0	188	154	-	-	-	-
865	39	826	0	-	-	0	-	-	865	39	826	1,246	56	-	56	205
89	6	83	0	-	-	0	-	-	89	6	83	25	-	-	-	-
4,343	51	4,292	0	-	-	0	-	-	4,343	51	4,292	1,901	3	-	3	163
427	7	420	0	-	-	0	-	-	427	7	420	29	-	-	-	-
4,408	3	4,404	2	-	2	8	-	8	4,399	3	4,395	432	367	148	220	4
627	1	626	0	-	0	1	-	1	626	1	625	169	-	-	-	-
1,313	0	1,313	0	-	0	3	-	3	1,310	-	1,310	91	130	54	76	3
184	0	184	0	-	0	0	-	0	184	-	184	34	-	-	-	-
1,059	0	1,059	1	-	1	3	-	3	1,055	-	1,055	197	98	31	67	0
153	0	153	0	-	0	0	-	0	152	-	152	75	-	-	-	-
530	3	527	1	-	1	1	-	1	528	3	525	30	38	27	11	-
74	1	73	0	-	0	0	-	0	74	1	73	11	-	-	-	-
1,506	1	1,505	0	-	-	0	-	-	1,506	1	1,505	113	101	36	65	0
216	0	216	0	-	-	0	-	-	216	0	216	49	-	-	-	-
2,963	0	2,962	1	-	1	56	-	56	2,906	0	2,905	243	88	40	48	1
422	0	422	0	-	0	8	-	8	414	0	414	55	-	-	-	-
2,245	0	2,245	0	-	0	25	-	25	2,220	0	2,220	215	57	20	38	0
320	0	320	0	-	0	4	-	4	316	0	316	46	-	-	-	-
718	0	718	1	-	1	31	-	31	686	-	686	28	30	20	10	1
103	0	103	0	-	0	5	-	5	98	-	98	9	-	-	-	-
2,008	13	1,995	0	-	-	0	-	-	2,008	13	1,995	51	62	19	44	25
242	3	240	0	-	-	0	-	-	242	3	240	9	-	-	-	-
928	2	926	0	-	-	0	-	-	928	2	926	21	20	15	5	23
113	1	113	0	-	-	0	-	-	113	1	113	6	-	-	-	-
715	7	709	0	-	-	0	-	-	715	7	709	19	40	3	37	2
85	1	84	0	-	-	0	-	-	85	1	84	2	-	-	-	-
365	4	361	0	-	-	0	-	-	365	4	361	11	2	1	2	-
44	1	43	0	-	-	0	-	-	44	1	43	1	-	-	-	-
2,020	0	2,020	0	-	-	0	-	-	2,020	-	2,020	38	193	38	155	-
280	0	280	0	-	-	0	-	-	280	-	280	12	-	-	-	-
9,887	42	9,845	0	-	-	116	-	116	9,772	42	9,729	213	198	42	156	8
1,307	8	1,299	0	-	-	15	-	15	1,292	8	1,284	61	-	-	-	-
2,532	1	2,531	0	-	-	30	-	30	2,503	1	2,502	115	65	15	50	1
353	0	353	0	-	-	4	-	4	349	0	349	25	-	-	-	-
2,192	0	2,192	0	-	-	0	-	-	2,192	0	2,192	8	35	0	34	2
274	0	274	0	-	-	0	-	-	274	0	274	2	-	-	-	-
1,509	0	1,508	0	-	-	85	-	85	1,423	0	1,423	14	27	4	23	-
200	0	200	0	-	-	11	-	11	189	0	189	4	-	-	-	-
2,467	1	2,466	0	-	-	1	-	1	2,466	1	2,465	13	10	0	10	5
310	0	309	0	-	-	0	-	0	309	0	309	3	-	-	-	-
1,188	40	1,148	0	-	-	0	-	-	1,188	40	1,148	63	61	22	39	1
171	7	164	0	-	-	0	-	-	171	7	164	27	-	-	-	-
4,159	0	4,158	1	-	1	58	-	58	4,101	0	4,100	263	415	158	257	1
542	0	542	0	-	0	8	-	8	534	0	534	118	-	-	-	-
1,348	0	1,348	0	-	-	0	-	-	1,348	0	1,348	47	104	45	59	-
152	0	152	0	-	-	0	-	-	152	-	152	20	-	-	-	-
1,229	0	1,229	0	-	0	16	-	16	1,213	0	1,212	159	135	63	73	-
168	0	168	0	-	0	2	-	2	165	0	165	73	-	-	-	-
1,581	0	1,581	0	-	0	41	-	41	1,540	0	1,540	56	176	50	125	1
222	0	222	0	-	0	6	-	6	216	0	216	25	-	-	-	-

(4) 所有形態別森林資源表

区 分		総 数	立 木 地											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育成単層林			育成複層林		
			総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広
総 数	面 積	98,049	88,599	46,141	42,458	44,831	43,954	876	44,763	43,886	876	68	68	0
	材 積	27,195	27,195	21,770	5,425	21,661	21,563	98	21,641	21,543	98	20	20	0
県有林	面 積	390	366	243	124	252	240	13	252	240	13	0	-	-
	材 積	128	128	112	16	113	111	2	113	111	2	0	-	-
市町村有林	面 積	13,039	9,027	2,890	6,136	2,395	2,280	115	2,376	2,261	115	19	19	-
	材 積	1,670	1,670	1,012	658	967	953	13	960	947	13	6	6	-
私有林	面 積	84,620	79,206	43,008	36,198	42,184	41,434	749	42,134	41,385	749	49	49	-
	材 積	25,396	25,396	20,646	4,750	20,581	20,498	83	20,568	20,484	83	14	14	-

(注) 1 総数と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

2 「0」と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

資料：森林経営課



単位 面積:ha 材積:千m3 竹:千束 成長量:千m3

立 木 地												竹 林	無立木地		
天 然 林													総 数	要人 工植 栽地	更新 困難 地
総 数			育成単層林			育成複層林			天然生林						
総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広				
43,768	2,187	41,581	7	0	7	237	0	237	43,525	2,187	41,338	6,002	3,448	2,296	1,152
5,534	207	5,327	1	0	1	33	0	33	5,501	207	5,293	1,145	-	-	-
114	3	111	0	-	-	0	-	-	114	3	111	10	14	11	2
16	1	15	0	-	-	0	-	-	16	1	15	4	-	-	-
6,632	610	6,022	2	-	2	6	-	6	6,625	610	6,015	2,660	1,352	380	972
704	58	645	0	-	0	1	-	1	703	58	644	52	-	-	-
37,022	1,573	35,449	5	-	5	231	-	231	36,786	1,573	35,212	3,333	2,082	1,905	177
4,815	148	4,667	1	-	1	32	-	32	4,782	148	4,634	1,089	-	-	-

(5) 制限林の種類別面積

区 分	保 安 林														保 安 施 設	砂 防 指 定 地	国 立		
	水 源 か ん 養 保 安	安 土 砂 流 出 防 備 林 保	安 土 砂 崩 壊 防 備 林 保	飛 砂 防 備 保 安 林	防 風 保 安 林	潮 害 防 備 保 安 林	干 害 防 備 保 安 林	落 石 防 止 保 安 林	魚 つ き 保 安 林	航 行 保 安 林	保 健 保 安 林	風 致 保 安 林	計	特別 保護 地区			第 1 種 特 別 地 域	第 2 種 特 別 地 域	
総 数	5,772.45	(0.53) 1,972.30	(8.54) 612.69	106.39	(0.05) 55.23	(1.67) 241.04	(23.40) 335.18	9.43	(4.01) 149.42		(369.29) 54.67	(0.38) 61.85	(407.87) 9,370.65	(2.67) 30.09	(423.31) 2,694.88	(22.69) 946.39	(245.84) 367.13	(436.35) 2,527.61	
鹿 児 島 地 域 振 興 局	鹿 児 島 市	1,069.14	584.25	222.29	(2.71) (1.08)	(0.05) 45.96	122.71	3.85			(19.59) 32.62	(0.38) 61.85	(22.73) 2,142.67	(2.67) 30.09	(154.02) 679.15	(22.69) 946.39	(233.52) 344.81	(290.10) 1,128.88	
	旧鹿児島市	97.45	94.93	101.48	(1.12) 37.43	(0.05) 45.96	0.91	3.85			(3.81) 32.62	(0.38) 61.85	(5.32) 439.05	(90.23) 30.09	(90.23) 343.62	(22.69) 432.63	(233.52) 271.09	(290.10) 898.14	
	旧吉田町	132.31	43.29				2.62						(1.12) 215.65	(1.36) 59.93					
	旧桜島町		388.91	0.85									389.76	(2.67) 30.09	(1.06) 14.96	(22.69) 513.76	(233.52) 73.72	(86.70) 230.74	
	旧喜入町	128.15	12.79	24.73	(0.05) (0.31)						(15.78) (0.31)		(15.83) 436.70		(4.34) 30.98				
	旧松元町	392.14	31.08	13.48	(0.15) 44.32								436.70		(2.16) 83.56				
	旧郡山町	319.09	13.25				119.18						(0.15) 495.84	(54.87) 146.10					
	三島村		172.13				0.23						172.36		(2.23) 88.77				
	十島村		230.37	45.67	23.08	1.80	2.45	56.10					359.47		6.90				
	日置市	706.60	(0.20) 70.51	(0.39) 113.64	15.78			2.96				(3.10) 3.97		(3.69) 913.46		(10.42) 325.97			
	旧東市来町	19.22	17.79	36.67									73.68		(0.80) 154.85				
	旧伊集院町	144.12	30.75	32.86									207.73		84.53				
	旧日吉町	64.45	(0.20) 11.12	(0.39) 13.92	7.97									(0.59) 97.46	(1.33) 67.45				
	旧吹上町	478.81	10.85	30.19	7.81			2.96				(3.10) 3.97		(3.10) 534.59	(3.22) 19.14				
	いちき串木野市	148.35	30.58	43.12			(1.67) 22.64	28.09	16.98			(42.98) 10.74		(44.65) 300.50	(6.61) 351.08				
	旧串木野市	68.84	27.91	30.17			(1.67) 20.57	28.07	16.98			(39.22) 192.54		(6.61) 334.18					
	旧市来町	79.51	2.67	12.95			2.07	0.02				(3.76) 10.74		(3.76) 107.96	16.90				
	小 計	1,924.09	(0.20) 1,087.84	(3.10) 424.72	38.86	(0.05) 47.76	(1.67) 25.09	210.09	3.85	16.98		(65.67) 47.33	(0.38) 61.85	(71.07) 3,888.46	(2.67) 30.09	(173.28) 1,451.87	(22.69) 946.39	(233.52) 344.81	(290.10) 1,128.88
	南 薩 地 域 振 興 局	指 宿 市		63.70	29.98		4.83	83.81		4.01	(4.01) 10.07	(36.70) 3.61		(40.71) 200.01	(1.15) 117.22	(12.32) 22.32	(146.25) 1,398.73		
		旧指宿市		18.00	12.60			12.56						43.16	(0.95) 80.33		(21.67) 602.33		
旧山川町			29.06	13.08		1.73	57.07		4.01	(4.01) 8.24	(20.69) 3.61		(24.70) 113.19	(0.20) 34.22	(12.32) 22.32	(88.71) 460.62			
旧開聞町			16.64	4.30		3.10	14.18		1.83	(16.01) 3.61	(4.04) 43.66		(16.01) 43.66	2.67		(35.87) 335.78			
枕 崎 市		378.99	(0.03) 17.90	(4.09) 9.85		0.75	17.73	3.51					(4.07) 428.73	(22.65) 55.08					
南さつま市		1,285.22	(0.30) 314.02	(4.09) 84.45	67.53	0.83	27.52	55.29	122.37		(125.58) 3.73		(129.97) 1,960.96	(148.66) 661.40					
旧加世田市		341.24	(0.14) 10.76	(0.24) 21.87	1.51	0.10					(2.32) (2.46)		(2.46) 375.48	(2.58) 121.55					
旧笠沙町		43.48	56.98	13.97			1.42		31.23		2.89		149.97	18.27					
旧大浦町		614.84	(0.16) 193.81	(0.24) 5.01			1.31	36.57			(9.94) 851.54		(9.94) 851.54	(99.52) 119.39					
旧坊津町		21.34	29.63	15.13		0.73	24.79	18.06	91.14		(26.11) 0.84		(26.51) 201.66	(21.03) 202.36					
旧金峰町		264.32	22.84	28.47	66.02		0.66				(87.21) 382.31		(91.06) 382.31	(25.53) 199.83					
南九州市		2,184.15	(1.35) 488.84	(1.35) 63.69		1.06	86.89	66.29	1.57		(137.30) (94.33)		(162.05) 2,892.49	(77.57) 409.31					
旧穎娃町		310.00	15.38	1.57		1.06	75.87	23.15	1.57				(94.33) 428.60	(0.12) 20.19					
旧知覧町	907.97	17.66	16.64			11.02	32.05					985.34	(49.10) 174.96						
旧川辺町	966.18	(0.33) 455.80	(5.44) 45.48			(23.40) 11.09	(23.40) 125.09		(4.01) 132.44		(303.62) 7.34		(336.80) 5,482.19	(250.03) 1,243.01		(12.32) 22.32	(146.25) 1,398.73		
小 計	3,848.36	884.46	187.97	67.53	7.47	215.95	125.09	5.58	132.44		(303.62) 7.34		(336.80) 5,482.19	(250.03) 1,243.01		(12.32) 22.32	(146.25) 1,398.73		

(注)表中の( )書きの数値は左欄の制限林と重複する面積で外数である。

資料:森林経営課

単位 ha

自 然 公 園															自然環境保全地域	鳥獣保護区に よる区別	都市計画法に よる区別	小史物史蹟名勝天然記念物 の指定地等に よる区別	文化財保護法に よる区別	急傾斜地崩壊 危険区域	合計
公 園			国 定 公 園					県 立 自 然 公 園													
第 3 種 特 別 地	普 通 地 域	計	特 別 保 護 地 区	第 1 種 特 別 地	第 2 種 特 別 地	第 3 種 特 別 地	普 通 地 域	計	第 1 種 特 別 地	第 2 種 特 別 地	第 3 種 特 別 地	普 通 地 域	計								
(124.03)	(0.76)	(829.67)							(71.35)	(207.29)	(189.08)	(605.41)	(1,073.13)		(3.28)	(217.27)	(4,930.88)	(119.76)	(8,007.84)		
2,033.04	210.63	6,084.80							284.00	2,568.05	1,705.34	3,131.65	7,689.04			139.41	68.46	410.50	26,487.83		
(124.03)	(0.76)	(671.10)													(3.28)	(216.94)	(4,462.92)	(55.41)	(5,589.07)		
1,715.14	154.23	4,289.45														139.41	67.96	292.77	7,641.50		
(46.78)	(0.76)	(250.94)														(216.94)	(2,797.65)	(46.86)	(3,407.94)		
1,227.17	154.23	2,983.26														139.41	30.66	244.42	4,180.42		
																		(2.22)	(4.70)		
																		14.53	290.11		
(77.25)		(420.16)													(3.28)		(1,665.27)	(4.17)	(2,096.61)		
487.97		1,306.19															37.30		1,778.30		
																		(1.22)	(21.39)		
																		21.57	218.22		
																		(0.14)	(2.61)		
																		2.43	522.69		
																		(0.80)	(55.82)		
																		9.82	651.76		
									(71.35)	(2.28)	(19.39)	(114.49)	(207.51)				(462.53)		(672.27)		
									284.00	477.81	361.87	817.41	1,941.09						2,202.22		
										(13.13)	(103.06)		(116.19)				(5.43)		(121.62)		
										1,773.21	1,319.40	94.97	3,187.58						3,553.95		
										(6.41)	(19.04)	(25.45)						(3.00)	(42.56)		
										21.08	185.03	206.11						20.16	1,465.70		
											(0.30)	(0.30)						(1.93)	(3.03)		
											8.29	8.29						5.74	242.56		
																		(0.72)	(5.79)		
																		3.88	296.14		
												(6.39)	(6.39)						(8.31)		
												28.21	28.21						193.12		
										(6.41)	(12.35)	(18.76)						(0.35)	(25.43)		
										21.08	148.53	169.61						10.54	733.88		
										(19.85)	(19.10)	(38.95)						(7.85)	(98.06)		
										0.37	45.99	46.36						8.60	706.54		
										(17.78)	(19.10)	(36.88)						(7.85)	(92.23)		
										0.37	45.99	46.36						4.55	577.63		
										(2.07)		(2.07)							(5.83)		
																		4.05	128.91		
(124.03)	(0.76)	(671.10)							(71.35)	(41.67)	(122.45)	(152.63)	(388.10)		(3.28)	(216.94)	(4,930.88)	(66.26)	(6,523.58)		
1,715.14	154.23	4,289.45							284.00	2,272.47	1,681.27	1,143.40	5,381.14			139.41	67.96	321.53	15,569.91		
		(158.57)																(5.60)	(206.03)		
317.90	56.40	1,795.35																3.73	2,116.31		
		(21.67)																	(22.62)		
		602.33																	728.63		
		(101.03)																(5.16)	(131.09)		
		482.94																	630.35		
		(35.87)																(0.44)	(52.32)		
317.90	56.40	710.08																0.92	757.33		
										(10.26)		(7.73)	(17.99)					(0.78)	(45.82)		
										9.88		81.06	90.94			(0.33)		1.79	576.54		
										(133.39)	(43.31)	(388.55)	(565.25)					(41.90)	(885.78)		
										282.99	21.36	1,766.05	2,070.40				0.50	39.49	4,732.75		
																		(1.94)	(6.98)		
										0.73		0.73						16.33	514.09		
										(20.47)	(12.53)	(72.24)	(105.24)					(17.88)	(123.12)		
										51.12	8.62	600.08	659.82					10.09	838.15		
											(30.78)	(30.78)						(0.19)	(140.43)		
											12.74	2.35	15.09					4.28	990.30		
										(61.21)		(72.06)	(133.27)					(19.84)	(200.65)		
										228.63		820.09	1,048.72				0.50	4.13	1,457.37		
										(51.71)		(244.25)	(295.96)					(2.05)	(414.60)		
										2.51		343.53	346.04					4.66	932.84		
										(21.97)	(23.32)	(56.50)	(101.79)					(5.22)	(346.63)		
										2.71	2.71	141.14	146.56					43.96	3,492.32		
										(20.73)	(23.32)	(49.29)	(93.34)						(187.79)		
										1.71	2.71	136.77	141.19					1.19	591.17		
										(1.24)		(7.21)	(8.45)					(0.61)	(58.16)		
										1.00		4.37	5.37					8.21	1,173.88		
																		(4.61)	(100.68)		
																		34.56	1,727.27		
317.90	56.40	(158.57)							(165.62)	(66.63)	(452.78)	(685.03)				(0.33)		(53.50)	(1,484.26)		
		1,795.35							295.58	24.07	1,988.25	2,307.90					0.50	88.97	10,917.92		

(6) 樹種別材積表

単位：千m<sup>3</sup>

樹種 林種	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹	総数
総数	16,105	5,171	488	6	76	5,349	27,195
人工林	16,105	5,171	284	3	75	23	21,661
天然林	-	-	205	3	1	5,326	5,534

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳は一致しない場合がある。

資料：森林経営課

(7) 特定保安林の指定状況

該当なし

## (8) 荒廃地等の面積

単位:ha

区 分		荒 廃 地	荒 廃 危 険 地
総 数		2,152	4,661
鹿 児 島 地 域 振 興 局	鹿 児 島 市	1,288	2,228
	三 島 村	2	29
	十 島 村	33	76
	日 置 市	539	877
	いちき串木野市	176	329
	小 計	2,038	3,538
南 薩 地 域 振 興 局	枕 崎 市	11	83
	南 さ つ ま 市	44	457
	南 九 州 市	28	322
	指 宿 市	31	261
	小 計	114	1,123

(注)小計及び総数と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。  
資料:山地災害危険地区調査結果(令和4年度末), 森づくり推進課

(9) 森林の被害

単位 面積 : ha, 材積 : m<sup>3</sup>

種類	火						災						象						災						松くい虫						イノシシ			
	2年度		3年度		4年度		2年度		3年度		4年度		2年度		3年度		4年度		2年度		3年度		4年度		2年度		3年度		4年度					
年度	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積				
総数	6	0.41	5	1.40	4	0.10	2	1.08	2	0.62	-	-	595	552	566	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
鹿児島市	2	0.33	3	1.39	-	-	1	0.96	1	0.56	-	-	38	292	256	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
三島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
十島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
日置市	4	0.08	2	0.01	3	0.10	-	-	1	0.06	-	-	232	124	77	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
いちき串木野市	-	-	-	-	1	0.00	-	-	-	-	-	-	46	17	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
小計	6	0.41	5	1.40	4	0.10	1	0.96	2	0.62	-	-	316	433	344	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
枕崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
南薩地域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
南九州市	-	-	-	-	-	-	1	0.12	-	-	-	-	245	106	217	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
指宿市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
小計	-	-	-	-	-	-	1	0.12	-	-	-	-	279	119	222	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

(注)面積は、実損面積である。  
資料：森づくり推進課(森林被害報告年報)

(10) 防火線等の整備状況  
該当なし

### 3 林業の動向

#### (1) 保有山林規模別林家数

単位:戸

区 分		総 数	1～3ha未満	3～5ha未満	5～10ha未満	10～50ha未満	50ha以上
総 数		3,899	3,187	436	179	90	7
鹿児島地域振興局	鹿児島市	1,063	887	102	42	27	5
	三島村	-	-	-	-	-	-
	十島村	-	-	-	-	-	-
	日置市	655	530	74	37	14	-
	いちき串木野市	500	390	66	31	13	-
	小 計	2,218	1,807	242	110	54	5
南薩地域振興局	枕崎市	148	120	19	5	3	1
	南さつま市	435	334	63	24	13	1
	南九州市	889	740	96	36	17	-
	指宿市	209	186	16	4	3	-
	小 計	1,681	1,380	194	69	36	2

資料:2020年世界農林業センサス(令和5年2月)

#### (2) 森林経営計画の認定状況

単位 件数:件 面積:ha

区 分	総 数		公 有 林		私 有 林		備 考	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積		
総 数	59	17,160	29	10,196	55	6,963		
鹿児島地域振興局	鹿児島市	15	3,351	2	395	14	2,955	
	三島村	1	2,128	1	2,128	-	-	
	十島村	1	5,523	1	5,523	-	-	
	日置市	9	628	5	176	9	451	
	いちき串木野市	4	782	2	85	4	696	
	小 計	30	12,412	11	8,309	27	4,103	
南薩地域振興局	枕崎市	4	190	1	50	4	140	
	南さつま市	12	1,838	9	735	11	1,104	
	南九州市	10	2,217	7	1,101	10	1,115	
	指宿市	3	503	1	1	3	501	
	小 計	29	4,748	18	1,888	28	2,861	

(注)1 四捨五入の関係により総数と内訳の計は一致しない場合がある。

2 複数市町村にまたがる森林経営計画の件数は、それぞれの市町村に計上してある。

3 公有林と私有林を併せて1計画としている場合があることにより、総数と内訳の計は、一致しない場合がある。

資料:森林経営課(令和4年度末現在)

## (3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位 件数:件 面積:ha

区 分		経営管理権		経営管理実施権		備考
		件数	面積	件数	面積	
総 数		191	133.28	96	48.57	
鹿児島地域振興局	鹿児島市	113	84.45	18	5.07	
	三島村					
	十島村					
	日置市	47	38.84	47	33.51	
	いちき串木野市	2	1.48	2	1.48	
	小 計	162	124.77	67	40.06	
南薩地域振興局	枕崎市	1	0.50	1	0.50	
	南さつま市	5	3.40	5	3.40	
	南九州市	10	1.37	10	1.37	
	指宿市	13	3.24	13	3.24	
	小 計	29	8.51	29	8.51	

(注) 1 四捨五入の関係により総数と内訳の計は一致しない場合がある。  
資料: 森林経営課(令和4年度末現在)



## (4) 森林組合及び生産森林組合の現況

## ア 構成

## (ア) 森林組合

単位 員数:人, 金額:千円, 面積:ha

区 分		組 合 名	組 合 員 数	常 勤 役 職 員 数	出 資 金 総 額	組 合 員 所 有 森 林 面 積
総 数		1	28,495	35	236,549	61,227
鹿児島 地域 振興局	鹿 児 島 市	かごしま 森林組合	28,495	35	236,549	61,227
	日 置 市					
	いちき串木野市					
南薩 地域 振興局	枕 崎 市					
	南 さ つ ま 市					
	南 九 州 市					
	指 宿 市					

資料:令和3事業年度森林組合の概況(令和5年3月), 環境林務課

## (イ) 生産森林組合

単位 員数:人 金額:千円 面積:ha

区 分		組 合 名	組 合 員 数	役 員 数	出 資 金 総 額	組 合 経 営 森 林 面 積
総 数		12	1,579	110	132,979	1,228
鹿児島 地域 振興局	鹿 児 島 市	平川	219	10	3,195	63
		直木	24	6	3,600	189
		四元	32	8	3,900	84
		春山	19	7	1,140	106
	日 置 市	上神殿	64	5	3,612	141
	小 計	5	358	36	15,447	583
南薩 地域 振興局	南九州市	顛娃町折尾只角	159	7	1,110	131
		大山野	215	12	31,570	97
		厚地	198	10	49,560	180
		清水	184	10	9,888	147
		古殿	105	10	9,854	32
		神殿	93	7	6,100	20
	野崎	267	18	9,450	38	
小 計	7	1,221	74	117,532	645	

資料:令和3事業年度森林組合の概況(令和5年3月), 環境林務課

イ 事業内容及び活動状況

区分	組合名	販 売		林 産		加 工		購 買		森 林 整 備	
		m <sup>3</sup> 一般用材	m <sup>3</sup> パルプ材 その他	m <sup>3</sup> 主伐	m <sup>3</sup> 間伐	m <sup>3</sup> 製材品	チップ	m <sup>3</sup>	千本 山行苗木	kg 肥料	ha 新植
総 数	1	6,352	2,846	40,179	26,407	-	10,005	432	11,715	87	304
鹿 児 島 市	かごしま 森林組合	6,352	2,846	40,179	26,407	-	10,005	432	11,715	87	304
日 置 市											
いちき串木野市											
枕 崎 市											
南 さ つ ま 市											
南 九 州 市											
指 宿 市											

資料:令和3事業年度森林組合の概況(令和5年3月),環境林務課

## (5) 林業事業体等の現況

単位:事業体数

区 分	素材生産業	素材市場	木材・木製品製造業			備考	
			製材業	プレカット加工	集成材加工		
総 数	45	1	28	4	-		
鹿児島地域振興局	鹿児島市	21	1	10	4	-	
	三島村	-	-	-	-	-	
	十島村	-	-	-	-	-	
	日置市	-	-	3	-	-	
	いちき串木野市	3	-	2	-	-	
	小 計	24	1	15	4	-	
南薩地域振興局	枕崎市	3	-	2	-	-	
	南さつま市	7	-	1	-	-	
	南九州市	10	-	5	-	-	
	指宿市	1	-	5	-	-	
	小 計	21	-	13	-	-	

(注) 製材業にはチップ工場も含む

資料: 森林経営課(令和3年度末),かごしま材振興課(令和4年度末)

(6) 林業労働力の概況

ア 森林組合の就業日数別林業技能者数

単位 実人員:人 延日数:日

区 分	組 合 名	59日以下		60～149日		150～209日		210日以上		合 計		
		実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	
総 数	1	5	119	5	466	6	1,062	75	18,651	91	20,298	
鹿児島地域振興局 南薩地域振興局	鹿 児 島 市	かごしま 森林組合	5	119	5	466	6	1,062	75	18,651	91	20,298
	日 置 市											
	いちき串木野市											
	枕 崎 市											
	南 さ つ ま 市											
	南 九 州 市											
指 宿 市												

資料:令和3事業年度森林組合の概況(令和5年3月), 環境林務課

イ 森林組合の年齢別林業技能者数

単位 人数:人

市 町 村 別	組 合 名	30歳未満		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳以上		合 計		
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
総 数	1	16	-	24	-	21	-	17	-	13	-	91	-	
鹿児島地域振興局 南薩地域振興局	鹿 児 島 市	かごしま 森林組合	16	-	24	-	21	-	17	-	13	-	91	-
	日 置 市													
	いちき串木野市													
	枕 崎 市													
	南 さ つ ま 市													
	南 九 州 市													
指 宿 市														

資料:令和3事業年度森林組合の概況(令和5年3月), 環境林務課

ウ 市町村別素材生産業者数(生産規模別)

単位:事業体

区 分	総 数	生 産 量 規 模 別				
		500m <sup>3</sup> 未満	500～ 2,000m <sup>3</sup>	2,000～ 5,000m <sup>3</sup>	5,000m <sup>3</sup> 以上	
総 数	45	17	10	7	11	
鹿 児 島 地 域 振 興 局	鹿 児 島 市	21	5	2	7	7
	三 島 村	-	-	-	-	-
	十 島 村	-	-	-	-	-
	日 置 市	-	-	-	-	-
	いちき串木野市	3	-	-	-	3
	小 計	24	5	2	7	10
南 薩 地 域 振 興 局	枕 崎 市	3	3	-	-	-
	南さつま市	7	5	2	-	-
	南九州市	10	4	5	-	1
	指 宿 市	1	-	1	-	-
	小 計	21	12	8	-	1

資料:県森林・林業統計(令和4年11月)

## (7) 林業機械化の概況

単位 数量:台 :セット(索道)

機 械 種 名	適 用	数 量	備 考
フェラーバンチャ	立木を伐倒, 集積する自走式機械	-	
スキッダ	索引式集材専用のトラクタ	4	
プロセッサ	枝払い・玉切りする自走式機械	17	
ハーベスタ	伐倒・枝払い・玉切りする自走式機械	2	
フォワーダ	積載式集材専用車両	24	
タワーヤード	元柱を具備した自走式機械	-	
スイングヤード	簡易索張方式に対応し, かつ旋回可能なブームを装備する機械	4	
その他の高性能林業機械	従来の高性能林業機械上記7機種以外の高性能林業機械	25	

資料:森林技術総合センター(令和4年3月31日現在)

(8) 作業路網等の整備の概況  
市町別作業道及び作業路線延長

単位:m

区 分	H30	R1	R2	R3	R4	
総 数	66,097	71,531	71,265	58,822	42,449	
鹿 児 島 地 域 振 興 局	鹿 児 島 市	27,081	28,800	25,492	26,363	13,262
	三 島 村	-	-	-	-	-
	十 島 村	-	-	-	-	-
	日 置 市	9,657	8,577	11,790	9,405	9,049
	いちき串木野市	3,764	8,177	6,235	5,315	3,155
	小 計	40,502	45,554	43,517	41,083	25,466
南 薩 地 域 振 興 局	枕 崎 市	-	1,070	-	515	945
	南 さ つ ま 市	2,800	5,502	6,283	9,306	8,657
	南 九 州 市	17,375	18,145	20,765	6,778	6,641
	指 宿 市	5,420	1,260	700	1,140	740
	小 計	25,595	25,977	27,748	17,739	16,983

資料: 森林経営課, かごしま材振興課

4 林地の異動状況(地域森林計画の対象森林)

(1) 森林より森林以外への異動

単位: ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅, 別荘, 工場 等建物敷地及び その附帯地	その他	合計
2	8	95	116	222

(注)1 農用地は, 田, 畑, 樹園地及び採草放牧地である。

2 その他には道路敷, 採石用地, ダム敷等を含む。

3 四捨五入の関係により合計と内訳は一致しない場合がある。

(2) 森林以外より森林への異動

単位: ha

原野	農用地	その他	合計
1	1	370	372

(注)1 農用地は, 田, 畑, 樹園地及び採草放牧地である。

2 四捨五入の関係により合計と内訳は一致しない場合がある。



## 5 森林資源の推移

### (1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha, 材積：千m<sup>3</sup>

区分		1 分期 5 年		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
伐 採 立 木 材 積	総 数	総 数		1,876	2,068	2,225	2,209	2,185	2,185	2,196	2,213
		針葉樹		1,621	1,766	1,886	1,859	1,835	1,835	1,846	1,863
		広葉樹		255	302	339	350	350	350	350	350
	主 伐	総 数		1,547	1,835	2,057	2,130	2,130	2,130	2,130	2,130
		針葉樹		1,292	1,533	1,718	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780
		広葉樹		255	302	339	350	350	350	350	350
	間 伐	総 数		329	233	168	79	55	55	66	83
		針葉樹		329	233	168	79	55	55	66	83
		広葉樹		-	-	-	-	-	-	-	-
造林 面積	総 数		2,950	3,525	3,956	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	
	人工造林		1,204	1,334	1,465	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520	
	天然更新		1,746	2,191	2,491	2,580	2,580	2,580	2,580	2,580	

(2) 分期別期首資源表

区 分		面						
		総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級		
第Ⅰ 分期	総 数		88,599	1,019	2,467	2,813	5,245	
	人工林	総 数	44,831	675	163	1,019	2,916	
		育成単層林	44,763	675	163	1,018	2,905	
		育成複層林	68		0	1	10	
		天然林	総 数	43,768	344	2,303	1,794	2,329
		育成単層林	7	0	3	0	2	
		育成複層林	237		2	15	19	
		天然生林	43,525	343	2,298	1,779	2,308	
	総 数		88,530	4,592	983	3,441	3,152	
	第Ⅱ 分期	人工林	総 数	44,775	2,762	462	345	1,663
育成単層林			44,595	2,710	462	344	1,657	
育成複層林			181	52		1	6	
天然林			総 数	43,754	1,830	522	3,096	1,489
		育成単層林	43	36	2	1	2	
		育成複層林	754		15	32	81	
		天然生林	42,958	1,794	505	3,062	1,407	
総 数		88,490	9,281	1,015	2,392	2,523		
第Ⅲ 分期		人工林	総 数	44,752	5,497	672	151	887
			育成単層林	44,448	5,382	672	151	882
	育成複層林		304	114		0	5	
	天然林		総 数	43,738	3,785	344	2,241	1,637
		育成単層林	85	79	0	3	0	
		育成複層林	1,403		12	83	118	
		天然生林	42,250	3,706	331	2,155	1,519	
	総 数		88,452	10,764	4,591	954	3,170	
	第Ⅳ 分期	人工林	総 数	44,732	6,409	2,761	447	290
			育成単層林	44,315	6,277	2,708	447	288
育成複層林			418	132	52	0	2	
天然林			総 数	43,720	4,355	1,830	507	2,880
		育成単層林	133	91	36	2	1	
		育成複層林	2,032		17	104	159	
		天然生林	41,555	4,265	1,777	401	2,720	
総 数		88,422	11,642	9,281	948	2,201		
第Ⅴ 分期		人工林	総 数	44,722	6,960	5,497	620	124
			育成単層林	44,211	6,819	5,382	620	124
	育成複層林		511	142	114	0	0	
	天然林		総 数	43,700	4,681	3,785	328	2,076
		育成単層林	183	97	79	0	3	
		育成複層林	2,633		11	100	266	
		天然生林	40,885	4,584	3,695	228	1,807	

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

単位 面積：ha 材積：千m3

積							材積
9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21 齡級以上	
17,496	28,522	17,835	8,727	3,377	724	374	27,195
11,589	18,279	6,891	1,954	693	440	212	21,661
11,577	18,250	6,885	1,950	692	437	210	21,641
12	29	6	4	1	4	1	20
5,907	10,243	10,945	6,773	2,684	284	163	5,534
2		0					1
12	89	92	5	4			33
5,893	10,155	10,853	6,768	2,681	284	163	5,501
8,381	26,278	21,596	12,520	5,590	1,364	632	28,283
5,060	18,096	10,880	3,682	915	520	390	22,176
5,041	18,046	10,851	3,668	913	517	387	22,096
19	50	29	14	3	3	3	81
3,321	8,181	10,716	8,838	4,675	844	242	6,106
2	0	0					1
167	299	141	13	6			108
3,153	7,882	10,575	8,825	4,669	844	242	5,998
4,651	15,489	25,322	15,963	7,844	3,039	971	27,887
2,531	10,116	16,011	6,022	1,698	603	565	21,946
2,515	10,067	15,940	5,993	1,687	600	559	21,820
16	49	71	29	11	3	6	126
2,120	5,373	9,311	9,940	6,146	2,436	405	5,941
2	2		0				1
257	603	230	92	5	4		202
1,862	4,768	9,081	9,848	6,142	2,433	405	5,738
2,741	7,235	22,637	18,768	10,943	4,923	1,728	27,231
1,400	4,250	15,323	9,231	3,090	769	763	21,472
1,390	4,216	15,228	9,176	3,065	763	755	21,304
10	34	95	55	25	6	8	168
1,340	2,985	7,313	9,537	7,852	4,154	965	5,760
2	2	0	0				3
318	773	502	141	13	6		293
1,021	2,211	6,811	9,395	7,840	4,148	965	5,463
2,209	3,954	13,058	21,345	13,618	6,738	3,428	26,414
722	2,058	8,279	13,196	4,937	1,377	950	20,800
716	2,037	8,212	13,100	4,898	1,363	940	20,603
6	21	67	96	39	14	10	197
1,487	1,896	4,779	8,149	8,681	5,360	2,479	5,614
0	2	2		0			6
337	751	837	230	92	5	4	382
1,150	1,143	3,940	7,919	8,589	5,355	2,475	5,226

## (2) 分期別期首資源表

区 分		面						
		総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級		
第VI 分期	総 数		88,395	11,882	10,764	4,550	805	
	人工林	総 数	44,713	7,125	6,408	2,723	349	
		育成単層林	44,116	6,981	6,277	2,671	348	
		育成複層林	597	144	132	52	1	
	天然林	総 数	43,681	4,756	4,355	1,826	456	
		育成単層林	232	99	91	36	2	
		育成複層林	3,202		231	88	243	
		天然生林	40,247	4,657	4,033	1,702	211	
	第VII 分期	総 数		88,367	11,890	11,641	8,843	767
		人工林	総 数	44,705	7,134	6,960	5,190	469
育成単層林			44,021	6,990	6,818	5,075	468	
育成複層林			683	144	142	116	1	
天然林		総 数	43,662	4,756	4,681	3,652	298	
		育成単層林	282	99	97	79	0	
		育成複層林	3,738		202	442	164	
		天然生林	39,643	4,657	4,382	3,131	133	
第VIII 分期		総 数		88,337	11,886	11,881	10,258	3,653
		人工林	総 数	44,694	7,130	7,125	6,031	2,088
	育成単層林		43,922	6,986	6,981	5,898	2,032	
	育成複層林		772	144	144	134	56	
	天然林	総 数	43,643	4,756	4,756	4,226	1,566	
		育成単層林	331	99	99	91	36	
		育成複層林	4,242		174	889	119	
		天然生林	39,070	4,657	4,484	3,247	1,411	
	第IX 分期	総 数		88,306	11,877	11,890	11,053	7,151
		人工林	総 数	44,682	7,120	7,134	6,532	3,982
育成単層林			43,818	6,976	6,990	6,387	3,859	
育成複層林			864	144	144	145	124	
天然林		総 数	43,624	4,756	4,756	4,522	3,169	
		育成単層林	380	99	99	97	79	
		育成複層林	4,715		140	720	665	
		天然生林	38,529	4,657	4,518	3,704	2,426	

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

單位 面積：ha 材積：千m3

積							材積
9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21 齡級以上	
2,893	2,330	6,055	18,657	15,652	9,195	5,613	25,566
230	1,115	3,368	12,302	7,434	2,446	1,212	20,047
228	1,103	3,330	12,192	7,371	2,417	1,198	19,823
2	11	39	110	64	29	14	224
2,663	1,215	2,687	6,355	8,217	6,750	4,401	5,520
1	2	2	0	0			11
361	679	937	502	141	13	6	452
2,301	535	1,748	5,853	8,076	6,737	4,394	5,057
2,036	1,931	3,336	10,701	17,448	11,293	8,481	24,819
99	564	1,603	6,509	10,479	3,890	1,808	19,350
98	557	1,580	6,434	10,372	3,846	1,783	19,098
0	7	23	75	107	44	25	252
1,937	1,367	1,734	4,192	6,969	7,403	6,673	5,469
3	0	2	2		0		16
418	491	852	837	230	92	8	518
1,516	877	880	3,353	6,739	7,311	6,664	4,935
690	2,656	2,005	5,029	15,151	12,856	12,271	24,175
264	177	866	2,611	9,696	5,877	2,830	18,729
262	175	854	2,569	9,575	5,807	2,784	18,446
1	2	13	42	121	70	45	283
427	2,479	1,139	2,418	5,455	6,979	9,441	5,446
2	1	2	2	0	0		23
298	454	710	937	502	141	19	588
127	2,024	428	1,479	4,953	6,838	9,422	4,835
627	1,900	1,709	2,831	8,757	14,196	16,313	23,628
349	76	435	1,236	5,093	8,288	4,437	18,194
348	76	427	1,211	5,010	8,170	4,364	17,877
2	0	8	25	82	117	73	317
278	1,824	1,275	1,595	3,664	5,908	11,877	5,434
0	3	0	2	2		0	30
186	478	506	852	837	230	100	659
92	1,343	769	741	2,825	5,678	11,776	4,745

## 6 その他

### (1) 持続的伐採可能量

主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位：千m<sup>3</sup>

主伐（皆伐）上限量の目安
610

注1 記載する材積は立木材積である。

注2 市町村森林整備計画のゾーニングにおける下記の区域を集計した。

- ・公益的機能別施業森林以外であり、木材等生産機能維持増進森林である森林
- ・水源涵養機能維持増進森林のうち、他の公益的機能別施業森林と重複していない森林

### (2) 用語の解説

地域森林計画の公告・縦覧に当たり、この中で使われている専門的用語についてなるべくわかりやすく解説したものである。

#### 《あ》

##### 育成単層林（いくせいたんそうりん）

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させる施業が行われている森林。（⇒樹冠）

##### 育成複層林（いくせいふくそうりん）

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させる施業が行われている森林。（⇒択伐，樹冠）

##### 育成複層林導入（いくせいふくそうりんどうにゅう）

林内に既に更新樹が生育している森林を、保育又は間伐により天然林が25%以上占める状態へ誘導すること。（⇒更新，保育，間伐）

#### 《か》

##### 皆伐（かいばつ）

主伐の一種で、一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採すること。（⇒主伐）

##### 快適環境形成機能（かいてきかんきょうけいせいきのう）

夏の気温低下などの気候緩和や汚染物質吸収などの大気浄化，騒音防止などの諸機能。

##### 快適環境形成機能維持増進森林（かいてきかんきょうけいせいきのういじぞうしんしんりん）

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く，諸被害に対する抵抗性が高い森林で，快適環境形成機能の高度発揮が特に求められる森林。

##### かき起こし（かきおこし）

天然更新を行うための補助作業の一つで、稚樹の定着を促進するために、ササ等の林床植生を剥ぎ取る作業。（⇒天然更新，林床）

### **刈り出し（かりだし）**

天然更新を行うための補助作業の一つで、ササ等の被圧により天然更新目的樹種の更新が阻害されることを防ぐため、成長を妨げるササ、草、つる、不用低木を刈り払う作業。

### **刈払い（かりはらい）**

造林地の幼樹の生育を妨げる雑草木を除去すること。下刈りと同じ。（⇒下刈り）

### **間伐（かんばつ）**

林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の密度を調整する作業。一般に、除伐後、主伐までの間に間断的に行われる作業。（⇒除伐，主伐）

### **木取り**

製材において、丸太の形（直径，曲がり，偏心率）や欠点の有無（節，腐れ，割れ）などの性状から採材可能な製材品の種類を判断し，適切な鋸断順序で製材すること。

### **形状比（けいじょうひ）**

樹高(H)を胸高直径(D)で割った値(H/D)をいい，樹幹の形状を示す物差しの一つである。この値が大きいほど細く長い幹なので風害などに対する抵抗力が小さくなる。

### **原木（げんぼく）**

製材，合板，パルプ等の原材料として用いられる丸太。（丸太に近い状態に加工された木材を含む。）

### **公益的機能別施業森林（こうえきてききのうべつせぎょうしんりん）**

水源涵養，山地災害の防止等森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業（複層林施業等）を推進すべき森林。公益的機能別施業森林の区域は市町村森林整備計画において定められている。具体的には，「水源涵養機能維持増進森林」，「山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林」及び「快適環境形成機能維持増進森林」並びに「保健機能維持増進森林」に区分される。

（⇒水源涵養機能維持増進森林，山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林，  
快適環境形成機能維持増進森林，保健機能維持増進森林）

### **更新（こうしん）**

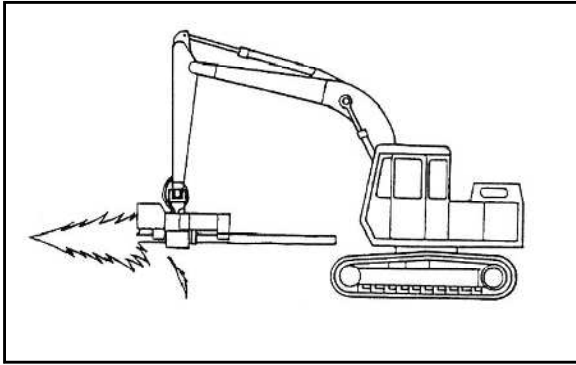
森林を伐採利用した後，人為又は天然力により新たな樹木が生育すること。

### **更新困難地（こうしんこんなんち）**

岩石地，風衝地など伐採すると更新が難しい森林。（⇒風衝地，更新）

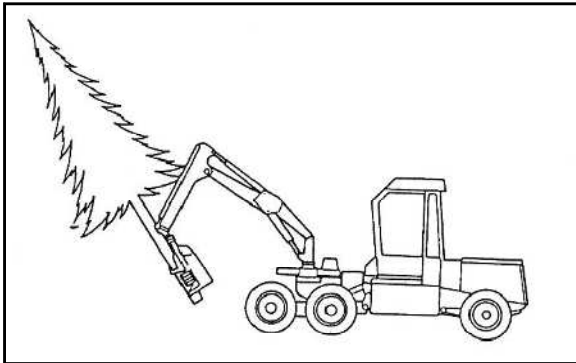
### **高性能林業機械（こうせいのうりんぎょうきかい）**

プロセッサ，ハーベスタ及びスイングヤーダ等，林業用の多工程処理機械の総称。



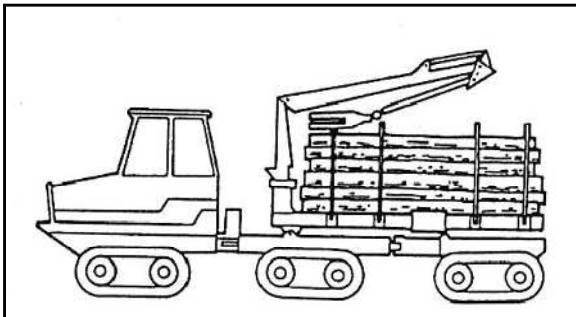
#### プロセッサ（造材機）

林道や土場などで、全木集材した材を枝払い，玉切り，集積する多工程機械。



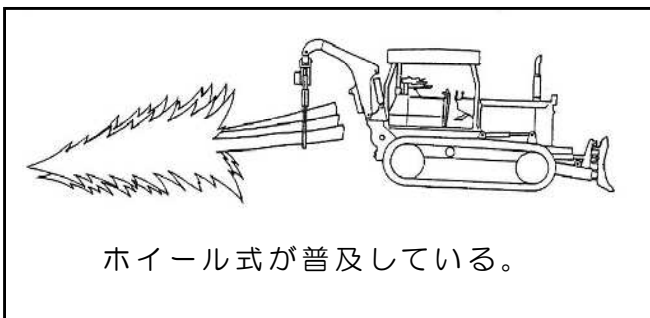
#### ハーベスタ（伐倒造材機）

立木を伐倒し，枝払い，玉切り，集積する多工程機械。



#### フォワーダ（積載集材車両）

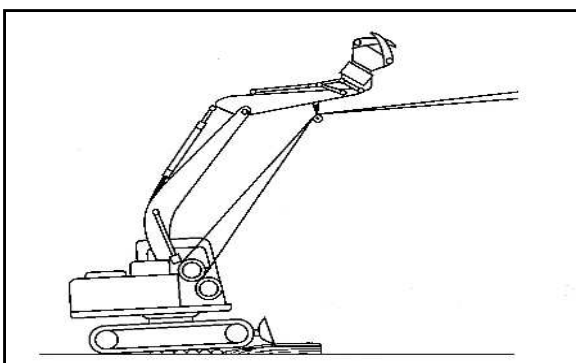
玉切りした短幹材を荷台に積んで運ぶ車両系機械。荷台に丸太を積み込むためのグラップルローダを装備している。



#### スキッド（牽引集材車両）

丸太を牽引集材する集材専用のトラック。足回りはクローラ式とホイール（車輪）式があり，県内ではT30等の

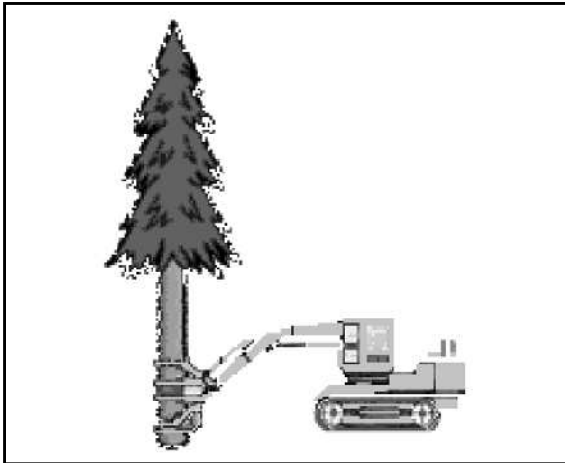
ホイール式が普及している。



#### スイングヤード（旋回ブーム式タワー付き集材機）

主索を用いない簡易索張方式に対応し，かつ作業中に旋回可能なブームを装備する集材機。建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し，アームをタワーとして使用する。





フエラーバンチャ（伐倒・集積）  
立木を伐採（フエリング）し，切った木をそのまま掴んで集材に便利な場所へ集積（バンチング）する自走式機械。

### 5 条森林（ごじょうしんりん）

森林法第5条で定める地域森林計画の対象森林で，自然的・経済的・社会的諸条件及び周辺地域の土地利用の状況から判断して，森林として利用することがふさわしい民有林をいう。（⇒ 地域森林計画）

### 《 さ 》

#### 最多密度（さいたみつど）

間伐されずにひどく混み合った林分では，成長に伴って劣勢木が枯死してくる。これは自然間引きといわれる現象で，林分は，林木の大きさに応じて林木が生存しうる最多の本数密度に一定の限界をもっており，この関係を表したものが最多密度曲線である。（⇒ 間伐）

#### 山地災害防止機能・土壌保全機能

##### （さんちさいがいぼうしきのう・どじょうほぜんきのう）

自然現象等による土砂崩壊，土砂流出，落石等の山地災害の発生のほか，表面浸食等山地の荒廃化を防止し，土壌を保持するなどの諸機能。

#### 山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林

##### （さんちさいがいぼうし・どじょうほぜんきのういじぞうしんしんりん）

下層植生が生育するための空間が確保され，適度な光が射し込み，下層植生とともに樹木の根が深く発達し，土壌を保持する能力に優れた森林で，山地災害防止・土壌保全機能の高度発揮が特に求められる森林。

#### 地ごしらえ（じごしらえ）

植栽や天然更新の準備のため，雑草や灌木の刈払いや伐採した樹木の枝等の整理を行う作業。（⇒ 天然更新）

#### 自走式搬器（じそうしきはんき）

動力を内蔵した搬器型集材機械であり，人工林の間伐あるいは天然林の択伐等の少量の木材搬出に用いられる。（⇒ 間伐，択伐）

## 持続可能な森林経営（じぞくかのうなしんりんけいえい）

森林を生態系として捉え、その生態系の健全性を維持し、活力を利用して、人々の多様なニーズ（たとえば、木材、木製品、水、食料、燃料、余暇、野生生物の生息地、景観、炭素の吸収・貯蔵源等）に永続的に応えることが可能となるよう森林を取り扱うこと。

## 下刈り（したがり）

植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般的には造林木の高さが雑草木類の最多葉層高の1.5倍以上になるまで実施する。（⇒刈払い）

## 指定施業要件（していせぎょうようけん）

保安林の指定目的を達成するため定められる森林施業上の条件。①立木の伐採方法（禁伐、択伐、皆伐の区分）、②立木の伐採の限度（面積、材積）、③伐採後の植栽方法、期間及び樹種、について指定される。（⇒保安林、森林施業、択伐、皆伐）

## 指導林家（しどうりんか）

森林・林業に関する優れた技術・知識を有し、人格・識見ともに優れ、地域の模範となる森林・林業経営を行うとともに、林業後継者の育成に理解と熱意があり、指導能力を有する者（41歳以上）を知事が認定する。

現在本県では、指導林家48名が活動している。（令和5年4月1日現在）

## 指導林業士（しどうりんぎょうし）

森林・林業に関する優れた技術・知識を有し、人格・識見ともに優れ、林業後継者の育成に理解と熱意があり、指導能力を有する者（41歳以上）を知事が認定する。

現在本県では、指導林業士107名が活動している。（令和5年4月1日現在）

## 集成材（しゅうせいざい）

ラミナ（集成材を構成する板材）を繊維方向に互いに平行にして、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品。

## 収量比数（しゅうりょうひすう）

現在の立木の単位面積当たりの材積と、当該立木と樹種及び樹高を同じくする立木が達成しうる最大の単位面積当たりの材積との比をいう。現在の林分が、その林分が持ちうる最大の材積に対して、どの位であるかを割合で表したもので、林分の混み具合を示す指標となる。

## 樹冠（じゅかん）

樹木の枝と葉の集まり、クローネ。（⇒林冠）

## 樹冠疎密度（じゅかんそみつど）

林木の生育状態を示す密度。おおむね20m平方の森林の区域に係る樹冠投影面積を当該区域の面積で除して算出される。10分の5以下を疎、10分の6から10分の8を中、10分の9以上を密としている。

## **受光伐（じゅこうばつ）**

複層林などを造成する場合に，下層木が成長できるように，陽光を調整するために行う伐採のこと。

## **主伐（しゅばつ）**

利用期に達した樹木を伐採し，収穫すること。間伐と異なり，伐採後，次の世代の樹木の更新を行う。（⇒間伐，更新）

## **除伐（じょばつ）**

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に，下刈りを終了してから，植栽木の枝葉が残り，互いに接し合う状態になるまでの間に数回行われる。（⇒下刈り）

## **人工造林（じんこうぞうりん）**

苗木の植栽，種子の播き付け，挿し木などの人為的な方法により森林を造成すること。

## **森林GIS（しんりんじいあいえず）「地理情報システム」**

森林の位置・形状等の図面情報と林齢，樹種，蓄積等の数値や文字の情報を一元的に管理し，これらの情報について，検索や分析を行うとともに，様々な地図，帳簿等を出力することができるシステム。（⇒林齢）

## **森林施業（しんりんせぎょう）**

森林を維持造成するための伐採，造林，保育などの諸行為を適正に組み合わせ，目的に応じた森林の取り扱いをすること。（⇒保育）

## **森林経営計画（しんりんけいえいけいかく）**

森林所有者又は森林経営の委託を受けた者が，単独又は共同で，自らが所有する森林又は森林経営を受託している森林を対象として自発的に作成する伐採や造林等の実施に関する5年間の計画。路網の整備状況等を勘案して市町村等が認定。森林の多面的機能の十分な発揮に資する持続的な森林経営を確立することを目的としたもの。

## **森林の機能（しんりんのきのう）**

森林がもっている様々な”はたらき”のことで，木材生産等機能の経済的機能と，水源涵養機能，山地災害防止機能・土壌保全機能，快適環境形成機能，保健・レクリエーション機能，文化機能，生物多様性保全機能の公益的機能に大きく区分されている。（⇒木材生産等機能，公益的機能別施業森林）

## **森林・林業基本計画（しんりん・りんぎょうきほんけいかく）**

森林・林業基本法に定められた森林・林業政策の基本理念である，森林の有する多面的機能の発揮，林業の持続的かつ健全な発展の実現に向けて，森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため，同法に基づき政府がたてる計画。具体的には関係者の取り組むべき課題を明らかにした上で，森林の有する多面的機能の発揮並びに木材の供給及び利用の目標を設定するとともに，関連施策を示している。

### **森林・林業基本法（しんりん・りんぎょうきほんほう）**

森林に対する国民の要請の多様化，林業を取り巻く情勢の変化等に伴い，木材の生産を主体とした政策から森林の有する多面にわたる機能の持続的発揮を図るための政策へと転換し，国民的合意の下に政策を進めていくため，「森林の有する多面的機能の発揮」「林業の持続的かつ健全な発展」という森林・林業施策についての基本理念を明らかにしつつ，その実現を図るための基本となる事項を定めた法律。

### **森林作業道（しんりんさぎょうどう）**

林道規定によらない道で，森林の作業のために特定の者が継続的に利用する施設であり，主として林業機械（フォワーダ等）や2トン積程度の小型トラックの走行を予定するもの。

### **森林整備推進協定（しんりんせいびすいしんきょうてい）**

民有林と国有林が連携して森林整備を推進するための協定。隣接する森林に森林共同施業団地を設定し，森林整備実施計画を定め，民有林と国有林が連携して効率的な路網整備や間伐等の森林整備を推進していくことを目的としたもの。

（R5年度末時点の協定地：H31.3鹿兒島地域，H31.3南薩地域，H27.3日置市，R2.1出水地域，R5.7鹿屋市，R3.3始良西部地域，R3.3屋久島地域，R5.3内之浦地域）

### **森林経営プランナー（しんりんけいえいぷらんなー）**

森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し，小規模森林所有者の森林を取りまとめ施業の実施に関する合意形成を図るとともに，森林経営管理制度の運用も踏まえ，森林資源を持続的に利用しつつ，地域をとりまく経済動向や木材需要等を見据え，森林・木材の価値を最大化した循環型林業を実践することができる人材。

現在本県には293名いる。（令和5年3月31日現在）

### **水源涵養機能（すいげんかんようきのう）**

降雨時における河川流量の増水ピークを分散させる洪水防止機能と干天時期においても河川流量を一定以上に維持し，渇水を緩和する機能を合わせた機能。

### **水源涵養機能維持増進森林（すいげんかんようきのういじぞうしんしんりん）**

下層植生とともに樹木の根の発達により，水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で，水源涵養機能の高度発揮が特に求められる森林。

### **水土保持（すいどほぜん）**

災害に強い国土基盤の形成，良質な水の安定供給を確保する観点。

### **制限林（せいげんりん）**

保安林，保安施設地区内の森林をはじめ法令により立木の伐採に制限がある森林。

（⇒保安林，保安施設地区）

## 青年林業士（せいねんりんぎょうし）

地域林業の担い手として、意欲をもって林業に取り組み、社会性や協調性に富み、地域林業の振興への寄与が期待される者（44歳以下）で、所定の研修課程を履修し、地域において活動実績がある者を知事が認定する。

現在本県では、青年林業士113名が活動している。（令和5年4月1日現在）

## 生物多様性保全機能（せいぶつたようせいほぜんきのう）

遺伝子保全や生物種保全、生態系保全など根源的な諸機能

## 素材（そざい）

丸太及び柚角（そまかく）の総称であり、原木ともいう。

柚角：立木の伐採後、現地で玉伐った丸太の四方を削って隅に丸味を残して角材としたもの。

## 《 た 》

### 択伐（たくばつ）

主伐の一種で森林内の成熟木の一部を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。（⇒主伐）

## 団粒構造（だんりゅうこうぞう）

適潤から湿性な森林土壌の表層に発達し、比較的柔らかで丸味があり、押すとすぐつぶれ、パンくず状を呈する。有機物が多く、通気、透水性に優れており、この構造が発達する土壌は林木の成長が良好である。

## 地域森林計画（ちいきしんりんけいかく）

地域森林計画は、森林法第5条の規定に基づき、知事が全国森林計画に即してたてる10年間の計画で、民有林の森林整備の目標、伐採・造林等の計画量を定めるとともに、市町村森林整備計画策定の指針、基準等を示すものである。

## 長伐期施業（ちょうばつきせぎょう）

通常の伐採年齢（例えばスギの場合35～40年程度）のおおむね2倍に相当する林齢で伐採を行う施業。（⇒林齢）

## 適地適木（てきちてきぼく）

人工林を仕立てる場合、または林種を転換して収穫量を上げるために、その土壌に最も適した樹種を選んで植栽すること。

## 天然下種更新（てんねんかしゅこうしん）

自然に落ちた”たね”が林地で発芽した稚樹による更新（ヒノキ、マツ林などで行われている。）（⇒更新）

## 天然更新（てんねんこうしん）

主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させること。種子が自然に落下、発芽して成長する場合（天然下種更新）と、木の根株から発芽（萌芽）して成長する場合

合（萌芽更新）などがある。

### 天然生林（てんねんせいりん）

主として、天然力を活用することにより成立させ、維持する施業が行われている森林。

### 特定広葉樹（とくていこうようじゅ）

風致の優れた森林の維持又は造成に必要な樹種として市町村森林整備計画において定められている広葉樹。

### 特定保安林（とくていほあんりん）

保安林の機能を十分発揮していないものについて「特定保安林」として指定し、必要な森林施業や治山事業等を計画的に実施し、所期の機能を発揮できる森林状態に整備していく。（⇒保安林，森林施業）

### 特用林産物（とくようりんさんぶつ）

森林・原野において生産（採取）される産物のうち一般の木材を除くもの。代表的なものとして、きのこ類，山菜，竹（タケノコ），椿実等がある。

## 《 な 》

### 2条森林（にじょうしんりん）

森林の定義を示しており、木竹が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木竹，また木竹の集団的な生育に利用される土地をいう。

## 《 は 》

### 伐期（ばつき）

木材の伐採・収穫の時期。

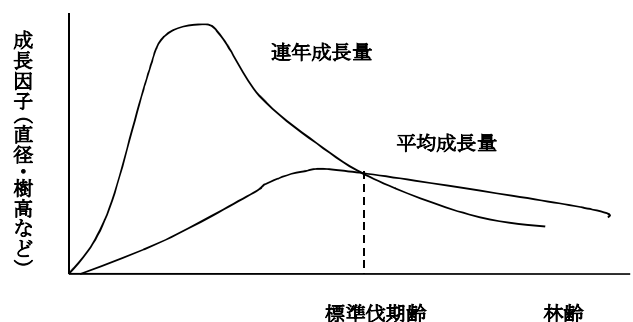
### 伐採種（ばっさいしゅ）

主伐における伐採方法をいい、一般的に皆伐，漸伐，択伐に区分する。（⇒主伐，皆伐，択伐）

### 標準伐期齢（ひょうじゅんばっきれい）

主要樹種について平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能，既往の伐採齢及び森林の構成を勘案して定めた地域における標準的な主伐の林齢。（⇒平均成長量，主伐，林齢）

図1 成長曲線模式図



### 風衝地（ふうしょうち）

常時，風にさらされて樹木の生育環境が厳しい場所。

### **複層林施業（ふくそうりんせぎょう）**

森林を構成する林木を部分的に伐採し，苗木の植栽等を行うことにより，樹齢，樹高の異なる複数の樹冠層を有する森林を造成する施業。（⇒ 樹冠）

### **普通林（ふつうりん）**

民有林のうち制限林以外の森林をいう。保安林，保安施設地区など，法令で立木の伐採規制のある森林を除いた森林。（⇒ 制限林，保安林，保安施設地区）

### **文化機能（ぶんかきのう）**

景観（ランドスケープ）・風致や生産・労働体験の場，自然とのふれあいなど学習・教育，また，芸術，伝統文化，地域の多様性（風土形成）などの諸機能。

### **プレカット**

建築部材を工場であらかじめ刻み加工を施すこと。大工・技能者不足への対応，部材加工コストの低減化，住宅の工期短縮等を図ることが可能となる。

### **平均成長量（へいきんせいちょうりょう）**

材積を林齢で割った1年あたりの平均の林木の成長量。（⇒ 林齢）

### **保安施設（ほあんしせつ）**

水源の涵養，土砂の流出・崩壊の防備，飛砂の防備等の目的を達成するため行う森林造成又は森林の維持に必要な施設の工事。

### **保安施設地区（ほあんしせつちく）**

農林水産大臣が保安林の指定目的を達成するための事業を行う必要があると認めた場合，その事業を行うに必要な限度で，森林，原野その他の土地を指定した地区。（⇒ 保安林）

### **保安林（ほあんりん）**

水資源の涵養，土砂の流出，魚つき，保健・風致などの目的を達成するために森林法第25条に基づいて，農林水産大臣または知事が指定した森林をいう。

### **保育（ほいく）**

植栽を終了してから伐採するまでの間に，樹木の生育を促すために行う下刈り，除伐等の作業の総称。（⇒ 下刈り，除伐）

### **萌芽更新（ぼうがこうしん）**

立木を伐採した後に切株からでる萌芽を育て，後継樹とする。クヌギ，コナラなど萌芽力の強い広葉樹に対して行われており，しいたけ原木林及び薪炭林施業に採用されている。

### **保健・レクリエーション機能（ほけん・れくりえーしょんきのう）**

リハビリテーションなどの療養や休息，リフレッシュ，散策，森林浴などの保養，ま

た、行楽、スポーツなどのレクリエーションなどの諸機能。

### **保健機能維持増進森林（ほけんきのういじぞうしんしんりん）**

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供し、また、史跡・名勝と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成し、原生的な森林生態系、貴重な生物種が生育・生息している森林で、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性機能の高度発揮が特に求められる森林。（⇒保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性機能）

### **保護樹帯（ほごじゅたい）**

伐採箇所において、伐採後の林地保全、幼齢造林地を強風等から保護するため、伐採を行わず残しておく帯状の森林。

## 《ま》

### **無立木地（むりゅうぼくち）**

通常、樹木が生立していない林地をいうが、国有林野経営規程では、林種を立木地と無立木地に分け、無立木地をさらに伐採跡地と未立木地に区分し、樹冠の投影面積が20%以下の林地を無立木地と規定し、民有林では同じく30%以下としている。

（⇒樹冠）

### **芽かき（めかき）**

萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外はかきとる作業。（⇒萌芽更新）

### **木材等生産機能維持増進森林（もくざいとうせいさんきのういじぞうしんしんりん）**

林木の生育が良好な森林で、地形、地理等から効率的な森林の施業が可能な森林

## 《や》

### **要整備森林（ようせいびしんりん）**

特定保安林の機能の確保を図るため、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林。（⇒特定保安林、保育）

## 《ら》

### **流域森林・林業活性化センター**

（りゅういきしんりん・りんぎょうかつせいかせんたー）

流域森林・林業活性化協議会における関係者間の調整、合意形成の促進等を通じ、森林の流域管理システムを推進することを目的として設けられた組織。流域内の市町村、森林、林業、木材産業の関係者等からなる。

### **林冠（りんかん）**

樹冠が隣接する樹木の樹冠と接して隙間なく連続している状態。この場合、日光を地表に通さないような状態を閉鎖林、うっ閉林ともいう。隣接樹との間がある状態は疎林冠という。（⇒樹冠）



## 林業労働力確保支援センター

### (りんぎょうろうどうりょくかくほしえんせんたー)

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定する公益法人。研修の実施、無利子資金の貸付、高性能林業機械の貸付、委託募集の実施等を通じて、新規参入の促進と林業事業体の事業の合理化、雇用管理の改善を支援することとしている。(⇒高性能林業機械)

## 林床(りんしょう)

森林の中の地表面。太陽光線が届きにくいので、そこに適応した植物が生育する。

## 林小班(りんしょうはん)

①林班、②準林班、③小班から成る一連番号をいう。

①林班：原則として字界又は天然地形をもってその面積がおおむね50haとなるように設定。②準林班：おおむね5haを基準として設定。③小班：原則として森林所有者及び地番により設定。

## 林相(りんそう)

森林を構成する樹種、林冠の疎密度、林齢、林木の成長状態などによって示される森林の全体像をいう。(⇒林齢)

## 林道改築(りんどうかいちく)

既設林道の構造について全線的に質的向上を図ること。

## 林道改良(りんどうかいりょう)

既設林道の輸送力の向上と通行の安全確保を図るため、その局部的構造の質的向上の整備を実施すること。

## 林道密度(りんどうみつど)

単位森林面積当たりの林道延長のことで、m/haの単位で表す。林道延長を対象とする森林面積で除したものの。

## 林業専用道(りんぎょうせんようどう)

幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、間伐作業を始めとする森林施業の用に供する道をいい、普通自動車(10トン積程度のトラック)や大型ホイールタイプフォワードの輸送能力に応じた規格・構造を有するものをいう。(⇒森林作業道)

## 林内相対照度(りんないそうたいしょうど)

林外の光をさえぎるものがない場所の照度(太陽光量；ルクス)に対する、林内の照度の比を%であらわしたものの。複層林を造成するときの林内の相対照度は20%必要と言われている。

## 林内道路密度(りんないどうろみつど)

単位森林面積当たりの道路延長のことで、m/haの単位で表す。林内道路延長には、

林道のほか市町村道等の公道を含む。

### **林内路網密度（りんないろもうみつど）**

単位森林面積当たりの路網密度のことで、m/haの単位で表す。路網延長には、林道、作業道（路）等の一時的な作業用道路のほか市町村道等の公道を含む。

### **林分密度管理図（りんぶんみつどかんりず）**

林分は密度（本数）によって、林木の肥大成長（直径）に違いがでてくる。この関係には、上層木平均樹高ごとに一定の法則性がある。この法則のもとに密度管理の計画、伐採の目安、林分成長の予測を示した図を林分密度管理図という。

### **林齢（りんれい）**

森林又は林木の年齢。人工林では、苗木を植栽した年を1年生とし、以後2年生、3年生と数える。

### **齢級（れいきゅう）**

林齢を一定の幅でくくったもの。5年をひとくくりにし、林齢1～5年生をⅠ齢級、6～10年生をⅡ齢級と数える。（⇒林齢）

### **列状間伐（れつじょうかんばつ）**

間伐作業の低コスト化を図るため、伐採や搬出に都合がよいように列状に間伐を行う方法。（⇒間伐）

### **連年成長量（れんねんせいちょうりょう）**

ある林齢の前後1年間の林木の成長量。（⇒林齢）

### **路網整備等推進区域（ろもうせいびとうすいしんくいき）**

林道等の既設路線や計画路線の配置状況、施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進森林の配置状況等を勘案して効率的な森林施業を推進する箇所で、市町村森林整備計画で定められる。